

税制改革を巡る現状と課題



岩崎氏 (司会)



青木氏



池田氏



澁谷氏



松本氏

●参加者

財務省主税局長

総務省自治税務局長

中央大学法学部教授

住友電気工業(株)取締役会長

青木	孝徳
池田	達雄
澁谷	雅弘
松本	正義

司会 明治大学専門職大学院法務研究科教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編●頁～●頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) ご紹介いただきました岩崎政明でございます。明治大学の法科大学院で租税法を担当しております。本年度の討論会でも司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和5年6月16日付で閣議決定されました、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(いわゆる骨太方針2023)では、わが国が直面する内外の歴史的・構造的な変化と課題に対応するため、経済社会の変革を進め、社会的課題の解決に向けた取り組みを成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、「成長と分配の好循環」を目指すと呼びかけられています。そのための方針として、人への投資を進めるとともに、労働市場改革等による構造的賃上げ実現、重点分野への官民連携投資を進めることにより、グリーン・トランスフォーメーションやデジタル・トランスフォーメーションを加速させることが示されております。

そうした政策を実行するためには、健全で堅固な財政が不可欠です。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費支出の増大や、新型コロナウイルス対策や、物価高騰対策のための財政支出が数年来続いておりますし、それに加えて防衛力の強化や少子化対策、子ども子育て環境の改善といった新しい支出の必要も生じてきており、財源確保がより重要な課題となっております。

そうした財政需要を支えるため、税制改革が急務となっております。これを踏まえて、令和5年6月には税制調査会から、「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方」が公表され、個人所得課税、資産課税等、法人課税、消費課税、国際課税及び納税環境の整備の全般にわたる中長期的な改革方針が示されました。さらにこうした税制改革の課題は、地方の税財政の課題と密接な関係を持っております。

ます。そういう重要な税制調査会の答申の内容につきましても、この後、ご説明があるものと思います。

こうした改革の流れは、既に令和5年度税制改正においても一部取り入れられておりまして、さらにこれを加速させるための令和6年度税制改正についても、既に関係省庁や財界からいろいろな要望が出されているところです。令和6年度の税制改正に当たっては、これらさまざまな要望のうち、どのようなビジョンに基づいて、まず何から着手して、いかに発展させていくのが問題になると思います。

本日は、こうした国、地方に関する税制の取り組み状況につきまして、青木孝徳財務省主税局長及び池田達雄総務省自治税務局長をお迎えしてご説明いただき、これに対して租税法の専門的立場から澁谷雅弘中央大学教授に、また、経済実務の観点から松本正義住友電気工業株式会社取締役会長、租研副会長にそれぞれご意見を開陳していただきながら、討論をさせていただきたいと思っております。

進行に当たりましては、前半と後半、2つに分けて、前半においては国の税財政について青木主税局長からご説明いただいた上で、それに基づき討論をさせていただきます。後半において、池田自治税務局長に地方の税財政につきましてご説明いただき、その後、討論するという順序で執り行わせていただきたいと思います。それでは、さっそく国の税財政に関する中長期的な課題と、現下の問題解決の方策につきまして、青木主税局長からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

I. 税制の現状と今後の課題

(青木) 今、ご紹介いただきました、財務省の青木でございます。本日はこのような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。税の専門家の皆さんの前で税の話を

のは若干緊張しますが、先ほど司会の岩崎先生からもご紹介いただきました今年の中期答申で書かれている各税目の課題、それから今年恐らく取り組む令和6年度改正の主な項目についてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

1. 総論

〔租税の役割〕 財務省（3ページ）

これは今さらながらですが、税金の役割について中期答申でも改めて整理をされているものがございます。端的に言えば社会共通の費用を賄うための会費ですと、公共サービスの財源を調達する機能が租税にあるということです。

〔租税の分類とタックス・ミックス〕 財務省（4ページ）

各税目にはそれぞれ特徴がございます。例えば、所得税は累進課税が可能で、主に働いている現役世代が負担するものであり、他方できめ細かい配慮、例えば配偶者控除や扶養控除といった形で、家族の在り方などに合わせたきめ細かい配慮が可能です。それぞれ持っている税の特徴を組み合わせ、全体としてバランスの取れた税体系を構築していくことが求められているということでございます。

〔租税制度の基本原則〕 財務省（5ページ）

そういった税金を考えていく上で大切な基本となる考え方というのがございます。よく言われる公平、中立、簡素でございます。これも今回の中期答申でもう一度現代的に考え方を再整理させていただいていますが、5ページの最初にありますように、税制、基本的に国民全体で公共サービスの財源を負担していくということです、やはりみんなが公平に負担しているということが最も大事な考え方だろうということです。公平にも2種類、ここでは3種類書いていますけれども、伝統的に言われている水平的な公平、垂直的な公平に併せて、世代間の公

平というのを今回特に丁寧に答申の中では記述されています。後でご説明します。

それから納税者の選択に対して中立的な税制というのも大事だということです。特に働き方や家族の在り方などが非常に多様化する中で、税制が職業の選択や資産の移転、企業の立地など、そういった納税者の選択を歪めないようにするというのもすごく大事な考え方ということでございます。

最後に制度の簡索性ということで、納税手続きの負担を軽減し、徴税コストも抑えて、租税回避行動を誘発しないためにも、やはり何と言っても簡素な仕組みであることが大事だということでございます。

〔世代を超えた公平と租税の十分性〕 財務省（6ページ）

今、申し上げた世代間の公平という考え方です。世代間の公平には、まず1つは、今、この瞬間の現役世代と引退した退職者、要は引退した世代との間の負担のバランスという考え方と、もう1つは今、われわれの生きているこの世代と、将来何十年後かにこの国で生きている世代との世代を超えたバランスという、この2つの考え方がありますということでございます。特にその後者の方のバランスというのは、まさに将来の世代というのは今、この瞬間投票権を持たないわけで、どうしても将来世代の公平という観点が劣化する傾向にあるのではないかと。人口減少、少子高齢化、極めて厳しい財政事情を考えますと、数が少なくなっていく将来世代、一人一人の負担の重さに従来以上に配慮して、財政の持続可能性を損なわないための必要な負担を能力に応じて広く分かち合う必要があるのではないかと。そのために、やはり今、公共サービスの財源として、租税がその財源を十分に確保できていない現状を鑑みると、租税の十分性というものにしっかり配慮していくことが大事なのではないかということに今回力を入れて、答申でも書かれているところでございます。全

くそのとおりだと思います。

〔租税原則の関係性、税と社会保険料〕財務省 (7ページ)

今、申し上げた公平・中立・簡素というのはそれぞれ大事な考え方なのですが、例えば公平を重視するといろいろなきめ細かい配慮が必要になってくる、きめ細かい配慮をするとどうしても簡素な制度でなくなっていくと、そのような形で3つの考え方にはトレードオフの関係もあります。また、社会保険料というのがやはり大きな公共サービスの財源としてあるわけですが、この社会保険料も高齢化の中でだんだん負担が増えてきており、そうした中で社会保険料と税というのは元々違う制度ですけれども、やはりその関係というのはよく考えながら税制の制度も考えていく必要があるというようなことが、中期答申でも書かれているところでございます。

〔経済社会の構造変化〕財務省(8ページ)

公平・中立・簡素な制度にしていくためにも、やはりこの今、起こっている世の中の構造変化、世の中がどういう状況なのかということをしっかり捉えて、そのようなことをしっかり踏まえて税制というものを考えていく必要があるということで、中期答申の中ではこの世の中のさまざまな変化についても丁寧に議論し、書かれているところです。8ページがそれなのですが、例えば働き方、それから世帯構成が非常に多様化していますし、外国人の労働者の方が増えています。また経済のグローバル化、デジタル化もものすごい勢いで進んでいます。一方で、非正規雇用の増加や、子どもたちを中心に貧困の問題があり、教育と格差の問題、格差の固定化を何とか防がなければいけないという課題もあります。もちろんSDGs、気候変動や環境問題への対応も必要ですし、昨今の安全保障環境の変化というのも非常に大事です。

そして何より、人口減少という問題が、わが

国の将来を考えていく際に非常に大事な問題で、そういった中で岸田政権は今、子育て支援策、少子化対策に国を挙げて取り組んでいるところでございます。

〔個別税目の現状と課題〕財務省(9ページ)

今のようなさまざまな社会経済の構造変化の中で、各税目にどのような課題があり、また、そのどのようなことを重視して税制の在り方を見直していく必要があるかというようなことがまとめられたものが9ページでございます。それぞれ後でご説明しますのでここは割愛します。

〔経済財政運営と改革の基本方針2023(抄)〕 財務省(10ページ)

これは中期答申ではなくて、先ほどもご紹介がありましたが、基本方針2023、いわゆる骨太方針2023で書かれている税制の部分、税制改革の部分の記述を抜粋したものです。格差の固定化防止などの観点から、やはり再分配機能をしっかり高めていくことが大事であり、それから公平で多様な働き方に中立的な、デジタル社会にふさわしい、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤、こういったものが大事なのではないかと。また、納税環境の整備、国際課税への対応、そういったものが大事ではないかということが書かれているところです。

2. 所得税

〔わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—(抄)〕財務省(12ページ)

ここから各税目の話に入ってまいります。まず所得税でございますが、所得税については、所得に応じて公的サービスの財源を支え合うための基幹税であり、基幹税という言葉はこの所得税、消費税、法人税の3つに使っていますけれども、そして財源調達機能と、もう1つは所得再分配機能を適切に発揮していくことが重要ですとっております。また、働き方や家族の在り方などの多様化に応じて、やはり所得の性

質に応じた課税方式や各種控除の在り方を見直していく必要があるかという整理になっております。

〔近年の個人所得課税の主な見直し〕財務省（13ページ）

ここは、ここ数年間で行われてきた所得税の改正をまとめたものでございます。それぞれどのような観点から見直しをしたのかというのが書いてありますが、所得再分配、それから働き方への中立性、または金融所得課税をどのように考えていくのかという観点からさまざまな見直しが行われたものでございます。

〔個人所得課税の見直し（令和5年度改正）〕財務省（14ページ）

まさに令和5年度改正というのは、その中の1つ大きな改正が行われたもののなのですが、3つ大きな論点がございます。1つは、NISAの抜本的な拡充・恒久化です。これは資産所得の倍増、貯蓄から投資へというものを後押しするという意味で、いわゆる中堅所得層の方が資産運用、老後の備えを蓄えていくに当たって有価証券への投資というのをしっかりしていきながら、その恩恵を受けて老後への備えがしっかりできるような社会をつくっていく必要があるということでした。

それからやはり諸外国、特にアメリカなどに比べるとスタートアップの企業が日本の場合なかなか育っていないのではないかとご指摘もある中で、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化ということで、スタートアップ再投資への非課税措置といったものを作らせていただいています。この2つはどちらかと言うと、いわゆる税金を優遇してそうしたものを政策的に後押ししていくという観点の改正ですが、一方で「1億円の壁」と呼ばれている、1億円を超えると所得税の負担率は下がっていくという問題、この公平の問題に対応していくために、極めて高い所得に対する最低限の負担を求める

措置を入れさせていただいて、トータルでバランスを取りながら所得税改正をさせていただいたところでございます。

〔「こども未来戦略方針」（抄）〕財務省（15ページ）

そして所得税の世界は、毎年、次から次へといろいろな課題が出てくるわけなのですが、今年は幾つか大きな改正項目が想定される中で、ここでは3つ取り上げております。1つ目は少子化対策に伴って、児童手当を今回大きく見直すことが既に表明されています。

15ページをご覧くださいと、今、中学生まで所得制限付きで児童手当が支給されているのですが、まず所得制限を撤廃します。それから高校生まで延長します。それから第三子以降は3万円に金額を引き上げます。この3つの大きな改正を予算の世界で行うことで既にコミットされていますが、これとの関係で注ではありますが、中学生までの取り扱いとのバランスを踏まえて、高校生の扶養控除をどう考えるか整理するというところでございます。

併せて一番下にありますが、子育て支援策の充実のための財源確保を目的とした増税、消費税が例示されていますけれども、これは今のこの時点では行わないということが示されています。したがって、この扶養控除の見直しというのは財源確保を目的としたものではないのですが、中学生までの取り扱いとのバランスを踏まえてどう考えるかというのが大きな課題としてございます。

〔扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）〕財務省（16ページ）

16ページをご覧ください。平成22年度改正、民主党政権で子ども手当というのが最初は所得制限なしでスタートしたのですが、そのときに、要は所得控除というもので子育て世代へ配慮を行う考え方から、手当ては予算歳出の方で行うという流れの中で、子ども手当の創出と併せて

年少扶養控除（15歳までの扶養控除）38万円を廃止しました。また、高校の実質無償化を併せてやっているのですが、それに併せて16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ25万円部分を廃止しております。このときはこのようにしたのですが、今回これをどのように考えていくのかという問題でございます。

いろいろなことがもう既に、特にネットの世界などでも言われているのですが、単純に扶養控除を廃止すると、特に高所得層、例えば年収1,200万円を超えるような子育て世代では、この扶養控除の廃止と所得制限がなくなるので児童手当がもらえることのトータルで見ると、マイナスになるという問題が言われています。一方で、扶養控除を維持したまま新しい児童手当を足して考えると、逆に高所得世帯の方がものすごく財政的な支援を国から受けるという問題にもなる。ここの全体のバランスをどう考えていくのかというのは非常に難しい問題で、既にわれわれ主税局は頭を痛めているところなのですが、今年の年末、一定の結論を得たいと思っています。

〔わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—（抄）〕財務省（18ページ）

もう1つ、退職金の課税についても既に報道されていますので、ここでは取り上げています。元々、今の退職金課税制度というのは、20年を超えると1年当たりの控除の金額が非連続で増える状態になっています。これは、勤続年数が長いほど退職金が厚く支給されている世の中の現状を反映して、元々こういう制度になっているわけです。一方で、近年では、退職金の支給形態や労働市場における様々な動向の変化の中で、税制も見直す必要があるのではないかなというご意見を中期答申では頂いています。

特にその見直しの方向性としては、働き方の違いによって有利、不利が生じないようにする。要はずっと同じ会社で勤め上げる方と、いろいろ転職をされて数年で職場を変わっていかれる

ような働き方、こういった働き方の違いによって税制で有利、不利が生じないようにするということは1つ大きな考え方としてあるのだろうと思います。それから元々この退職金というのは、老後の備えということで、いわゆる企業年金、個人年金、そういったものと同じで老後の生活の糧となる資産形成という面があろうかと思うのですが、これらについて拠出・運用・給付の各段階に応じた適正な負担というのをどう考えるかというのは元々大きな話としてありました。例えば、共通の非課税枠や個人退職勘定のようなものを設けると、働き方によって有利、不利が生じないような制度ができるのではないかなという考え方がここでは示されています。

ただ一方で、退職金、老後の備えというのは、個人個人の老後の生活設計にすごく大事な話でございますので、性急に無理やり見直すような話ではなくて、丁寧に議論を進めていかなければいけないだろうとも併せて思っていて、そういったことも諸々考えて丁寧にこれから議論していかなければいけない問題だと思っています。

〔退職年齢別の退職手当支給額の推移（モデルケース）〕財務省（19ページ）

19ページをご覧くださいと、先ほど申し上げましたが、退職金の支給はS字カーブと呼ばれているように、だんだん、20年を超えるくらいから支給金額が増えていったのですが、そのS字カーブも近年だんだん緩やかになっています。

〔各国の私的年金制度について（原則的な扱いを示したもの）〕財務省（20ページ）

これはもう何年も前から政府税調で示されている絵なのですが、諸外国では共通の個人勘定、非課税枠のようなものを設けて、働き方の違いによって有利、不利が生じないようにされており、そのような制度というのは論理的には可能ですということでございます。それを日本にど

いうふうに入れていくのか、入れていかないのかを検討する必要があります。

〔主要国における公的年金税制の概要〕財務省 (21ページ)

21ページは、その老後の備えに当たって、公的年金の拠出段階、運用段階、給付段階での課税がどういうふうになっているのか、わが国の課税、それから諸外国の課税を並べていますが、こういったことを諸々考えながら丁寧に議論を進めていかなければいけないと思っています。

先ほどの扶養控除もそうですし、この退職金課税もそうなのですが、何となく世の中では財務省が増税を狙ってやっているのではないかということをよく言われるのですが、決してそのようなことはなくて、まさにその働き方や生き方などに中立的な税制、それで増収を狙うのではなくて、そういう公平な税制を目指すということで考えているのです。もちろん個人個人の方にとっては当然制度が変われば有利、不利などが出てくる、今と比べてプラス、マイナスは出てくるのですが、決してそのような目的ではなくて、公平性・中立性の観点からお願いをしているものです。

〔令和5年度税制改正大綱(抄)〕財務省 (22ページ)

3つ目の課題です。こちらは財源を確保するための所得税等の見直しでございます。端的に言えば、いわゆる増収を目的とした税制改正になります。22ページをご覧いただくと、去年の年末に決めたことですけれども、防衛力の強化、令和9年度に、防衛費やその他防衛に関わるような科学技術やインフラ整備など、そういったもので恐らく今より倍近い金額が必要になってきますので、それを税外収入、歳出削減などでまずは賄って、それでも足らざる部分は、税制措置をお願いするということです。ここに書いてありますように、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施するということが決まって

います。令和9年度において1兆円強を確保するということになっています。法人税、所得税、たばこ税についてそれぞれ措置を講ずるということです。

法人税は付加税を課し、所得税については1%の付加税を課すとともに、一方で今、東日本大震災の復興のために特別な所得税の付加税をかけていますが、新しい防衛のための1%の付加税と併せて、一方でこの復興特別所得税の方を1%下げるということで、トータルとして今より所得税について負担が増えないという仕組みになっております。

また、たばこ税は、1本当たり3円の引き上げをやっていくということでございます。これも今年の年末に向けてしっかり議論をしていきたいと考えています。

3. 相続税・贈与税

〔わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—(抄)〕財務省 (24ページ)

今度は資産税でございます。資産税については、経済のストック化、老後扶養の社会化などの構造変化に応じて、税制全体を通じた再分配機能が引き続き重要だということが書かれています。

〔相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比、年代別金融資産保有残高〕財務省 (25ページ)

25ページの左側の絵は、最近では長生きするようになっていいことなのですが、要は高齢化が進んで、相続の時点では、相続する側に加えて、財産を受け継ぐ側も割合と年齢が高くなっていますという絵です。一方で25ページの右側は、個人の金融資産は非常にたくさん、2,000兆円近くあると言われていますが、実は60代以上の方が65%、1,200兆円くらい持っていっぱいという現状を示しております。資産を後世代に、要はお子さんやお孫さんに移転していくタイミングによって、相続税・贈与税の負担が有利、不利となるようなことが生じないようにして、

必要なお金が若い人に移転されて、若い人が生活や教育などいろいろなことにお金を使っていくことで、経済全体もぐるぐるよく回っていけばいいということでもあります。

〔令和 5 年度税制改正のイメージ（赤字部分を改正）〕 財務省（26ページ）

26ページをご覧くださいと、令和 5 年度改正で、相続時精算課税について、110万円の基礎控除を導入し、また、暦年課税の方で相続前贈与の加算期間を 7 年に延長するなどして、要はなるべく長い期間、相続の少し前から資産移転をしたとしても、税で有利・不利が生じないような手当てをさせていただいているところです。

〔令和 4 年度税制改正大綱（抄）〕 財務省（27ページ）

27ページは、税制改正要望が出てきていますので、今年の税制改正で恐らく課題の 1 つとなる中小企業の事業承継の問題について、令和 4 年度の与党税制改正大綱を付けさせていただいています。これは今年議論になるかと思っています。

4. 法人税

〔わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—（抄）〕 財務省（29ページ）

法人課税はここにもありますように、成長志向の法人税改革というのをここ数年進めてきています。端的に言うと、今までやってきたことの客観的・実証的な検証が求められていると締めくくられています。その際にはEBPMの観点も踏まえて、本当に役に立ったかどうかというのをしっかり見ていく必要があるのではないかということでございます。

〔法人税率と法人税収の推移〕 財務省（30ページ）

30ページは、ここ数年の法人税率の引き下げと法人税収の推移です。

〔令和 4 年度税制改正大綱（抄）〕 財務省（31ページ）

そして31ページは、先ほど客観的・実証的な検証と言いましたが、どうしてそのようなことが必要なのかということの思いが書かれている与党の税制改正大綱です。ここでは、要は法人税改革をしっかりとやってきたのですが、その間、わが国の賃金水準というのは30年以上ほぼ横ばいで、人的資本や無形資産への投資というのが主要国に比べて見劣りするのではないかと、一方で、株主還元や内部留保は増加を続けていて、結局、企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求めた結果、経済全体の縮小均衡が生じてしまったのではないかとというようなことが書かれています。こうした問題意識の中でしっかり検証し、最後に書かれていますが、積極的に未来への投資に取り組む企業には有効な支援をする一方で、余力があっても活用されないような場合に、どのようにしてその行動変容を促すような対応が取れるのかというのを幅広く検討していく必要があるということでございます。

〔企業収益の動向について〕 財務省（32ページ）

32ページは今、申し上げた企業の利益、労働分配率、内部留保の増加を示しています。

〔平均賃金の国際比較〕 財務省（33ページ）

33ページでは平均賃金の国際比較が書かれています。日本の場合はここ30年間ずっと横ばいということです。

〔令和 6 年度税制改正に関する主な要望（法人税関係）〕 財務省（34ページ）

令和 6 年度改正でこの34ページのような要望を主に経産省から頂いていて、これらについてしっかり議論していきたいと考えています。個人的には、この賃上げ促進税制というのが 2 年前からスタートしていますが、これをきちんと総括し、本当に企業の賃上げに資するような制

度へブラッシュアップするといったことが必要ではないかと考えています。

5. 国際課税

〔わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）〕財務省（36ページ）

36ページについては、BEPSの取り組み、2本の柱、これをしっかり着実に毎年進めていく必要があると考えております。

6. 消費税

〔わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）〕財務省（40ページ）

40ページは消費税の話です。消費税は、ここにありますように、社会保障の財源として、特定の世代に偏らないで幅広い国民が負担を分かち合う、そして税収の変動が少ない大事な財源だと考えています。今後ますます重要さが増すだろうと考えています。

〔インボイス制度への対応状況等〕財務省（41ページ）

消費税の話については、41ページをご覧ください。だと、インボイス制度への対応というのが今年の後半、これから何カ月間は大変大事な課題だと思っています。8月末の段階で、課税事業者300万者のうち、95%の方に登録申請いただいています。残り5%は恐らくB to Cの事業者ではないかと思っていますので、しっかり登録申請をしていただいていると思っています。

免税事業者は460万者いるのですが、このうち、農家や漁業の関係の方や、B to Cの方というのは、基本的に自分でインボイスを発行することが恐らくそれほど求められないだろうということで、それを除いたB to Bの取引、160万の方がいらっしゃるうち、103万の方が8月末時点で登録申請いただいています。いずれにしても、登録をして課税転換された方にも、また、57万者の、引き続き免税事業者でいこうと、インボイスが発行できなくてもいいという

ふうに判断された方にも、それぞれ税制の面での特例や予算の面での支援を措置しています。また、取引先から強制的な課税転換を求められたり、逆に値下げや取引の停止を言われたり、そういうことに対しては公取や中小企業庁が、しっかり監視をし、またはその取引先である事業者に注意をして、こういうことがないように丁寧に対応していきたいと思っています。

〔インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策〕財務省（42ページ）

42ページをご覧ください。と、今申し上げたようなさまざまな支援策、税制措置や取引環境の整備、そして何より制度がスタートしてから特に重要だと思っているのですが、やはりいろいろ悩まれている、または不安に思っている事業者の方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方にきちんと寄り添って相談に応じていくという体制を一層強化していく必要があると思っています。インボイスコールセンターというのは、インボイスそのものの問い合わせ先でございます、国税庁がやっています。それから商工会や商工会議所といったいわゆる中小企業系の団体、また中小企業庁の方で経営相談体制、これは税だけに限らないのですが、そういったものの体制をしっかりと作っていただいています。必要があれば例えば税理士や支援機関などにつないで、例えば税理士の場合ですと無料の税務相談を受けられるような、そのような仕組みをしっかりと、今までもやっていますけれども、今以上にやっていく必要があると思っています。

〔わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）〕財務省（43ページ）

43ページ、44ページは、消費税の別の話です。オンラインゲームを中心にモバイルアプリの市場規模が年々拡大しており、当然それはプラットフォーム事業者を通じて行われているのですが、プラットフォーム事業者というのは取引の

仲介を行うだけで、実際にはサプライヤーが消費者に対してコンテンツを提供します。ただそのサプライヤーというのは海外にあって、しかも極めて小規模な事業者でいらっしやると、なかなか消費税を課税することができないという問題があります。EUをはじめ多くの諸外国、消費税と同じ仕組みを持っている諸外国におきましては、そのプラットフォームの事業者が納税義務を課すといった取り組みを行われていて、わが国でも国内外の競争条件を公平にするためにも、そういった仕組みを考えていく必要があるのではないかとというのが消費税の世界では課題としてあります。要は国境を越えた消費活動がいろいろ行われていますので、こういったものにも消費税はきちんと合わせていかなければいけないという話でございます。

7. 納税環境整備

〔わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—(抄)〕財務省 (46ページ)

46ページをご覧ください。納税環境整備について、納税者の利便性と申告内容の適正性を確保するために様々な取り組みをこれからもしていかなければいけないということでございます。

8. 財政・税制に対する国民の意識

〔経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団①)〕財務省 (48ページ)

駆け足でご説明しましたが、最後に1つだけ、これは私の趣味で入れた資料なのですが、2022年の11月、東京財団が経済や財政について、経済学者の方といわゆる一般の国民の方にアンケート調査をしており、これがあまりにも対照的なものですから、逆にこの対照的な状況はわれわれ財政当局としては非常に反省すべきで、もっともっと財政の状況、税金の話を、やはり一般の国民の方にしっかり伝えていかないといけないという反省を込めての資料でございます。

まず48ページの左側を見ていただくと、日本の財政赤字について、みんな財政赤字は問題だと思っているのです。それは経済学者の方も国民も。しかし一方で、その財政赤字は一体何が原因ですかと問われると、経済学者の方は7割の方が社会保障、担い手が減る、一方で高齢化が進む、お金がかかる、この問題が第一だと言われる。一方で、一般の国民の方は、高い公務員の人件費と、政治家が無駄遣いをしていると言う。何となくそう思われているのだろかなというのは実感としてありましたが、こうして数字として見るとなかなか違いが大きいなと思いました。

〔経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団②)〕財務省 (49ページ)

49ページをご覧ください。消費税のイメージも、経済学者の方は世代間で公平、投資や雇用へのゆがみが少なく効率的、安定財源、そういった面で見えています。一方で国民の方はやはり逆進的で不公平だと、景気に悪い影響があるということが非常に大きな割合を占めていて、消費税のイメージというのはやはり専門家と国民の方ではだいぶ違うなということを改めて思いました。したがって、消費税を今後上げるべきかどうかと問われれば、当然なのですが、経済学者の方は現状維持か上げる、国民の方は現状維持か下げる、もしくは廃止するということになります。

〔経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団③)〕財務省 (50ページ)

歳出改革について50ページを見ていただくと、歳出を抑えて負担を回避するというのを多くの国民の方々は思っていて、一方で専門家の方からすると、歳出を一生懸命抑えても、それでもやはり高齢化、人口減少が進んでいく中で負担増も避けられないだろうという見方をされてい

て、少し違いがあるということです。その社会保障等、今後の財政支出の財源をどこに求めるかということになると、経済学者の方は消費税だろうと、国民はみんな法人から取ればいい、大企業から取ればいいというような意見になっているということです。

この表を見て私が思ったのは、この経済学者の方々が仰っていることというのは、基本的に財務省の意見とほぼ同じですので、そういう意味ではわれわれ財務省と国民の皆さんの間での認識のギャップというのはこれだけあるのかと感じました。逆に言うところをしっかりと埋めていかないと、いくらわれわれがいろいろなことを言っても、なかなかそれが皆さんに響かない、国民の皆さんに響かなくて、実際、政治的にはなかなか受け入れられないのだろうということを痛感していました。そういったこともあって、しっかり、今日のこの場もそうなのですが、財政と税金の話について、われわれが正しいと思っているだけではなくて、しっかり国民の皆さんに伝えられるようにやっていかなければいけないということを痛感したところです。私からは以上でございます。

Ⅱ. 税制の現状と今後の課題に対する意見・質問

(岩崎) ご説明ありがとうございました。大変幅広い論点について、要点をマーキングしていただいてわかりやすくご説明くださいました。ありがとうございました。それではここで討論の方に移りたいと思います。最初に澁谷教授からご意見を頂ければありがたいと思います。お願いいたします。

(澁谷) 澁谷でございます。今年出た税制調査会答申は大変大部なもので、なおかつ税制全体について体系的にまとまった報告となっております、それを非常にわかりやすくコンパクト

トにご説明していただいたと思います。どうもありがとうございます。

それではまず私の方から幾つかできるだけ手短にご質問していきたいと思います。まず1つ目として、所得税につきまして、これは水平的公平が垂直的公平の前提であると、こういう観点から少しお伺いしたいと思います。先ほど1億円の壁といったことを資料でお示しいただきましたけれども、これは結局のところ所得税において水平的公平、同じ所得の者に同じ税負担を求めるという点が、必ずしもそうっていないことの結果としてこういう現象が生じたのだと私は思っています。そういった水平的公平という観点についての検討なり議論なりというのはあったのかどうかということについて、例えば、今回の税制改正で導入されるスタートアップへの再投資に係る非課税措置、或いはNISA制度の拡充・恒久化といったことに関してお伺いできればと思います。これが1つ目でございます。

2つ目として、これもご説明の中にありました防衛力強化に係る財源確保のところなのですが、これについてはちょっとご説明の中にありましたが、これは何か新たな目的税の創設ないしは税収の特定財源化によって対処すると、そういう理解でよろしいのでしょうか。私は森林環境税のときなどからちょっと気になっていたのが、重点的に歳出を投入しなければいけないような分野が生じたときに、一般会計の予算の中から措置するというのにとどまらず、何かそういう新しく税目を立てるといったことが今後行われていくことになるのかなと、ちょっとそういう疑問を持ったのでお伺いしたいと思います。これが2つ目でございます。

次に3つ目として、相続税・贈与税につきまして、実はこれは、私は専門家会合にも加わっておりますので、ちょっと質問しづらいところがあるのですが、この相続税・贈与税の改正につきましては、これはやはり資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築ということで

出てきたものだと思います。そして、この点についてはいろいろな議論なり提案なりがされていて、そのうち今回の法改正では採用されたものとされなかったものがあるわけでございます。特にこの点については、昨年公表された日税連税制審議会の答申が大変まとまったご提案をされていたと思うのですが、その中にあった幾つかの項目のうち、採用されなかったもの、例えば小規模宅地の特例の適用の話であるとか、或いは贈与後に相続税の法改正があって負担が増加した場合にどう措置するかといった問題、こういった採用されなかった方についてはどういう検討がされたのかということをお伺いしたいと存じます。これが3つ目です。

最後に4つ目として、法人税につきましてですが、法人税については特に租税特別措置が問題になっていると思いますけれども、この租税特別措置につきましては、適切なデータを用いた効果の検証を踏まえて、不断に見直す必要があるということが指摘されております。この検証であるとか見直しの具体的な仕組みとか方法というものが、現在整っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。例えば、租特透明化法というのがこのために役立っているのかどうかということをお伺いできればと思います。また、租税特別措置につきましては、これはまた将来ということになるかもしれませんが、国内ミニマム課税が導入された場合には、やはりこれは租税特別措置の効果などに影響するとお考えであるかどうかという点も併せてお伺いできればと思います。私からの質問はこの4点でございます。よろしく申し上げます。

(岩崎) ありがとうございます。それでは、引き続き、松本租研副会長からご意見を伺いたいと思います。

(松本) 松本でございます。今日はよろしく

お願いいたします。私からは、財政の健全化、所得税の再分配機能の観点などから4点の質問をさせていただきます。

(財政健全化について)

まず1点目は、財政健全化についてです。昨今、防衛費、子ども政策など、新たな財政需要が生じる都度、財源探しをするような議論となっておりますけれども、コロナや物価高対策で膨張した歳出規模を正常化すると同時に、歳入歳出のバランスをトータルで考えて、健全化に取り組むことが重要ではないかと考えます。その際、財政の現状と将来について客観的なデータや分析に基づいて、中長期的な視点から財政健全化への道筋、シナリオを策定して、その実行を担保することが重要ではないかと思えます。

財政を預かる財務省の方々は、国の将来を考えて正論を述べておられると思いますけれども、残念ながら世間の人たちにはなかなか受け入れられないようであります。また政治家は国民に受けの悪い負担や財源の問題に正面から取り組みうとしません。そうした中で、健全化目標は事実上棚上げ、負担増につながる政策は先送りされてきたということでございます。こうした現状を見ますと、財政ガバナンスを強化して、財政規律を担保するための仕組みとして、私も関経連では独立財政機関の設置を提言しておりまして、租研意見にも盛り込ませていただいております。昨年、英国のトラス政権が市場から不信任を突き付けられ退陣を余儀なくされましたけれども、トラス前首相らが、予算責任局(OBR)の協議、検証を経ることなく、財源の裏付けのないプランを発表したことも問題であったと言われております。

新しい組織を作りさえすればうまくいくというものではないことは十分承知しており、設置形態、権限はいろいろありまして、全ての国で有効に機能しているということでもない聞いております。しかし、政府・政治から独立した立場で客観的なデータに基づいて財政計画の評

価、取り組み状況のモニタリングを行って、予算の編成、審議のプロセスに関与させることが重要ではないかと思っています。主税局長のお立場からはなかなかお答えになりづらい質問かと思いますが、独立財政機関というアイデアについてどのようなお考えなのかお聞かせいただければと思います。

(所得税の再分配機能について)

2点目は、所得税の再分配機能についてです。所得格差の拡大、固定化を是正するために、税財政を通じた再分配政策が重要であることは論をまちません。所得税は税制の中で所得再分配機能について中心的な役割を担っておりますけれども、現行の所得税に対しては金融所得等のウェイトが大きな高所得者層の税負担率が低くなるという現象、いわゆる1億円の壁の問題が最近特に指摘されております。

令和5年度改正では、極めて高い水準の所得に対して一定の負担を求める措置が講じられましたけれども、その適用対象者は全国で200人から300人程度とも言われています。この改正がまだ実施されていないうちから次の段階の話になって大変恐縮ではありますが、現行、20.315%の比例税率で分離課税されている金融所得課税の見直しが論点の一つと考えております。従来、貯蓄から投資への流れに逆行し、大衆課税となるとの指摘もありましたが、NISAが抜本的に拡充されることも考慮いたしますと、市場への影響等には十分配慮して、税率や課税方式など金融所得課税の見直しについて検討する余地があると考えておりますが、いかがでしょうか。

また、税制全体として考えたときには資産課税の強化、すなわち相続・贈与税、キャピタルゲイン課税についての政策的な免税措置の縮小といったことも考えられますが、どのようなお考えかお聞かせいただきたいと思います。

(財源調達機能について)

3点目は、財源調達機能についてです。社会保障と税の一体改革によりまして、消費税が社会保障目的税化され、税率が10%に引き上げられましたが、現状におきましても社会保障の4経費、医療、福祉、介護、子育て、この4経費を賄うことができておりません。少子化対策、子ども政策の拡充のための財源も政府与党は早々に消費税を封印してしまいましたけれども、本来、消費税によることがふさわしいと思っています。今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障支出の増大が見込まれ、医療費の自己負担の引き上げ、保険料における応能負担の強化、高齢者の就労促進などの対策を講じたとしても、消費税の引き上げはどうも避けられないと考えております。

一方で、新たな財政需要への対応、受益と負担のアンバランスを解消するためには、消費税一本足打法では難しいのではないのでしょうか。消費税と並んでわが国税制の基幹税である所得税の役割は財源確保の面で大変重要であります。例えば、安全保障の強化に必要な費用は社会全体で分かち合うべきものでありまして、その財源を所得税に求めることは筋道としては間違っていないのではないかと思います。しかしながら、現状、全世帯のうち約3割は所得税がかかっておりません。所得税の納税者の中でも6割は5%の最低税率が適用されているというのが実態であり、こうした構造のままであれば所得税による財源調達の限界がありまして、諸外国とはかなり違うなという感じがしております。

これも政治的には大変難しい問題ですが、構造的な賃上げによる所得拡大などによって分厚い中間層の形成を進める一方で、所得税制においても中低所得者層を含めた幅広い層に相応の負担をお願いするという方向での見直しが必要となるのではないかと思います。お考えをお聞かせいただければ幸いです。

(法人課税のあり方)

4 点目は、法人課税のあり方についてです。今後の法人課税改革の方向性としては、税率の引き下げなどによる一律の負担軽減から、イノベーションや先進的な投資、人材育成などに的を絞って、経済の成長、好循環につながる企業活動、投資にインセンティブを与える措置に重点を移していくべきであると思っています。試験研究費やGX、DX関連投資に対しまして、税額控除、それから特別償却という形で負担軽減措置が講じられておりますけれども、諸外国の制度なども参考に、より力強いものとしていくことが望まれます。例えば、知的財産権由来の所得に軽減税率を適用するイノベーションボックス税制の導入なども検討すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせいただければと思います。

少し長くなりましたが、よろしく願いいたします。

(岩崎) ありがとうございます。それでは、いろいろな難しい問題が出てきましたけれども、青木局長にお答えできる範囲でご意見をおっしゃっていただければと思います。

(青木) ありがとうございます。まず澁谷先生、資産課税の見直しの件では大変お世話になりました。ありがとうございます。私は、去年1年間は主税局にいなかったのですが、その前の1年間、主税局で主に審議官としてこの資産課税を担当していましたので、大変お世話になりました。ありがとうございます。非常に大きな見直しができたということで、しっかりそれをまず実行していこうと思っています。頂いた質問も非常に鋭く、厳しいご質問を大変たくさん頂きましたので、できるだけきちんとお答えさせていただきます。最初に水平的公平の問題から、要は等しい所得を得ている者が等しい

税を負担するという観点から、このNISAやスタートアップの話についてどういう議論があったのかということでございます。

まずご指摘のようにこのNISAもスタートアップも所得税の水平的公平性の観点からは、いろいろ逆方向といえますか、ある意味そこには不公平をつくって政策的なものを後押しするという観点の見直しであることは事実です。そこはそうなのですが、特にNISAの見直しについては、まさに貯蓄から投資を促進する観点から、これまで以上に長期積立分散投資による資産形成を行いやすくする、また中間層を中心とした幅広い資産形成をより一層サポートするというものを企図したものだということです。一方で、そうは言ってもということで、一定の非課税限度額、年間投資枠といったものも、投資余力が大きい層に際限なく優遇にならないようにということを議論の結果、付けたということでございます。

スタートアップにつきましても、スタートアップを支援するという観点から非課税の措置を今回新たに導入するわけなのですが、こちらの方もいろいろ諸外国の例も参考にしながら、非課税の枠というものを、20億円の上限を設けて過度な優遇にならないような仕組みとするという議論の結果、そのような形にさせていただいているところです。

それから極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に関してです。こちらの方も今回、租税特別措置法で講じたものなのですが、対象になるような所得の大宗は株式の譲渡所得ですか、それから土地建物の長期譲渡所得ではないかと考えているのですが、なかなかそれはどれくらいの規模でそういったものの効果が表れてくるかについては、一概に申し上げることは難しいのですが、令和2年の統計データを見ると、大体恐らく200~300人の方が対象になって、増収額としては200億~300億円程度あるのではないかというふうに思っています。そういった所得をしっかり把握して執行していく意味でも、

情報の収集というのが大事なことだと思っていますので、ここはしっかり対応していきたいと考えております。

それから目的税や特定財源のご質問も頂きました。例えば目的税というのは、定義としては特定の経費に充てることを目的とした税金で、税法でその用途を特定して、税法にそれを書くということだと思います。特定財源というのも、その特定の用途を税法に限らないのですが、法律で規定するというような財源だと認識しております。まさにそこをどのようにするのかというのは恐らくこれから年末にかけて検討、議論されていくものでございますので、現段階ではなかなか予断を持って申し上げることができないことをご理解賜りたいと思います。

それから資産課税の、まさに今年の見直しについて、特に採用されなかった問題について幾つかご質問を頂きました。専門家会合も含めていろいろご議論いただいていた。まず小規模宅地の特例についてですが、この特例は相続という事前予測が困難である事象の発生に際して特別の配慮を加えているもののなのですが、やはり移転の時期を自由に選択できる贈与にまでこの特例を認めることは制度の趣旨に沿うのかどうかという議論があって、今回は見送ったところでございます。

もう1つ、贈与後に相続税の法改正があって負担が増加した場合の措置についても言及があったと思います。相続時精算課税制度は、あくまで相続時点での相続税制に基づいて税負担を精算する制度であることや、仮に相続税制の改正の影響をその都度加味していくこととした場合、制度を複雑化させるおそれがあることも考えて採用に至らなかったと認識しております。

それから法人税、租税特別措置の適切なデータを用いた効果検証の問題なのですが、これもまさにおっしゃるとおりで、租特の透明化法なども使ったしっかりとした適用実態の調査ですとか、またはそもそもその実態がどうなっているか、要はどれくらい適用件数があるかという

ことだけではなくて、本当にこの租税特別措置が企業や個人の選択を後押ししたと言えるものなのかどうかという評価、これは結構難しいのですが、しっかりやっていかなければいけないと思っています。まさに各省庁が毎年の税制改正要望を出す際には、この透明化法に基づく調査や、それから政策評価などをしっかり行って説明責任を果たしていくということになっておりますし、われわれもそこはそういうことをきちんと議論して租税特別措置の中身について議論していかなければいけないと考えております。これからますますこの問題については、今まで以上にしっかり取り組んでいく必要があろうかと思っています。

それから最後に、国際課税で国内ミニマム課税が導入された場合の租税特別措置の効果といった話でした。まさに国内ミニマム課税が導入されますと、世界的に15%の実効税率で最低限の負担を企業にはお願いするということになるわけです。実際、日本の実効税率は、表面税率で言うと29.74%になっているのですが、これが15%を割り込むような事態というのは恐らく、まずないのではないかと考えています。仮にその個別の企業さんの中ではこの実効税率15%を割り込むようなケースが出てくるかもしれませんが、そこについては企業側で自主的な抑制というのも行われるかもしれません。なお、仮に国内ミニマム課税が導入されない場合であっても、日本企業のグループに属する外国子会社が所在する国で15%に足らざる部分をUTPRで課税されることになりますので、そういう意味では15%で統一的に公平な競争条件が適用されるのではないかと期待しているところでございます。澁谷先生のご質問については以上でございます。

それから松本会長、近畿財務局の時代には大変お世話になりました。ありがとうございます。大変ご無沙汰しております。今は主税局におります。会長からもいろいろご質問を頂きました。まず独立財政機関のアイデアでござい

ます。まさにご指摘はごもっともで、専門的、中立的な知見を含めて、そういった観点からきちんと財政のことを検討する、その検討した結果に従って政府一丸となって経済再生と財政健全化の両立に取り組むことが重要なのだと思います。

まさにそれを、ではどのような枠組みでやれば一番うまくいくかということについて、今の法律に基づいてこの財政当局の仕事をさせていただいている身としては、今ある組織、内閣府でいろいろな方針を決めて、実際の予算編成、税制改正をわれわれの方でやっていくというこの仕組みの中でまずはしっかり頑張っていくことが必要なのではないかと思います。いろいろご指摘も含めてさまざまなご議論、国民的なご議論をされることが大事なことだと思いますし、やはり何より重要なことはまさにおっしゃっていたとおり、専門的、中立的な知見をきちんと生かしながら予算編成、税制改正をやっていくことだと思いますので、われわれとしてはそれにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

それから金融所得課税についてもご質問いただきました。金融所得課税については、上場株式の配当にしても譲渡益にしても、一律20%の分離課税にしているということが、まさにその1億円の壁の原因、要因になっているところはあるのですが、一律20%分離課税にしていること自体はそれなりに意味があってこういうことをやっているというのも一方でございます。金融市場にゆがみを与えにくいですとか、それから他の所得の状況を踏まえて意図的に金融取引のタイミングを調整するような行為を抑制することができるですとか、そういった意味で分離課税方式というのは一定の合理性があるのだと思っています。ただ一方で、1億円の壁と呼ばれるような問題もあるので、そこは最低限の負担は求める必要があるということで今回措置を講じることにしたわけで、しっかりこの状況を見ながら執行をまずやって、その状況を見極め

ていきたいと考えているところでございます。

それから資産課税の強化につきましてもご質問を頂きました。所得再分配の観点から資産課税しかり、改正はこれまでも行ってきました。相続税については最高税率の引き上げ、それからキャピタルゲイン課税については元々分離課税の税率10%だったものを20%に引き上げるなどやっていますし、今年の改正の極めて高い水準の所得に対する課税もそういう趣旨でやられているところでございますが、資産課税も含めてしっかり所得再分配機能というものを考えていく必要があるというのは、今後も非常に重要なことだと思っていますので、引き続き考えていきたいと思っています。

それから所得税制について、中低所得層も含めた幅広い層への相応の負担をお願いするという方向での見直しが必要なのではないかという問題でございますが、これもなかなか根源的な難しい問題だと思っています。例えば中低所得層と言っても幅広い方がいて、例えば収入が低い子育て世帯もいらっしゃる、実は所得は少なくともたくさん資産を持っていられる高齢者の世帯の方もいらっしゃる、そこについてどのような負担を求めていくべきものなのかというのはいろいろなご意見があるかと思っています。

1つ言えることは、所得税だけに限られない税体系全体で公平の問題を考えていかなければいけないということです。社会保険料などは一律何%と決まっていますので、それはあらゆる世代が負担しています。消費税などもそういう税金であります。そのような負担もあれば、所得税の世界で高所得者に累進課税をかけていくという考え方もあり、全体としてうまく公平を考えていく必要があるのかと思います。ただ、おっしゃるような考え方で国民的な議論をしっかりやっていかなければいけないと思っています。

最後に知的財産権由来のイノベーションボックス税制についてご質問を頂いています。閣議

決定した新しい資本主義実行計画におきましても、税制面で検討を行うとされていますので、今年の年末に向けてしっかり議論したいと思っています。他方で元々研究開発税制というのは恐らく法人税の関係では最も大きな租税特別措置の1つなのですが、目的としては共通の目的を持つもので、この既存の研究開発税制との関係をしっかり整理する必要があるのではないかと考えています。

また、イノベーションボックス税制は、要は知的財産由来の所得について税率を低くするというご要望なのですが、なかなかこれまでわが国で導入していないような政策税制なものですから、政策効果や執行面の問題、そういったことをしっかり精緻に議論していかなければいけないと思っています。何よりなかなか財政状況も会長がおっしゃるとおり非常に厳しい中で、法人税の世界でも何か減税措置を行うのであれば、しっかり法人税の世界で財源を確保していかなければいけないというのも事実でございまして、そういったことをしっかり経産省や経済界の皆さんとご議論させていただきたいと思っています。きちんと答えられていなくて申し訳ないのですが、駆け足で以上でございまして。

(岩崎) 青木局長ありがとうございます。少し時間が経過してきておりますので、また最後にもう1回先生方のご意見は何う機会が設けられたらいいなと思いますが、先に地方の税財政に関する議論に進ませていただきたいと思います。それでは最初に池田局長から地方の税財政に関する現状と課題についてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

Ⅲ. 地方財政・地方税制の現状と課題

(池田) 総務省自治税務局の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お配り

しております「地方財政・地方税制の現状と課題」でご説明させていただきたいと存じます。

1. 総論：地方財政・地方税制の現状と課題

〔地方財政の果たす役割〕総務省（2ページ）

最初に財政関係の状況をご説明いたします。

地方財政の果たす役割についてです。2ページの下の方に分野ごとに国が支出を担っている部分、地方が支出を担っている部分でありまして、見ていただいたとおり社会保障関係費・教育費は、地方の歳出が担っている部分が多いです。上の箱にありますように、政府支出に占める地方財政のウエートは最終決算支出ベースで56%となっているところでございます。

〔地方財政計画の歳出の推移〕総務省（3ページ）

3ページが地方財政計画上の地方の歳出の推移でございますが、近年やや右肩上がりになっておりまして、令和5年度で92兆円ということになっております。資料真ん中の赤い部分の社会保障関係費、これが少子高齢化の進行により地方において増加している一方で、これまでやや縮減傾向にあった投資的経費も近年災害が多発しておりますので、防災・減災関連事業の関係で横ばいないしは少し増えております。一番下のところは給与の関係費でございまして、こちらも行政改革の中で地方公務員数を減らしているわけですが、一方で、保健所の数や児童虐待防止対策のための児童福祉士といった新しい社会変化に対応するための人員の増強が必要であることから、やや横ばいという構造になっております。

〔地方財政の借入金残高の状況〕総務省（4ページ）

4ページは、地方財政の借入金残高の状況でございまして。上のところを見ていきますと、最大で200兆円あったものが、最近税収が好調であることからやや減少基調ではありますが、一

番右のところで依然として令和5年度で183兆円と多額の借入金残高がある状況でございます。

〔地方財政の財源不足の状況〕総務省（5ページ）

フローで見いただきますと、毎年地方財政で歳出と歳入の帳尻が合わない財源不足の状況、最大で18兆円くらいあったのが今はやや縮小しまして、一番右のところで2兆円ということになっておりますが、まだ巨額の財源不足を抱えており、この財源不足を地方債の発行などでやりくりをして何とかつないでいる状況でございます。

〔令和6年度の地方財政の課題〕総務省（6ページ）

6ページが、今回概算要求と併せて公表をさせていただきました地方財政の課題でございます。活力ある多様な地域社会の実現、その下のところを書いておりますような地方におけるDX・GXの推進、子ども・子育ての政策の強化、地域づくりの推進、防災・減災・国土強靱化、こういった課題に地方としても適切に対応していくための安定的な税財政基盤の確保が必要です。そのためには2番の一般財源総額、これは単純化して言いますと、地方税と地方交付税を合わせた総額をちゃんと確保していくということであります。特に今後課題となっておりまして（2）の子ども・子育て政策の強化、これは国の歳出ばかりではなく、先ほど申し上げたように地方が担っている部分が多いので、国と地方が車の両輪で取り組んでいけるよう、地方財源を適切に確保してまいりたいと考えてございます。

〔国税・地方税の税収内訳（令和5年度地方財政計画額）〕総務省（8ページ）

ここから税の話に入りまして8ページでございます。地方税の現状でございますが、国税が72兆4,000億円、地方税の合計で約45兆円とい

うことになってございます。

〔地方税収（地方財政計画ベース）の推移〕総務省（9ページ）

この45兆円という数値でございますけれども、昨今の景気の影響を受けて、足下では税収が好調な状況でございます。令和2年にいったんコロナで落ち込みはいたしました、毎年過去最高を更新しているという状況でございます。

〔主要税目（地方税）の税収の推移〕総務省（11ページ）

11ページには各税目の税収の推移が折れ線グラフで書かれております。これを見ていただきますと、一番上の住民税、真ん中の固定資産税、一番下の地方消費税といったものは、比較的景気に左右されにくく安定的な税目である一方で、真ん中のところで上に上がったり下がったりしているところが地方の法人課税でございます、ここはやはり景気の変動の影響を受けやすい税目だということでございます。

〔人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算額）〕総務省（12ページ）

地方税を考えていく上で、税源の偏在の問題という課題に常に取り組んでいかなければならないと考えております。地方税計で見ますと、人口一人当たりの税収額は、一番多い東京都と一番少ない長崎県の差は2.3倍ですが、地方法人二税は6倍弱くらいあります。一方で、地方消費税や固定資産税といったものは比較的税源の偏在性が小さい税目だと言えるところでございます。

〔地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築〕総務省（13ページ）

私どもが地方税を考えるに当たって、地方税の充実確保と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が大事だと考えております。地方税の充実確保という意味では、先ほど国税の

方で青木局長からお話のあった租税の十分性ということとつながるわけですが、地方税においても充実確保が大事であります。右の2つはやや地方税独自の原則でございまして、偏在性が小さい方が良く、しかも地方団体が担っている役割というのは福祉・教育などの景気に変動を受けない事業が多いため、安定性も重要だということでございまして、これまで外形標準課税の導入、地方消費税率の引上げ、さらには地方消費税率を引き上げますと、どうしても税収・財政力の格差が出てきますので、そういった意味での法人税における偏在是正措置に取り組んできたところでございます。

2. 各論①：個別地方税制の現状と課題

(1) 地方法人課税

次からが各論でございまして、令和6年度以降の税制改正で課題となるようなものを幾つかご紹介してまいりたいと考えております。

〔法人事業税の外形標準課税の概要〕総務省 (17ページ)

17ページをご覧ください。先ほども少し触れましたが、法人事業税については、平成16年度に資本金1億円超という基準により、普通法人に対して、付加価値割・資本割といった外形標準課税を導入しておりまして、平成27年度・平成28年度には成長志向の法人税改革の一環として、所得に対する実効税率を下げるために外形標準課税の割合を8分の5まで拡大しております。

〔外形標準課税対象法人数・割合の推移（全国）〕総務省 (18ページ)

18ページでございますが、この外形標準課税の対象法人数について、導入直後の平成18年度に比べて、足元の令和3年度では約3分の2に減少しておりまして、このままですと成長志向の法人税改革、さらには地方の税収の安定化のために導入した外形標準課税が先細りしていっ

てしまうという状況でございます。

これについて2つ問題意識を持っております。法人が減っている大きな原因が、減資をして1億円という基準以下にするような企業が増えてきていることが大きな要因となっております。資本を資本準備金ですとかその他の資本剰余金に振り替えられるということが、会社法の世界の中で比較的簡単にできるようになりましたし、資本金そのものに対する企業の意識も相当変わってきております。

〔持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係〕総務省 (19ページ)

もう1つ、減資の問題以外にも企業が組織再編されるときに、19ページの例でいいますと、左が元の1つの会社であったときから右の方で持株会社化したときに、ホールディングス会社だけは引き続き大きな資本金を持たれているのですが、事業規模が大きい子会社や従業員数が大きい子会社は資本金を1億円ちょうどなどに設定されますと、実質的に外形標準課税の対象が縮小してしまうような問題がございます。

〔令和5年度税制改正大綱（外形標準課税部分抜粋）〕総務省 (20ページ)

こういったことから、昨年の冬、とりまとめられました与党の税制改正大綱において、一番下のところでございますが、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に制度的な見直しを検討するということで、1億円という基準はそのままにしつつ、サブ的な基準を設けまして、これはさすがに中小企業ではなくて大規模な法人であろうというようなものがすくい取れるような基準の設定をこれからよく検討してまいりたいと考えております。

(2) 固定資産税

〔負担水準の均衡化のイメージ〕総務省 (24ページ)

固定資産税は3年に1度の評価替えでございます。令和6年度が評価替えの年に当たります。評価替えにつきましては、粛々と作業を進めているところでございますが、評価替えに併せまして、次の評価替えまでの間の3年間の土地の負担調整措置をセットするということがございます。この負担調整措置と言いますのは、この下の図で見ていただければ、評価額がこれは750万円が1,000万円に上がったケースですが、どんと上がったときにいきなり1,000万円をベースに負担調整もなしに課税をしていきますと、一気に税負担が上がるということがございますので、税負担の均衡化を段階的に図るために、評価額の5%ずつ上げていこうと、こういった措置でございます。

〔令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係税部分抜粋）〕総務省（25ページ）

25ページですが、こういった措置につきましては、前回令和3年度の与党の税制改正大綱で2つ問題意識が掲げられておりまして、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方では地価の下落が続いているということで、土地の負担水準を再び収斂させるために取り組むべきであるという問題意識が1つであります。もう1つは、商業地等につきましては、負担水準が60～70%のところ、据置特例ということがございます。この据置ゾーンがあることによる課税の公平性に問題があるのではないかなというような指摘を受けております。

〔措置ゾーンによって生じる不公平〕総務省（27ページ）

具体的には27ページ、据置ゾーンによって生じる不公平ということで、土地Aと土地B、それぞれ評価額が1,000万円、70%という負担水準のとき、これは据置ゾーンに入っておりますので、1,000万円の土地は700万円の課税標準額で変わりません。土地Bの方でございますが、600万円の評価額の土地が1,000万円に上がった

場合、先ほど言いました負担調整措置で評価額の5%ずつ上げていくわけですが、60%のところ、据置ゾーンに入りますので頭打ちになります。そういったしますと、同じ評価額であるのに負担水準が70%のものと60%のもので税額が異なるという不公平が長く続くといった問題があるので、こういった点についてどう考えていくかというのを検討してまいりたいと考えております。

（3）森林環境税・森林環境譲与税

次に、28ページからが森林環境税・森林環境譲与税でございます。

〔森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計〕
総務省（29ページ）

森林環境税・譲与税につきましては、個人住民税の均等割に上乗せする形で市町村に徴収していただき、それを国の特別会計に入れ、譲与税として配分していくということで、大まかに言いますと、国民皆さま方、特に人口は都市部に多いので、そういったところから1人年間1,000円を集めて、それを山側の市町村に配分していこうという都市と地方の共生のための税制という位置付けでございます。

〔森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準〕総務省（30ページ）

令和元年度から譲与税の譲与は始まっているわけですが、機構準備金という資金を活用しまして、税はまだ徴収されていない中、譲与税だけを譲与しているという状況が続きましたが、いよいよ令和6年度から森林環境税が課税されまして、平年度で約600億円の税収が入ってくるという状況になっております。

〔森林環境譲与税の取組事例集（令和4年度実績）〕総務省（31ページ）

この譲与税ですけれども、間伐の実施であり

ますとか、新規就業者の確保、さらには川下においては木材利用、こういったものに活用されているところがございます。

(4) 車体課税

32ページから車体課税の資料を付けておりますが、また、経済産業省、国土交通省、それから産業界の皆さま方と丁寧に議論していきたいということで説明を割愛させていただきます。

3. 各論②：地方税務手続の電子化等

35ページからが地方税務手続の電子化です。

〔eLTAX（エルタックス）について〕総務省（37ページ）

地方税はeLTAXというシステムを持っておりまして、例えば事業者の皆さまですと、いろいろな自治体にそれぞれ申告・納税をしなければならないのですが、eLTAXは振り分け機能を持っておりますので、右の方にありますように、eLTAXに申告・納税していただければ自動的に全ての団体に申告・納税を一括して行うことができますといったシステムでございます。

〔eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大〕総務省（39ページ）

39ページでございますけれども、このeLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大ということも着々と進めておりまして、今後は、左下にありますような地方たばこ税でありますとかゴルフ場利用税といった税目にも拡大していくということにしております。

〔地方税統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について〕総務省（40ページ）

今年の4月から納税通知書に地方税統一QRコードが付いておりますので、このQRコードを活用して、eLTAXによる電子納付、それからスマートフォンによる電子納付、また、キャ

ッシュレスではないのですが、金融機関の窓口における納付受付後の事務処理に活用を開始しております。金融機関の皆さまにも相当事務負担の軽減につながったと評価いただいているものと思っております。こういった納税の電子化ということも進めております。

〔地方税関係通知のデジタル化〕総務省（42ページ）

42ページでございますけれども、今後の課題としては、今、申告・申請と納税が電子化されたわけですが、地方税は地方団体の方で税額を決定して、それを通知して、納めていただくという賦課課税の税目が多く、納税通知書や各種の証明書といった通知がまだ紙でなされている状況でございます。上のところに書いておりますように、恐らく事業者さまとの関係ではこのeLTAXを活用して、また、個人の納税義務者との関係ではマイナポータルなどを使って、こういった通知のデジタル化というのも今後進めていきたいと考えております。

〔地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について〕総務省（43ページ）

最後、43ページですが、先ほど地方税統一QRコードを使って、地方税は今、電子的に納付ができるようになっておりますが、経済団体の皆さまから地方税において良い仕組みができたので、資料の「検討の背景」の上から3つ目の丸ですが、地方税以外の公金についても、事業者の皆さんがそれぞれの自治体に納めるのではなく、同じようにeLTAXを活用して一括して納付して振り分けるような形にさせていただかないかというご要望を受けまして、そちらについてもできる限りその方向で進めていけるように検討しているところでございます。

駆け足でございますけれども、足元の地方財政、地方税制の現状と課題についてご説明させていただきます。ありがとうございます。

Ⅳ. 地方財政・地方税制の現状と課題に対する意見・質問

(岩崎) ありがとうございます。論点を絞ってめりはりをつけてご説明くださいました。感謝いたします。ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明について討論者の方からご意見を頂きたいと思います。まず澁谷教授からご意見を頂ければありがたく思います。

(澁谷) 澁谷でございます。ご丁寧な説明大変ありがとうございます。それでは私の方から大きく分けて4つご質問したいと存じます。まず1つ目として、いわゆる総論部分についてですが、これは地方税に関して、近年の制度改革を見ると、三位一体の改革のときには所得税から住民税への税源移譲というのがなされたわけですが、その後の制度改革においては、特に地方法法人二税の偏在是正といった観点から、これらの地方税を国税にしてその税収を交付税原資や譲与税にすると、そういった動きが行われております。また現在地方税については地方消費税が重要な位置を占めておりますけれども、これも形式的には地方税なのですが、地方には課税要件など自ら決定することがほとんどできませんし、賦課徴収も国の機関が行っているという、かなり特殊な地方税になっているわけです。こうしたことを踏まえて、地方団体が自ら税制について、例えば税率だけでも決定するとか、或いはその税について自ら賦課徴収を行うと、こうしたことの意義についてどのようにお考えであるかということをお伺いしたいと思います。これが1つ目でございます。

次に2つ目として地方法法人課税につきまして、これは外形標準課税の話がだいぶ出ておりましたけれども、資料にございました大法人の数が減少しているというのは、これはやはり法人の減資や分社化というのが主な理由であると考えてよいのか。またそれはこの外形標準課税とい

うのがその重要な理由になっているのか、言い換えれば企業としては外形標準課税よりも所得課税の方を望んでいるということの意味しているのかということでございます。さらに、ではその問題にどう対処するかというときに、これは外形標準課税特有の問題として考えていくべきなのか、つまり外形標準課税を中小法人にも広げるとか、そういった方向で考えていくのがよいのか、それともそもそも税制における大法人と中小法人の区分、これは資本金1億円という基準で区分を行うことが多いわけですが、そもそもこれ自体を見直すという方向が望ましいのか、こうしたところをお伺いしたいと思います。あとグローバル・ミニマム課税についても伺いたかったところなのですが、ちょっと時間の関係もございますので、こちらは省略したいと存じます。これが2つ目でございます。

次に3つ目、固定資産税についてですが、まず資料で示された据置ゾーン内における負担水準の不均衡という問題です。これは結構前から指摘されていた問題であるように思います。実際、こうした課税標準の違いというのは正当化しづらいと言いますか、この負担水準に大きなずれが昔あって、それを是正する、均衡化していくという、いわば経過措置として何とか認められてきたものだと思うのですが、現在この負担水準というのはかなり均衡化が進んできて、あまり意味がなくなっているように思うのですが、これを改めるというのは具体的な検討は進んでいるのかどうかということでございます。この点は、だいぶ前から問題点としては挙がっていたにもかかわらずなかなか改正されなくて、なぜかなとちょっと不思議に思っていたところでございます。

また、この負担水準均衡化が達成された後の固定資産税の在り方ということについてもどう考えるべきなのか、こうした検討がされているかということも伺いしたいと思います。例えば現状ではこの商業地についてはこの据置ゾーンが適用されており、それに対して一般住宅用地は

課税標準が3分の1とされ、小規模住宅用地はそれが6分の1とされるということで、固定資産税の負担が大体4対2対1になっているといったような状況があるわけですが、このような比率を維持していいのかどうかとか、こういったことが検討されているのかどうかということでございます。これが3つ目でございます。

4つ目として森林環境税及び森林環境譲与税についてです。この森林環境税は国税であるけれども、市町村が個人住民税均等割という地方税と併せて賦課徴収することとなっております。そのため、これは森林環境税ができたときから全国で统一的に課される国税と、地方団体ごとの違いがあり得る地方税との調整というのが問題になり得るのではないかと指摘がございました。具体的にはこの均等割の非課税限度額や減免の取り扱いの自治体ごとの違いなどでございます。ここは結局どのような考え方に基づいてどのように解決されることになったのかということをお伺いたく存じます。

また、森林環境譲与税につきましては、これは人口が按分基準に入っているために、森林がほとんどない都市部の地方団体にも相当の金額が按分されていると言われておりますが、この点についての現状であるとか、或いはその妥当性についての検討などがされているかといったことについてお伺いできればと思います。これが4点目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩崎) ありがとうございます。お答えは後ほどまとめてお願いすることにいたしまして、続きまして松本会長からご意見を頂ければと思います。

(松本) 私からは税収配分のあり方、納税環境整備に関連いたしまして質問と見解を述べさせていただきます。

(デジタル化の進展に対応した地方団体間の税収配分のあり方)

まず1点目は、デジタル化の進展に対応した地方団体間の税収配分のあり方でございます。複数の地方公共団体に事業所等を設けて活動を行っている法人の場合、それぞれの自治体に地方法人二税を申告納付する必要があります。その分割基準は、従業者数、事務所数、固定資産の価値など、物理的施設の存在を前提とする外形的基準でございます。このような基準は従来型のビジネスモデルを前提として、応益課税原則や執行可能性の観点から採用されているものと考えられますが、オンラインショッピングやリモートワークの拡大など、経済取引のデジタル化、就労形態の多様化を反映したものとはなっていないということがございます。

こうした状況は税収の東京一極集中に拍車をかけることになるため、分割基準の見直しを検討すべきとの意見もありますが、例えば国際課税における議論のように事業拠点を有しない自治体に対してまで申告納税義務が課せられることになれば、企業の立場からすれば、かえって納税の事務が煩雑になるということがあります。偏在是正のための措置としまして、法人住民税・法人事業税の一部が国税化され、その税収を地方交付税、或いは譲与税として都道府県に配分する仕組みが採用されておりますけれども、このように国税と一体的に申告納付し、各自治体に一定の基準で配分される仕組みの方が執行コスト、納税者の事務負担が少なくなると考えられます。地方消費税においても税収を最終消費地に配分、帰属させるため、都道府県間の清算が行われる仕組みとなっており、消費を示す指標として、小売業・サービス業など供給者側の販売額の統計が用いられておりますが、こちらにつきましても、インターネットショッピングの拡大などにより販売が行われる場所と消費者の居住地との不一致、乖離が拡大していることから、販売統計から通信カタログ販売、インターネット販売、百貨店、家電大型専門店の販売

額を除外するとともに、人口のウエートを引き上げるといった見直しが行われました。人口によって配分することは偏在是正の観点、社会保障財源としての性格を考えますと合理的とは言えるのですが、実質的に譲与税と変わらないということもできます。

今後におきましてもそれぞれの税としての性格を維持しつつ、税収の適切な配分を行うため、法人二税の分割基準や地方消費税の清算基準、税収の偏在是正の方法などについて議論が行われるものと考えておりますけれども、課題や見直しを検討されている事項があればご教示いただきたいと思います。

(ふるさと納税について)

2点目はふるさと納税についてです。ふるさと納税は、納税者が自らの意思で納税する自治体を選択して、ふるさとへの恩返しができるという触れ込みで導入されまして、大都市から地方への税収移転、地域経済への貢献など評価できる面もあるわけですが、税理論の観点からは説明が難しいものであると聞いております。高所得者ほどメリットを享受でき、節度を欠いた寄付集めを行う自治体もあって、貴重な税収が返礼品や事務手数料などに使われるなど、地方税財政制度にゆがみを生じさせているとの指摘もあります。令和4年度の寄付受け入れ額は9,654億円にも達しておりまして、無視できない規模になっているようです。

一般の寄付金とは異なり、特別控除により、住民税所得割額の20%の上限額まで実質2,000円の負担で返礼品を手に入れることができる点や、地方交付税の算定におきましても、ふるさと納税寄付金に係る収入は基準財政収入額の算定の基準とされておらず、一方で減収分については75%が補填されるという仕組みなど、基本的な枠組みについて再検討すべき点もあるように思います。今後のふるさと納税制度のあり方についてもお考えをお伺いしたいと思います。

また、3点目として地方税手続きの電子化・

キャッシュレス化についてもお伺いしたいと考えておりましたが、先ほど池田局長から詳細のご説明をいただきましたので、割愛いたします。私は現在、関西大阪万博でキャッシュレス決済を推進しておりますが、地方税手続きの電子化・キャッシュレス化のさらなる推進をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

(岩崎) ありがとうございました。それでは、いろいろ多岐にわたるご質問ですので、お答えできる範囲で結構ですから今のお考えを池田局長から伺わせていただければと思います。よろしく申し上げます。

(池田) 澁谷先生、それから松本会長、ご質問ありがとうございました。時間も限られておりますので雑ぱくになるかと思いますが、私の方から回答させていただきたいと存じます。まず、澁谷先生から頂いたご質問で、地方の財政的自立に関して、歳入確保が重要なのか、もしくは地方団体が自ら税制について決定し、自ら賦課徴収を行うことが重要なのかというご質問を頂きました。私どもは二者択一ではなく、いずれも重要な観点だと考えております。まず、歳入の確保については住民生活に密着した社会保障などがございます。そういった行政サービスを支える地方団体の税収を全体としてマクロ的にしっかり確保することが大事でございますので、これまでも地方消費税の税率の引き上げなど、地方における社会保障の安定財源を確保してきたというところでございます。

一方で、地方税でございますので、地方団体の自らの判断と責任において賦課徴収をして財源確保を図っていただくという視点も当然重要でございますので、先生もご承知のとおり、これまでも法定外税制度や超過課税における制限

税率といったものを順次緩和してきております。実際、法定外税の導入団体も増えてきておりますし、新しい法定外税のタイプも出てきておりますので、こういったことを私ども総務省としても後押ししていきたいと考えております。

2点目につきまして、外形標準課税についてご質問を頂きました。外形標準課税の対象法人は3分の2まで減っているわけですが、私どもがサンプル調査いたしましたところ、約6割が減資によるものであります。それ以外は合併による解散でありますとか、清算終了による解散や破産といったものでございまして、減資というのが主な要因になっているということです。減資が行われる背景はこの税制上の取扱いのみならず、欠損填補も含め企業の経営状況を踏まえた減資などもございますので、減資した企業が所得課税を望んでいたかどうかというのは一概に申し上げられないと考えております。

一方で、これまでの統計などを見ますと、税制の改正のタイミング、例えば外形標準課税の導入や拡大、それから国税における中小企業の繰越金等の取扱いの変更、こういった税制の改正のタイミングで資本金1億円以下への減資が増加しているということもございまして、この外形標準課税の適用の有無というのが減資の1つの誘因になっていると考えております。いずれにしても、こういった減資でありますとか組織再編による対象法人数の範囲の縮小といったことは、この外形標準課税導入の趣旨でございまして、広く負担を分かち合っていたいただいて、地方税収の安定化、税負担の公平性に資する、さらには所得課税を減らすことにより企業の稼ぐ力を高めるという法人税改革の趣旨を損なう恐れもございますので、これから鋭意基準について検討してまいりたいと思います。

また、大法人と中小法人の区分について質問がございました。中小法人については外形が8分の5まで増えたということもありますし、中小法人自体、赤字法人が非常に大きい中で、私どもは中小法人に外形標準課税を拡大するとい

うことは考えておりません。その上で、この大法人と中小法人の区分が一般論なのか、外形標準課税の問題なのかというお話もございました。これにつきましては、租税特別措置の適用基準で大法人と中小法人の区分というのが用いられていることもございますが、基本的にはそれぞれの制度趣旨に応じて検討されるべきものと考えております。一方で、相互に関連はしますから、国税当局ともよく情報交換をしまいたいと考えております。

それから、固定資産税についてご質問いただきました。ご案内のとおり現行の商業地の負担調整措置でございますけれども、負担水準が60%から70%までの土地については、前年度の課税標準額を据え置く措置、いわゆる据置ゾーンと呼ばれているものがございます。先ほど申し上げましたような評価額と税額の高低が逆転するような不均衡、不公平が存在するというのはかねて指摘されているところでございます。一方で、近年の地価の動向をよく分析しないといけないわけですが、三大都市圏や政令指定都市、また札幌・広島などと言われますが、地方の中核都市で地価の上昇が顕著な一方、それ以外の地方圏においては引き続き地価が横ばい又は下落が続いているという地価の動向が多様化しております。

そういったことからいったん収斂しかかったこの負担水準でございますけれども、また足下でばらつきが生じているという状況でございまして。現在、令和6年度以降の負担調整措置について具体的な方針が決まっているわけではなく、これから年末にかけてのご議論だと思っておりますけれども、こうした多様化した地価の動向を踏まえまして、負担水準の均衡化を促進していくという観点からよく検討していく必要があると考えております。また、澁谷先生から負担水準の均衡化が達成された後の固定資産税の在り方についてもお尋ねがございました。実は先ほど申し上げました一部の地方都市は、足下で地価が非常に上昇しておりまして、昨日も地価

調査の結果が発表されましたが、例えば先ほど申し上げたような札幌市や福岡市ですと、われわれが評価額の5%は引き上げていくという5%を超えるような毎年の地価の上昇が生じております。したがって、これを収斂させていくのは時間をかけながら取り組んでいくべき話かなと考えております。均衡化を達成した場合どうするのかというのはその時点での地価の動向や土地、住宅政策といった関連施策の動向を踏まえつつ、市町村の固定資産税収を安定的に確保するという観点、それから固定資産税というのは多くの国民の方に納めていただく税ですので、納税者のご理解がいただけるかという観点からその在り方について検討してまいりたいと考えております。

4番目に森林環境税、森林環境譲与税の取扱いについて2点ご質問を頂きました。森林環境税はご指摘のとおり国税でございますので、全国一律の基準とすることが必要でございます。市町村が地方税のように条例で要件を定めというのは国税にはなじまないの、非課税限度額、それから減免についても、基本的な要件は法令で書き切るというようなスタイルを取っております。ただ一方で、減免について言えば、免除するケースといたしまして、収入が著しく減少した場合等の特別な事情がある場合という規定がございます、これについては国税としての規律が担保されるということを大前提に、必要性や合理性が認められるのか、これは納税義務者の具体的な事情を最もよく把握できる市町村が判断するという建て付けになっております。

それから譲与税の配分基準についてご指摘もございました。人口の配分割合が多いというご指摘はあるのですが、これは川下の木材利用も上流の間伐を進めていく上で非常に重要だという議論がありました。この人口というのは森林利用というのに密接に関連する指標でございますので、地方団体の単独事業の決算の割合などを見まして、今の配分比率になっております。

これにつきまして、山側の市町村、林野庁さんをはじめ私有林人工林面積の比率を高め、人口の比率を下げるようにしてほしいというご要望を今頂いておりますので、これにつきまして森林環境税ができた当時の議論もよく踏まえまして、丁寧に検討してまいりたいと考えております。

それから、駆け足になりますが、松本会長からデジタル化の進展に対応した地方団体間の税収配分の在り方についてご質問を頂きました。確かに経済社会構造はどんどん変化しております。私も令和元年度の税制改正において担当課長として特別法人事業税、譲与税制度というのを創設いたしました。これは現行の地方法人課税はご指摘のとおり法人の事業所が所在する地方団体が課税権を有することとした上で、分割基準により地方団体間の課税権の調整を行うものなのですが、インターネットをはじめとした電子商取引の進展でございますとか、企業の組織再編の多様化などに、やはりやや付いていけない部分があったので、実力以上にある大都市部に税収が集まってしまう、それをなかなか分割基準によって対処することが困難であることから講じることとしたものでございます。

今後について、現時点で具体的に何か検討を行っているわけではありませんが、まず分割基準についてはやはり税収を適切に帰属させるという観点から経済社会構造の変化を踏まえて、不断に見直しについて検討していくことが必要であろうと考えております。その上で、分割基準によってなお調整できない企業の事業活動の実態でありますとか地方税源の偏在があった場合には、これまで特別法人事業税譲与税制度というのを作りましたので、そういったことも参考にしながら偏在性の小さい地方税体系の構築を目指していくと考えております。

地方消費税の清算基準につきましては、統計データを用いて清算しているわけですが、インターネットの普及等を踏まえまして、例えば情報通信業では、インターネット販売のため、全

国の消費額がどうしても本社のある都道府県に一括して計上されてしまうということになりますので、清算基準に用いる統計データからは除外し、こういった業種の商品の消費額については基本的には人口との相関関係が強いということで、消費の代替指標として人口を用いて清算をしております。この地方消費税の清算基準につきましては、平成30年度税制改正において抜本的な見直しを行ったところでございます。まずその影響をよく注視しながら、今後のさらなる経済社会構造の変化、について注意深く見てまいりたいと考えてございます。

それからふるさと納税についてご質問、ご意見を頂きました。ふるさと納税による特例的な控除額は、個人住民税所得割の額の2割というのが上限になっておりまして、一定の制限を設けております。大層は地元の地方自治体に残るものであるということがまず1点。それからふるさと納税を活用して寄せられた給付金というのが地方で子育てや教育、被災者支援、そういったものに使われておりますし、また返礼品として地場産品を提供することで、地域の雇用の創出、地域経済の活性化にもつながっている面もあると考えております。総務省といたしましては、制度が普及する中で相当過度な返礼品競争が生じたので、令和元年度に返礼品は地場産品に限る、それからそれは寄附額の3割以内にしてください、それから返礼品だけではなくてもろもろのふるさと納税の募集に係る経費は5割以内に抑えて、5割はちゃんと地元で政策的なものに使ってくださいという指定制度を導入いたしました。

今年もこれから10月に新たな指定団体を決めるわけですが、その前にこの適正な運用を図るため、この指定基準の改正を行っております。地場産品とはもっとこういったものに明確化する、募集費用についてもこういったものも含めてちゃんと計算するという基準の改正を行っております。さまざまな指摘が多い制度でござ

いますけれども、私どもはこの指定制度の適正な運用に注力してまいりたいと考えております。最後、地方税手続きの電子化、納税のキャッシュレス化を一生懸命進めてまいりますので、頑張ってもらいます。

1つだけすみません、せっかくの機会ですので宣伝をさせていただくと、地方税の通知はこれからデジタル化を進めていくことを検討していくわけなのですが、1つ先行して、個人住民税の特別徴収税額通知、よく6月くらいに短冊で各従業員に送られるものですが、これは経済界の方からデジタル化してくれという強いご要望を受けまして、令和6年度から先行的に電子による通知が可能となりますので、企業の皆さま方、ぜひこういったものを活用していただければと考えております。長くなりましたが以上でございます。

おわりに

(岩崎) ありがとうございます。それでは、予定されておりました終了の時間を経過しておりますので、ここでとりまとめに入らせていただきたいと思います。本日は国の税財政の状況につきましては、青木主税局長から、また地方の税財政の現状につきまして、池田自治税務局長から大変わかりやすい丁寧なご説明とご回答を頂きました。感謝申し上げます。また、討論者の先生方から大変根本的なご質問を頂き、また新しいアイデアを出していただきました。令和6年度の税制改正ですぐにこれを取り入れるのはなかなか難しいかもしれませんが、今後こういったアイデアや疑問を政策検討に当たって活かしていただければありがたいと思います。

それでは、時間を経過いたしました。本日の討論会はこれでお開きにさせていただきますと思います。

税制関係資料

財務省主税局

目 次

税制の現状と今後の課題	
(1 ページ) 目次	
(2 ページ) 1. 総論	
(3 ページ) 租税の役割	
(4 ページ) 租税の分類とタックス・ミックス	
(5 ページ) 租税制度の基本原則	
(6 ページ) 世代を超えた公平と租税の十分性	
(7 ページ) 租税原則の関係性、税と社会保険料	
(8 ページ) 経済社会の構造変化	
(9 ページ) 個別税目の現状と課題	
(10 ページ) 経済財政運営と改革の基本方針2023 (抄)	
(11 ページ) 2. 所得税	
(12 ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抄)	
(13 ページ) 近年の個人所得課税の主な見直し	
(14 ページ) 個人所得課税の見直し (令和5年度改正)	
(15 ページ) 「こども未来戦略方針」 (抄)	
(16 ページ) 扶養控除の見直しについて (平成22年度改正)	
(17 ページ) 扶養控除・児童手当・高校無償化の変遷	
(18 ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抄)	
(19 ページ) 退職年齢別の退職手当支給額の推移 (モデルケース)	
(20 ページ) 各国の私的年金税制等について (原則的な扱いを示したもの)	
(21 ページ) 主要国における公的年金税制の概要	
(22 ページ) 令和5年度税制改正大綱 (抄)	
(23 ページ) 3. 相続税・贈与税	
(24 ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抄)	
(25 ページ) 相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比、年代別金融資産保有残高	
(26 ページ) 令和5年度税制改正のイメージ (赤字部分を改正)	
(27 ページ) 令和4年度税制改正大綱 (抄)	
(28 ページ) 4. 法人税	
(29 ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抄)	
(30 ページ) 法人税率と法人税収の推移	
(31 ページ) 令和4年度税制改正大綱 (抄)	
(32 ページ) 企業収益の動向について	
(33 ページ) 平均賃金の国際比較	
(34 ページ) 令和6年度税制改正に関する主な要望 (法人税関係)	
(35 ページ) 5. 国際課税	
(36 ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抄)	

(37ページ)	国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」二本の柱について
(38ページ)	「2本の柱」の全体像
(39ページ)	6. 消費税.....
(40ページ)	わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）
(41ページ)	インボイス制度への対応状況等.....
(42ページ)	インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策.....
(43ページ)	わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）
(44ページ)	国内インターネット・コンテンツ別市場規模.....
(45ページ)	7. 納税環境整備.....
(46ページ)	わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）
(47ページ)	8. 財政・税制に対する国民の意識.....
(48ページ)	経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団) ①
(49ページ)	経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団) ②
(50ページ)	経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査 (2022.11東京財団) ③
(51ページ)	さいごに.....

参考資料

働き方やライフコースの多様化①.....
働き方やライフコースの多様化②.....
働き方やライフコースの多様化③.....
働き方やライフコースの多様化④.....
働き方やライフコースの多様化⑤.....
働き方やライフコースの多様化⑥.....
働き方やライフコースの多様化⑦.....
働き方やライフコースの多様化⑧.....
働き方やライフコースの多様化⑨.....
経済のグローバル化・デジタル化①.....
経済のグローバル化・デジタル化②.....
経済のグローバル化・デジタル化③.....
経済のグローバル化・デジタル化④.....
経済のグローバル化・デジタル化⑤.....
経済のグローバル化・デジタル化⑥.....
経済のグローバル化・デジタル化⑦.....
経済のグローバル化・デジタル化⑧.....
格差を巡る状況の変化①.....
格差を巡る状況の変化②.....
格差を巡る状況の変化③.....

格差を巡る状況の変化④	
格差を巡る状況の変化⑤	
格差を巡る状況の変化⑥	
人口減少・少子高齢化①	
人口減少・少子高齢化②	
人口減少・少子高齢化③	
人口減少・少子高齢化④	
人口減少・少子高齢化⑤	
地域社会の変化	
我が国財政の構造的な悪化①	
我が国財政の構造的な悪化②	
我が国財政の構造的な悪化③	
我が国財政の構造的な悪化④	
我が国財政の構造的な悪化⑤	
我が国財政の構造的な悪化⑥	
我が国財政の構造的な悪化⑦	
我が国財政の構造的な悪化⑧	

税制の現状と今後の課題

2023年9月20日

青木孝徳

(1 ページ)

目次

1. 総論	P. 2
2. 所得税	P. 11
3. 相続税・贈与税	P. 23
4. 法人税	P. 28
5. 国際課税	P. 35
6. 消費税	P. 39
7. 納税環境整備	P. 45
8. 財政・税制に対する国民の意識	P. 47

1. 総論

租税の役割

税とは何か

私たちの日々の生活は、様々な公的サービスによって成り立っています。警察や消防、道路や水道といった社会インフラ、そして教育や福祉など、公的に提供されているサービスは、家計や企業の働きを支え、広く社会の構成員全体の利益に適う役割を果たしており、私たちは日々その便益を享受しています。税とは、そうした社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」と言うことができます。

税制の機能

- 財源調達機能：公共サービスを提供するための財源を調達する
- 所得再分配機能：社会保障制度と並び、所得や資産に応じた累進的な課税を行うことにより、所得や資産の再分配を図る
- 経済の安定化機能：好況期には税収が増加することで総需要を抑制する方向に作用する一方、不況期には税収が減少することで総需要を刺激する方向に作用することで、景気の変動幅を小さくし、経済を安定化する（ビルトイン・スタビライザー）

租税の分類とタックス・ミックス

幅広い分野にわたる公的サービスの費用を賄うためには、通常、それぞれの税が持つ特徴を踏まえて複数の税を組み合わせることにより、全体としてバランスのとれた税体系を構築していくことが求められます。

現代社会では、生産活動は主として労働や資本を投入した事業活動によってなされますが、どの局面に租税の負担能力（担税力）を求めるかに応じて、租税の分類が決まります。具体的には、所得課税、消費課税、資産課税に分類されます。

	税収 (令和5年度予算 :兆円)	特徴
所得税	21.0	・担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能 ・勤労世代（現役世代）が主として負担 ・各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能 ※ 資産性所得（利子、配当、株式や土地の譲渡益等）への課税については、 ・主に（累進課税ではなく）比例税率の分離課税を適用 ・勤労世代に限らず資産性所得を得ている者が負担
法人税	14.6	・その国での企業の活動に応じて負担を求めることが可能。 ・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要 ・税収が景気の動向に比較的左右されやすい
消費税	23.4	・勤労世代など特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担 ・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的 ・経済活動に対しても比較的中立的
相続税	2.8	・格差の固定化防止、機会の平等を図る役割 ・経済活動に比較的中立的

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和5年6月）

4

租税制度の基本原則

負担の公平性

「公平・中立・簡素」の中でも、税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは、税負担の「公平」です。これは、租税が、必ずしも反対給付による受益が明確なものではなく、また、国民一人ひとりの納得感の下に成立するものであるからです。「公平」の原則といった場合、経済力が同等の人々は等しく負担すべきである（「水平的公平」）と大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきである（「垂直的公平」）という二つの概念があります。また、近年では、少子高齢化の進展とともに、どの時代に生まれたかによって生涯を通じた税負担の水準に不公平が発生する可能性があることを背景に「世代間の公平」という視点も重要になってきています。

納税者の選択への中立性

経済の国際化・成熟化が進展する中、納税者の選択への「中立」、つまり、租税制度が職業選択、資産移転、企業立地などの納税者の選択を歪めないようにすることも一層重要になってきています。特に、近年では、後述するような働き方の多様化などに伴い、就業形態などに対する中立性を確保していくことが今まで以上に求められるようになってきています。

なお、租税制度のあり方を考える際には、「中立」に関連する概念として、経済的効率性という視点も求められます。

制度の簡索性

税制を理解しやすいものにし、国民の納税手続きの負担を軽減することに加え、税務当局の徴収コストを抑え、租税回避行動を誘発しないためにも、制度の「簡素」も税制を検討する上での重要な要請です。特に、近年では、後述するような働き方の多様化に伴い、雇用的自営・副業者など多くの個人が確定申告を行っていることもあり、簡便な方法で申告・納付ができる納税環境の整備を進めることが不可欠です。なお、税制の簡索性について検討する際には、納税手続きのデジタル化等により、国民や税務当局の負担が抑制されることにも留意が必要です。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和5年6月）

5

世代を超えた公平と租税の十分性

「世代間の公平」には、①現在世代の中の現役世代（勤労者）と引退した世代（退職者）とのバランスと、②現在世代と将来世代との世代を超えたバランスという二つの意味が含まれていると考えられます。特に、世代を超えた負担のバランスについては留意が必要です。先述のとおり、現在において租税のあり方を選択することは、同時に将来世代の受益と負担に関すること少なからず決めてしまっている面があります。租税法律主義に基づく民主主義的な決定プロセスの下では、この２種類の「世代間の負担バランス」のうち、投票権を持たない将来世代までも含む「世代を超えた公平」が、現在世代の関心事項である「現在世代内の公平」よりも、どうしても劣後する傾向にあると言えます。また、現在から将来にかけて時間を通じた税負担をできる限り平準化した方が、資源配分の歪みを小さくできる との考えもあります。先進国の中で最も厳しい状況にある我が国財政の現状を踏まえれば、当調査会としては、租税制度の「公平・中立・簡素」を考える上での前提として、租税の「十分性」も、これらの３原則と並んで重要なものと位置付けるべきだと考えます。

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配慮し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要があります。ただし、公的サービスの内容や水準についても、租税を負担する国民が納得のいくものでなければなりません。こうした観点から、現在の税制が、果たして私たち現在世代と将来世代の間でバランスを確保できているのか、その状態が将来にわたって維持できるのかという不断の点検が求められます。

民主主義の歴史とは、国民が自らの税金をどのように集め、どのように使うかを自己決定するプロセスを構築するための歴史です。租税の「十分性」に配慮することは、次の世代に「自らの税金をどう使うか」の選択肢をつなぐことでもあるのです。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

6

租税原則の関係性、税と社会保険料

租税原則の関係性

「公平・中立・簡素」は、相互に重なり合う部分もあるとともに、常に全てが同時に満たされるとは限りません。上述のように、税制に対する国民の納得感を確保する上では、税負担の「公平」が最も重要な原則であることは間違いありませんが、他方で、いずれか一つの原則を重視すれば、他の原則をある程度犠牲にせざるを得ないというトレード・オフの関係にある場合もあります。

税と社会保険料

税と同様に、公的サービスの財源として負担するものとして、社会保険料があります。

社会保険料は、加齢に伴う稼働能力の減退や疾病といった国民生活の安定を損なう様々なリスクに対して、事前に費用（保険料）を出し合って必要な場合に構成員で助け合う仕組みである社会保険の財源です。保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、給付の権利性が強いことが、税との大きな違いと言えます。他方、社会保険料は、税と並んで、公的サービスの提供に係る国民の負担のあり方を左右するものであることから、税制を検討するに当たっては、社会保険料との関係も念頭に置く必要があります。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

7

経済社会の構造変化

○ 税とは「社会共通の費用を賄うための会費」です。公的サービスを提供するために必要で「十分」な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するため、社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要です。

働き方や ライフコースの多様化

- 雇われない働き方の拡大などの働き方の多様化、ライフコースの多様化
- 共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加

経済のグローバル化 ・デジタル化

- プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及
- 産業の新陳代謝促進、スタートアップ・エコシステム構築などが重要

格差を巡る状況の変化

- 非正規雇用や貧困などの格差に加え、シングルマザーや孤独・孤立への対応も必要
- 教育と格差の固定化なども踏まえ、税や社会保障による再分配が重要

エネルギー・環境問題 などの変化

- SDGs、気候変動問題への対応や環境対応自動車の促進が課題
- ロシアのウクライナ侵略により我が国のエネルギー問題が浮き彫りに

安全保障環境の変化

- 経済安全保障確保の観点から、新たな企業戦略が必要
- 経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題

人口減少・少子高齢化

- 人口減少・少子高齢化が進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が課題
- 若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策の強化が必要

地域社会の変化

- 社会保障サービスの提供など地方公共団体の対応課題は増加
- 持続可能な地方税財政基盤の構築が必要

我が国財政の 構造的な悪化

- 財政はコロナ禍への対応としての財政出動により一段と深刻な状況
- 将来世代へ負担を先送りせず、租税の財源調達機能を果たしていく必要

(出所) 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」(令和5年6月)

8

個別税目の現状と課題

個人所得課税 (1)働き方などの選択に中立的な税制の構築 30年度改正(特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト)に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討 - 企業年金・個人年金等に関する税制について、提出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点から踏まえて検討 - 給付・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意 - 個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く(経済社会情勢等)の変化にも留意 (2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討 - 総合課税と分離課税を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討 29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討 (3)税制の信頼を高めるための取組み - デジタル技術を活用した納税者の利便性向上(正確な記録を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税) - 公平性確保に向けた取組み(暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置)	資産課税等 (1)相続税・贈与税 - 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割 - 課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考えなども踏まえ、幅広い観点から議論する必要 - 相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえて検討 (2)固定資産税等 - 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要 - 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要
消費課税 (1)消費税 - 更なる増加が見込まれる社会保障給付を支える観点からも、消費税が果たす役割は今後も重要 - 国境を越えた役務提供への課税(プラットフォーム事業者を通じた課税の実現) - 地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要 (2)酒税・たばこ税 - 同様・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討 (3)自動車・エネルギー関係諸税 - 自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し - 石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的、財政需要等に留意しつつ、あり方を検討	法人課税 (1)法人税 - 所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要 (2)租税特別措置 - 必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則 - 適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要(EBPM) (3)地方法人課税 - 社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討 - 分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討
国際課税 「2本の柱」からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)、グローバル・ミニム課税(「第2の柱」))の実施に向けた取組みが最重要 - 国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充 - 個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要	納税環境整備 - 記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進 - e L T A Xを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進 - 適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調査や報告のあり方を検討 - 税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

9

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）

令和 5 年 6 月 16 日
閣 議 決 定

第 4 章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（税制改革）

経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2022等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

10

2. 所得税

11

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和5年6月
税制調査会

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

個人所得課税については、所得の稼得段階で累進的に課税を行い、所得に応じて公的サービスの財源を支え合うための基幹税として、引き続き、財源調達機能と所得再分配機能を適切に発揮していくことが重要です。このため、人口減少・少子高齢化問題の進展、働き方や所得の稼得手段の多様化、家族のあり方の多様化などを踏まえ、所得の性質に応じた課税方式や各種控除のあり方を含め、納税者利便や税務執行の効率性にも留意しながら、バランスの取れた体系となるような見直しを検討していく必要があります。

12

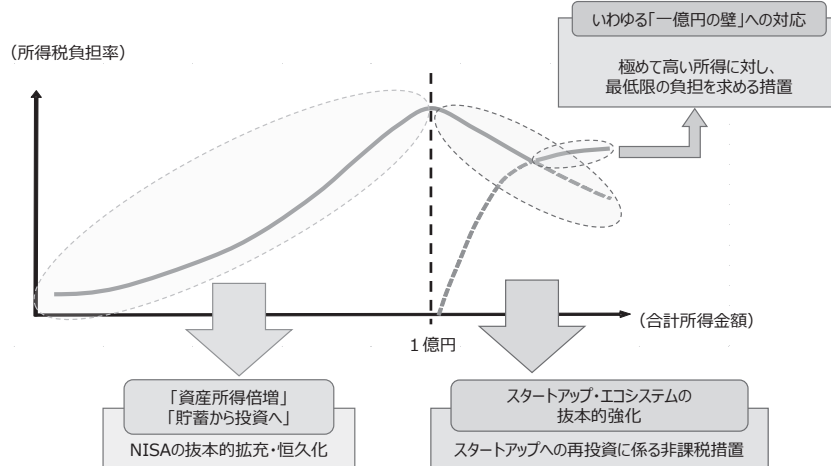
近年の個人所得課税の主な見直し

- H25改正
- 所得税の最高税率の引上げ（H27分～） **所得再分配**
 - ・ 所得税の最高税率を40%から45%へと引上げ（課税所得4,000万円超の場合）
 - 上場株式等の配当・譲渡益への本則税率適用（H26分～） **所得再分配** **金融所得**
 - ・ 上場株式等の配当・譲渡益に適用されていた10%の軽減税率の特例を廃止し、20%の本則税率を適用
 - NISAの創設（H26分～） **金融所得**
 - ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（投資上限：120万円×5年間）
- H26改正
- 給与所得控除の見直し（H28分～） **所得再分配**
 - ・ 給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,500万円から1,000万円に引下げ
- H27改正
- 個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大(名称：iDeCo)（H29.1～） **働き方等への中立性**
 - ・ 企業年金加入者、公務員等共済加入者、第三号被保険者を加入対象者に追加 等
- H29改正
- 配偶者控除等の見直し（H30分～） **働き方等への中立性** **所得再分配**
 - ・ 配偶者特別控除が満額適用される上限の配偶者の給与収入を150万円に引上げ
 - ・ 配偶者控除等の控除額につき、合計所得金額900万円から減減し、1,000万円で消失
 - つみたてNISAの創設（H30分～） **金融所得**
 - ・ 非課税口座内の一定の公募等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（投資上限：40万円×20年間）
- H30改正
- 給与所得控除等から基礎控除への振替（R2分～） **働き方等への中立性**
 - ・ 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替え
 - 各種控除の適正化（R2分～） **所得再分配**
 - ・ 給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,000万円から850万円に引下げ
 - ・ 公的年金等控除の適正化（公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に上限導入、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ）
 - ・ 基礎控除の適用制限の導入（所得2,400万円超から控除額が減減し、2,500万円で消失）
- R5改正
- NISA制度の抜本的拡充・恒久化（R6分～） **金融所得**
 - ・ 年間投資上限額の拡充（「つみたて投資枠」：120万円、「成長投資枠」：240万円）
 - ・ 一生進にわたる非課税限度額（1,800万円）の設定（うち「成長投資枠」は、1,200万円）
 - ・ 非課税保有期間の無期限化等
 - スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設（R5分～） **金融所得**
 - ・ 保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設（上限20億円）
 - 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入（R7分～） **所得再分配** **金融所得**
 - ・ 基準所得金額から3.3億円を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額を超過した差額の追加的な申告納税を求める措置の導入

13

個人所得課税の見直し（令和5年度改正）

○「資産所得倍増」「スタートアップ育成」のための抜本的な税制措置を講じつつ、いわゆる「1億円の壁」の問題にも対応しています。



14

「こども未来戦略方針」（抄）

令和5年6月13日
閣議決定

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（１）児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付するとともに、支給期間について高校生年代まで延長する（注）。

児童手当の多子加算については、こども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第３子以降３万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

（注）その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

（財源の基本骨格）

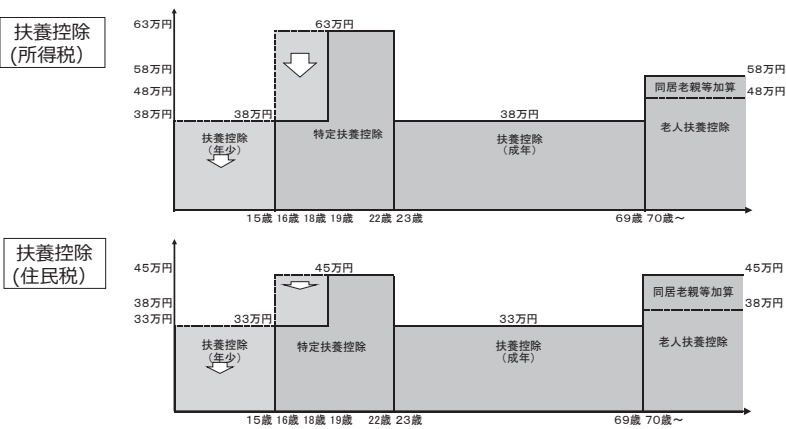
① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

15

扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止
- ※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。



扶養控除・児童手当・高校無償化の変遷

扶養控除	～H22年分	H23年分～		
	【扶養控除】 0歳～15歳：38万円 【特定扶養控除】 16歳～22歳：63万円	【扶養控除】 16歳～18歳：38万円 【特定扶養控除】 19歳～22歳：63万円	【平成22年度税制改正】 ・ 子ども手当の創設とあわせて、15歳までの扶養控除を廃止 ・ 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止	
手当	～H21年度	H22年4月～H23年9月	H23年10月～H24年3月	H24年度～
	児童手当	子ども手当		児童手当
	【0歳～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 <所得制限あり> 年収860万円～： (被扶養配偶者・児童2人世帯) 支給対象外	【0歳～中学生】 月額13,000円 <所得制限なし>	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 <所得制限なし>	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 <所得制限あり> 年収960万円～： (被扶養配偶者・児童2人世帯) 特例給付 月額5,000円 年収1,200万円～： (被扶養配偶者・児童2人世帯) 支給対象外 (R4年10月分～)
高校無償化	～H21年度	H22年度（制度創設）～		H26年度～
		【公立高校】 授業料無償化 【私立高校】 高等学校等就学支援金： 年額118,800円 ※ 年収350万円未満は加算 (被扶養配偶者・高校生1人・中学生1人世帯、以下同様) <所得制限なし>		・ 所得制限の導入 年収910万円～： 支給対象外 ・ 支援金の加算の拡充 ・ 高校生等奨学給付金 制度の創設
				・ 支援金の上限引上げ 年収590万円未満 世帯の私立高校授業料 の実質無償化

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和5年6月
税制調査会

第2部個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要

(2) 所得分類・課税方式

【補論】各所得分類に関するこれまでの経緯と留意点

② 退職所得

退職金の支給形態を退職金の支給形態を、退職一時金から確定給付企業年金法等に基づく年金方式に移行する動きも増えていますが、退職者が、退職時に一時金として受け取れば、「みなし退職所得」として退職所得課税が行われており、確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、依然として相当数が一時金受給を選択しているのが実態となっています。

現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要性が生じてきています。

2. 個人所得課税の課題

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

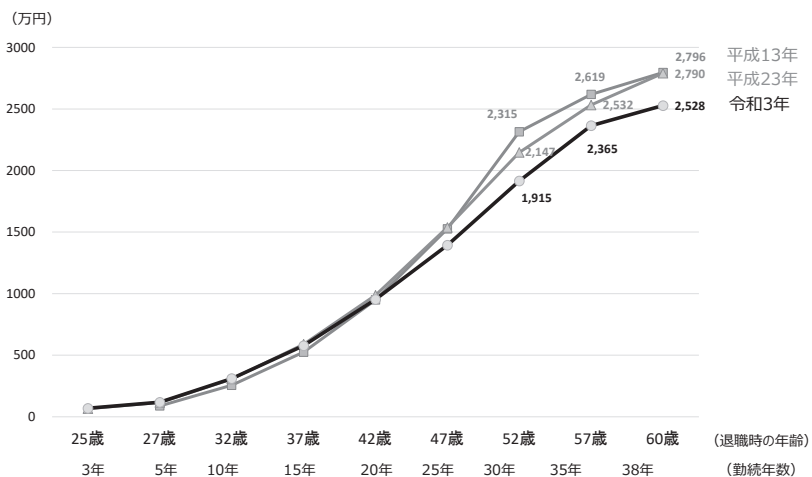
様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

18

退職年齢別の退職手当支給額の推移（モデルケース）

○ 勤続年数20年を軸としたS字カーブの構造は以前ほど顕著ではなくなっている。



(注) 上記は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職のモデルケースでの退職支給額（調査産業計）の数値。

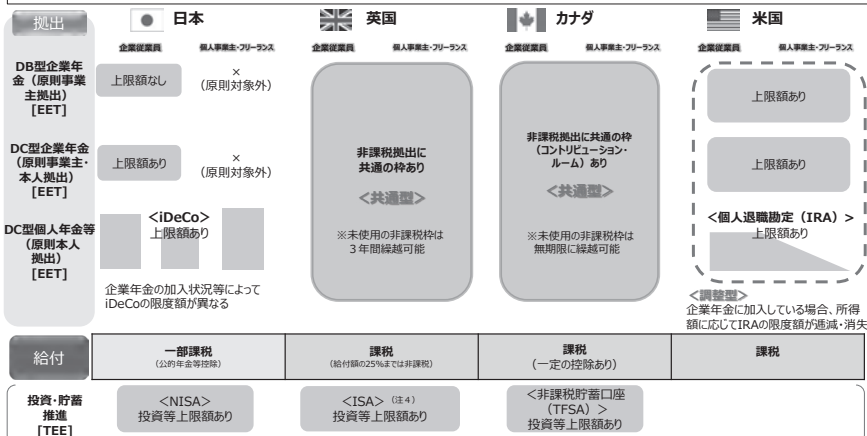
平成13年及び平成23年の数値は男性のみ、令和3年の数値は合計。

(出所) 中央労働委員会「令和3年 退職金・年金及び定年制事情調査」より作成。

19

各国の私的年金税制等について（原則的な扱いを示したもの）

- 日本の私的年金に関する税制は、働き方や勤務先の企業が採用している企業年金の形態によって取扱いが異なっています。
- 一方、諸外国においては、働き方や年金の形態によらず、一人一人の個人に対して共通の非課税枠を設定している国もあり、こうしたことを参考に私的年金に対する税制全体のあり方を検討する必要があります。



(注1) 上記における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定 (IRA) 等も含む。
(注2) 米国では、DC型企業年金及びIRAの一種として、TETのIS (Roth) 型も存在。
(注3) EETはExempt (非課税)、TはTaxed (課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
(注4) 中途引出し制限等につきのライフタイムISAあり。
(注5) 2019年政府税調海外出張調査時の現地ヒアリングを元で作成。

主要国における公的年金税制の概要

			(2023年1月現在)				
制度類型			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
拠出段階	事業所得者	本人負担	EET	TET	TET	EET	EET
	給与所得者	本人負担	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	全額控除	全額控除
	事業主負担	事業主負担	全額控除	控除なし	控除なし	全額控除	全額控除
運用段階			損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
給付段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
			一部課税 (注2)	一部課税 (注3)	課税	一部課税 (注4)	一部課税 (注5)

(注1) TはTaxed (課税)、EはExempt (非課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。
(注3) 給付額の一定部分が課税対象となる (給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合は、給付額の50%、34,000ドルを超える部分の50%、のうちの少ない方の金額 (※) が課税対象。当該合計額が34,000ドル超の場合は、給付額の85%、34,000ドルを超える部分の85% (※) で計算された額又は4,500ドルのうちの少ない金額) のうちの少ない方の金額が課税対象 (単独申告の場合))。
(注4) 受給が開始された年に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる (受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇 (2023年は83%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の種類の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。
(注5) 年金額に対する10%の控除 (年金受給者一人あたり最低控除額422ユーロ、世帯あたり控除限度額4,123ユーロ) が認められる。

令和 5 年度税制改正大綱（抄）

令和 4 年 12 月 16 日
自 由 民 主 党
公 明 党

Ⅱ．防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率 4 ～ 4.5% の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率 1 % の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を 1 % 引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など忌の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和 6 年以降の適切な時期とする。

22

3．相続税・贈与税

23

わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―（抄）

令和5年6月
税制調査会

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

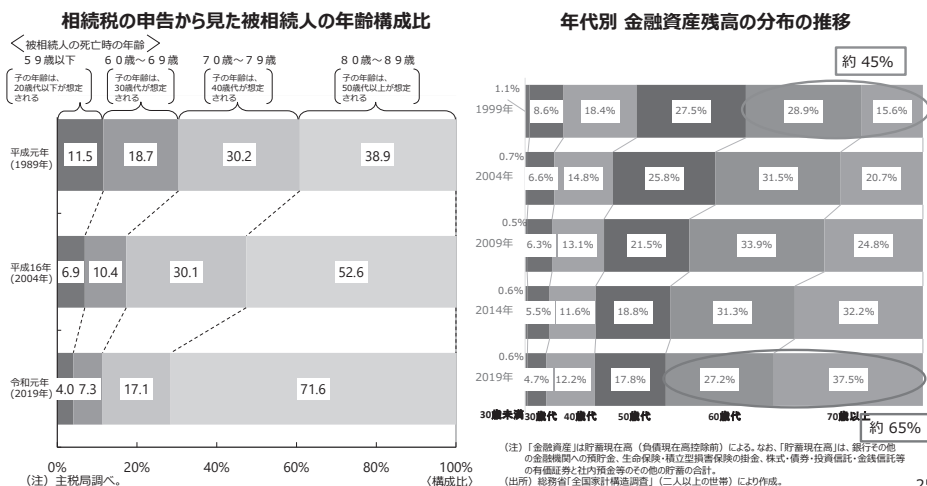
（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

資産課税については、相続税・贈与税では、近年の税制改正で、課税ベースの拡大を含む税率構造の見直しや、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われてきました。これらの改正の影響を見極めつつ、経済のストック化の進展や老後扶養の社会化などの経済社会の構造変化や税制全体を通じた再分配機能が適切に確保されているかといった観点を踏まえ、引き続き、相続税・贈与税のあり方を考えていく必要があります。

24

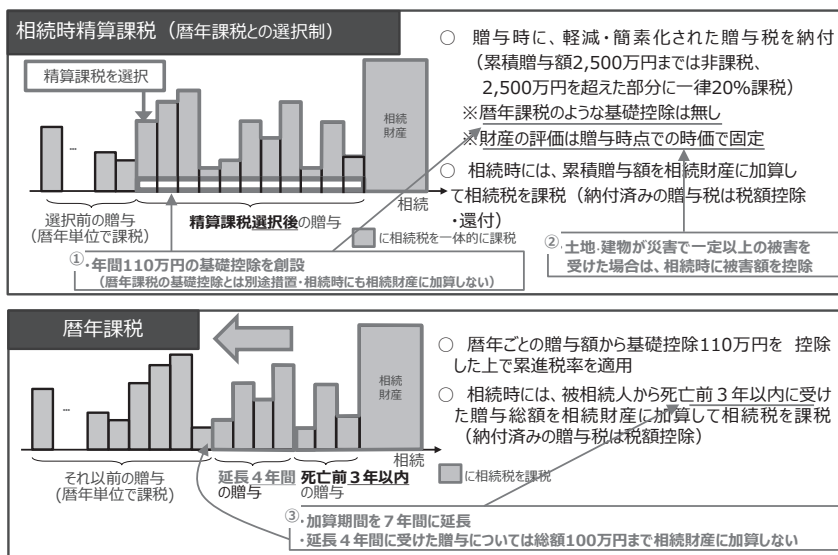
相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比、年代別金融資産保有残高

- 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は約1.5倍に増加。
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が65%（約1,200兆円）の資産を保有。



25

令和5年度税制改正のイメージ(赤字部分)を改正)



26

令和4年度税制改正大綱 (抄)

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

(7) 中小・小規模事業者の支援

(略)

法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和5年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、**特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する**。この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置として踏まえ、**令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない**。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。

27

4. 法人税

わが国税制の現状と課題 – 令和時代の構造変化と税制のあり方 – (抄)

令和5年6月
税制調査会

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

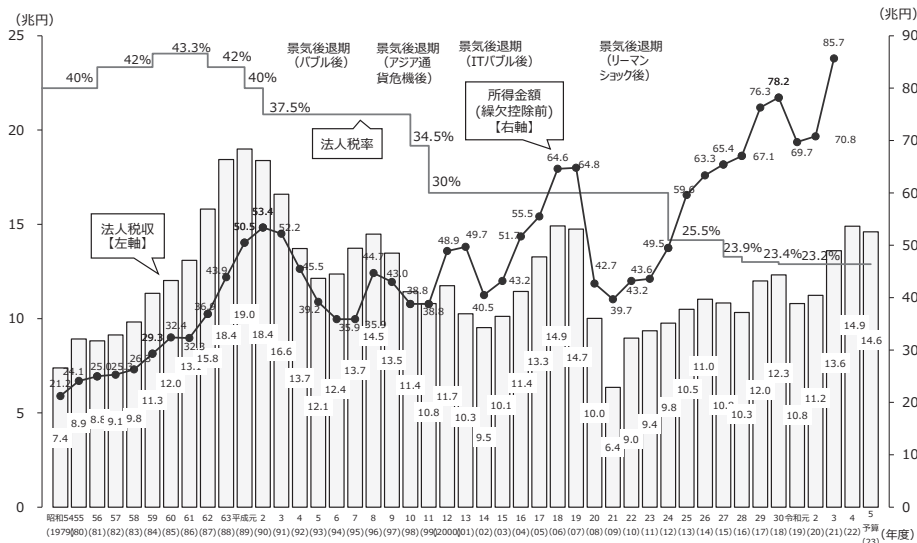
Ⅲ. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

(経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築)

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、E B P Mの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。

法人税率と法人税収の推移



30

令和4年度税制改正大綱 (抄)

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

1. 成長と分配の好循環の実現

(3) 未来への投資等に向けた経済界への期待

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

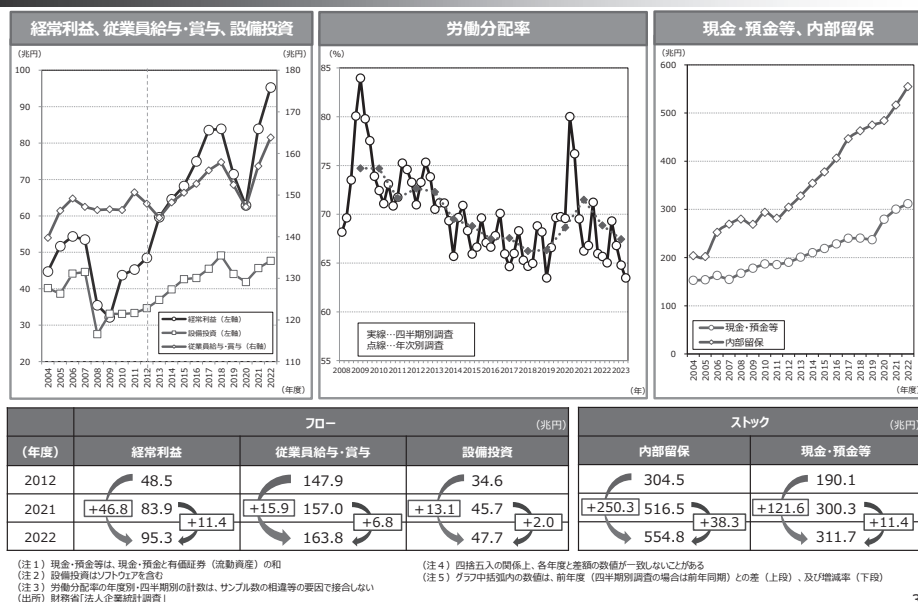
近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまってきた。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組む、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアミダスリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年度以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

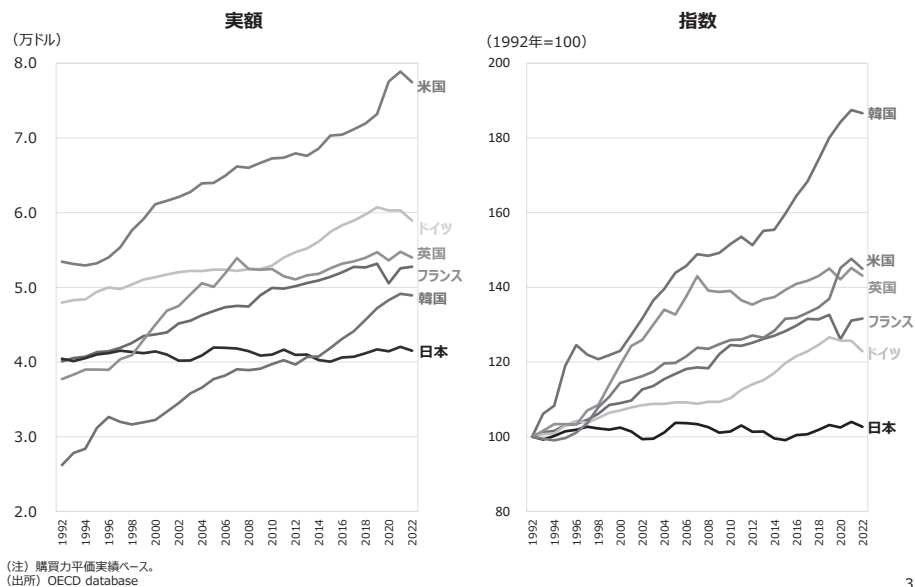
31

企業収益の動向について



32

平均賃金の国際比較



33

令和6年度税制改正に関する主な要望（法人税関係）

「新しい資本主義実行計画2023」（令和5年6月16日閣議決定）

経済産業省の要望内容

戦略物資 生産基盤 税制の創設	半導体・蓄電池・バイオものづくり・データセンターといった戦略分野を中心とした投資は、国内に大規模な立地・投資を計画する必要があり、事業のランニングコストも巨額に上る。このため、民間事業者にとっては、中長期にわたって十分な予見可能性が確保されていることが重要である。 以上のような諸点を踏まえ、世界に遜色ない水準で、税制面、予算面の支援を検討する。	GX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じて、事業投資全体に対する支援を行うため、戦略物資生産基盤税制を創設する。
イノベーション ボックス 税制の創設	利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。	ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しする観点から、イノベーションボックス税制（国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率の付与）を創設する。
賃上げ促進 税制の 拡充・延長	中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。	- 政府の長期的な方針を明確にするとともに、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、租税期間を長期化する。 - 赤字の状況等でも賃上げに取り組む中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置の創設。 - 仕事と子育ての両立や、女性活躍への支援を行う企業に対する支援措置を講ずる。

（出所）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和5年6月16日閣議決定）、経済産業省「令和6年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント」

34

5. 国際課税

35

わが国税制の現状と課題ー令和時代の構造変化と税制のあり方ー（抄）

令和5年6月
税制調査会

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

国際課税については、経済のグローバル化・デジタル化が進む中、法人税・消費税にわたり、全体として適切な課税を行うという視点が重要になっています。その際、まずは、OECD/G20の「B E P S（Base Erosion and Profit Shifting; 税源浸食・利益移転）包摂的枠組み」の「2本の柱」に基づく国際課税ルールの見直しの着実な実施が求められます。

36

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」二本の柱について

- **市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加**
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - **法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

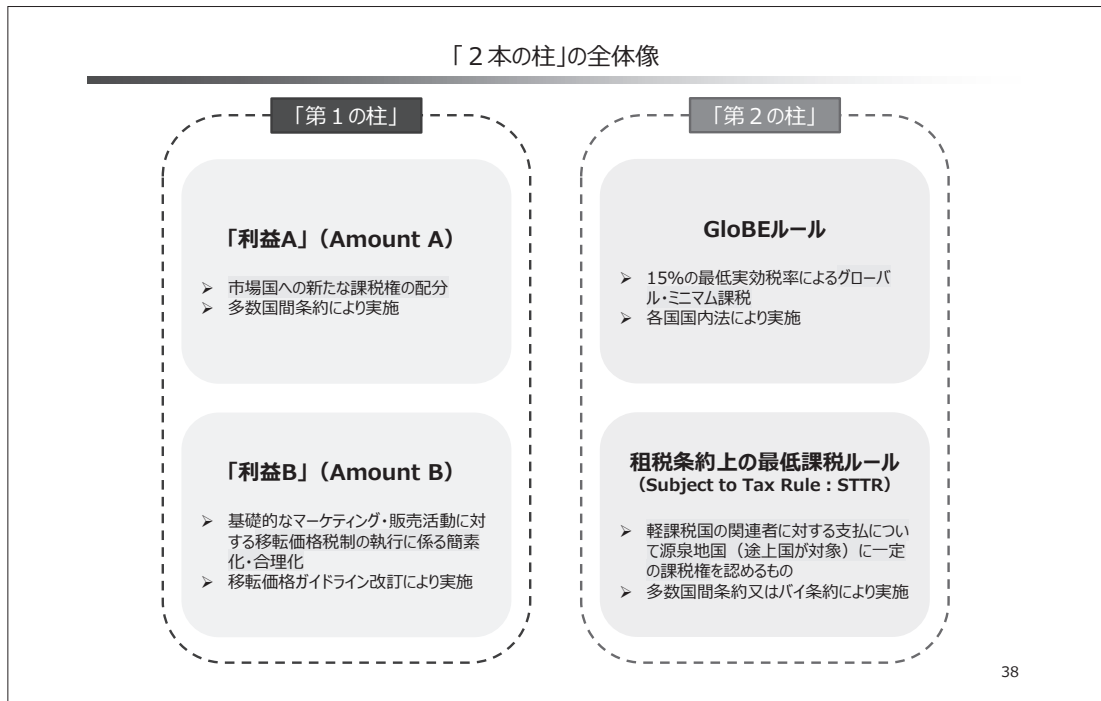


- **OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」**（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、**2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意**。
- **2023年7月12日、これまでの交渉成果をまとめたアウトカム・ステートメントが公表（138か国が合意）**。

現在の状況

- **第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）**
 - 多数国間条約に2023年末までに署名、2025年中に発効が目標。
- **第2の柱（グローバル・ミニマム課税）**
 - 日本においては、令和5年度税制改正において、所得合算ルール（IIR）を法制済。
 - 残存論点は、令和6年度以降の改正を予定。

37



わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—（抄）

令和 5 年 6 月
税 制 調 査 会

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

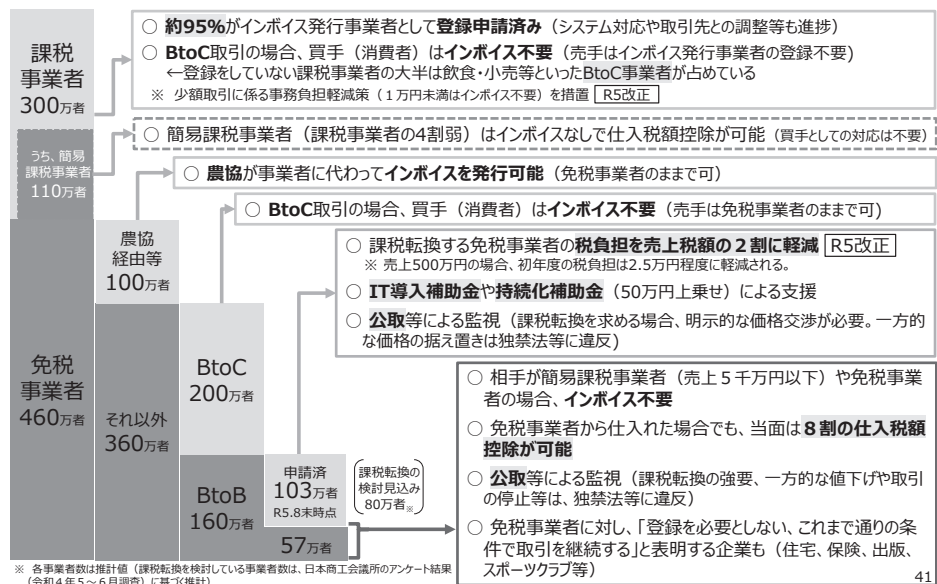
10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

消費税（国・地方）については、日本の社会保障制度においては、社会保険制度が基本であり、それを賄う財源は、原則、社会保険料となりますが、それを補完する財源としては、特定の世代に偏らず幅広い国民が負担を分かち合うことができ、**税収の変動が少ない消費税がふさわしいもの**と言えます。更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要です。また、経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、国内外の経済主体の競争条件に中立的であるとの消費税の特徴は、その意義を増してきていると考えられます。

40

インボイス制度への対応状況等



41

インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- 中小企業へ経営支援**を行っているよう支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化し、相談対応を実施**
- 免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士（税務相談）**や、**支援機関等（経営相談、補助金の案内）**が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- 税務署において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- 地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の2割に軽減（R5改正）**
- 少額取引に係る**事務負担軽減策（1万円未満はインボイス不要）**を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**8割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- 持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乗せ

取引環境の整備

- 独禁法等のQ&Aの公表、6,000を超える業界団体への法令遵守要請を実施**
- 下請けGメンや書面調査による状況把握や発注者側への注意喚起等を実施**

42

わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—（抄）

第2部 個別税目の現状と課題

令和5年6月
税制調査会

Ⅲ. 消費課税

<参考：国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し>

消費税は国内で行われる取引を課税対象としていますが、国境を越えた取引が「国内」で行われたかどうかの判定については、取引の内容に応じて基準（内外判定基準）が定められています。平成27年度税制改正前は、役務の提供が行われた場所が明らかでない国境を越えた電子商取引に係る内外判定基準については、役務の提供を行う者の事務所等の所在地に基づくこととされていました。このため、電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供について、国内事業者が行う場合には課税される一方で、国外事業者が行う場合は課税されず、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じていました。

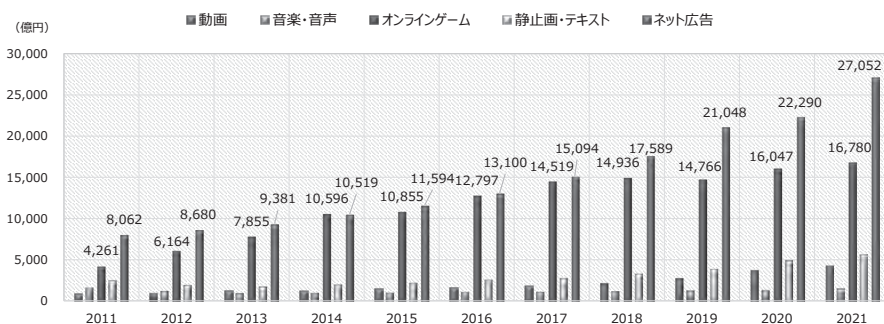
平成27年度税制改正において、国境を越えた電子書籍、音楽、広告の配信等の電気通信利用役務の提供について、国内外の競争環境の公平性を確保する観点から、その課税地を「役務の提供者」の所在地から「役務の受領者」の所在地に見直しました。その上で、執行管轄が及ばない国外事業者への適正な課税を担保するため、事業者向け取引（BtoB取引）については、納税義務を売り手から買い手に転換し、買い手である国内事業者が申告納税を行うリバースチャージ方式、消費者向け取引（BtoC取引）については、国外事業者が我が国の税務署に申告納税を行うとともに、登録を受けていない国外事業者からの仕入については仕入税額控除を認めない登録国外事業者制度を採用しました。

一方、平成27年度税制改正以降、オンラインゲームを中心に、モバイルアプリの市場規模が年々拡大しています。電子書籍や音楽・動画配信等のコンテンツについては、プラットフォーム事業者自身が販売することが一般的であり、消費税の申告・納税も当該事業者が行っています。他方で、モバイルアプリについては、通常、プラットフォーム事業者は取引の仲介を行うのみであり、サプライヤーが消費者に対してコンテンツを提供することとなるため、当該コンテンツに係る消費税の納税義務は、サプライヤーに課されることとなります。しかし、こうしたサプライヤーには、国外に所在し、かつ、小規模な事業者も数多く含まれることから、適正な課税を行う上では、執行上の課題があります。この点、EUをはじめ、多くの諸外国においては、プラットフォームを介した役務提供について、プラットフォーム事業者に対して、付加価値税の納税義務を課しています。こうした状況を踏まえ、国内外の競争条件の公平性も考慮しつつ、国境を越えた役務提供に係る消費税の適正な課税の確保に向けて検討していくことが必要と考えられます。

43

国内インターネット・コンテンツ別市場規模

- インターネット市場におけるコンテンツ別規模は、ネット広告（2兆7,052億円）とオンラインゲーム（1兆6,780億円）が突出している。
- ネット広告は原則、BtoB取引であり、リバースチャージが適用される一方、オンラインゲームは市場規模が大きく、大小・多数の国外事業者が市場参入しており、執行上の課題が存在する。



(出所) ネット広告については「2022年 日本の広告費(2023年2月24日)」(株式会社電通)、
それ以外のコンテンツについては「デジタルコンテンツ白書 2022」(一般社団法人デジタルコンテンツ協会)より引用
※2011年のネット広告以外のコンテンツについては「デジタルコンテンツ白書2021」より引用

7. 納税環境整備

(46ページ)

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和 5 年 6 月
税 制 調 査 会

第 1 部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

納税環境の整備については、経済社会のデジタル化とそれに伴うグローバル化、経済取引や働き方の多様化を踏まえ、税務手続のデジタル化等を通じて納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう利便性と申告内容の適正性を同時に向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していくことが求められます。

46

(47ページ)

8. 財政・税制に対する国民の意識

47

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（2022.11 東京財団）①

日本の財政赤字についてどのようにお考えですか。				財政赤字の原因は何だと思えますか。（2つまで）			
		経済学者	国民			経済学者	国民
1	財政赤字は大変な問題	44.3%	40.4%	1	社会保障費	72.0%	17.5%
2	財政赤字はある程度問題	42.2%	25.1%	2	公共事業	19.5%	12.5%
3	どちらともいえない	5.7%	10.3%	3	高い公務員の人件費	1.8%	40.4%
4	財政赤字はあまり問題ではない	6.0%	8.9%	4	政治の無駄遣い	41.1%	71.5%
5	財政赤字はまったく問題ではない	0.7%	2.7%	5	その他	14.5%	4.6%
6	わからない	1.1%	12.6%	6	わからない	2.5%	9.8%

（出所）加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263> より（N=282（経済学者）/1,000（国民））

48

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（2022.11 東京財団）②

消費税に対するイメージとしてあてはまるものを選んでください。（2つまで）				他の条件が変わらないとした場合、日本は今後、消費税率を引き上げるべきだと思いますか。			
		経済学者	国民			経済学者	国民
1	逆進的で不公平	17.0%	23.8%	1	廃止する	2.8%	14.3%
2	景気に悪影響	14.9%	44.1%	2	5%に戻す	3.9%	20.8%
3	世代間で公平	34.0%	18.3%	3	8%に戻す	1.8%	6.6%
4	投資や雇用への歪みが少なく効率的	35.1%	6.7%	4	現状維持（10%）	30.9%	40.9%
5	安定財源	60.3%	22.0%	5	15%に引き上げる	31.9%	5.4%
6	その他	4.3%	1.7%	6	20%に引き上げる	16.3%	1.7%
7	わからない	2.1%	15.9%	7	20%以上に引き上げる	8.5%	0.7%
				8	わからない	3.9%	9.6%

（出所）加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263> より（N=282（経済学者）/1,000（国民））

49

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（2022.11 東京財団）③

国民負担と歳出改革との関係について、今後政府はどのような方針で臨むべきだと思いますか。			社会保障等、今後の財政支出の財源をどこに求めるのが適切だとお考えですか。（2つまで）		
	経済学者	国民		経済学者	国民
1 歳出は現状維持で負担増	20.9%	4.7%	1 消費税	59.6%	21.2%
2 歳出を増やして負担増	15.3%	11.0%	2 所得税	30.1%	26.4%
3 歳出を抑えて負担回避	34.4%	57.2%	3 法人税	25.5%	49.2%
4 歳出を抑えて負担増	23.1%	6.8%	4 社会保険料	24.8%	10.9%
5 歳出を増やす一方、負担回避	6.4%	20.3%	5 相続税	22.7%	12.7%
			6 環境税	10.3%	8.2%
			7 国債（財政赤字）	5.0%	17.4%
			8 その他	8.2%	7.9%

（出所）加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどうか」「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263> より（N=282（経済学者）/1,000（国民））

50

さいごに

本日はご清聴いただきありがとうございました。
財務省では、税に対する理解をさらに深めていただくため、様々な取組を行っております。
以下、主なものをご案内させていただきます。

税制メールマガジン



税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。

税制に関するパンフレット・動画



パンフレット・動画

財務省主税局×うんこドリル



冊子・ゲーム

※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公開中

学習まんが「税金のひみつ」



税金のひみつ

51

参 考 資 料

働き方やライフコースの多様化①

- 平成の時代に入り、全体の雇用者数が緩やかな増加を続ける中、そのペースを上回って非正規雇用が増大しました。
- 特に近年、女性の社会進出や団塊の世代の高齢化に伴い、女性や高齢者が非正規の形で労働参加をすることで、非正規雇用の増大に拍車がかかっています。

雇用者数の推移

(万人、%)	1987	1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022
総人口	12,223	12,456	12,615	12,748	12,803	12,759	12,691	12,494
雇用者総数	4,327	5,030	5,349	5,337	5,572	5,530	5,824	6,032
非正規雇用者総数	711	958	1,152	1,451	1,735	1,816	2,040	2,101
非正規雇用割合	17.6	20.5	23.2	29.4	33.5	35.2	37.3	36.9

非正規雇用割合（女性・高齢者）の推移

(%)	1988	1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022
女性	35.1	38.3	41.7	49.3	53.5	54.5	55.5	53.4
高齢者	48.6	50.9	54.7	62.1	67.3	68.8	74.4	76.4

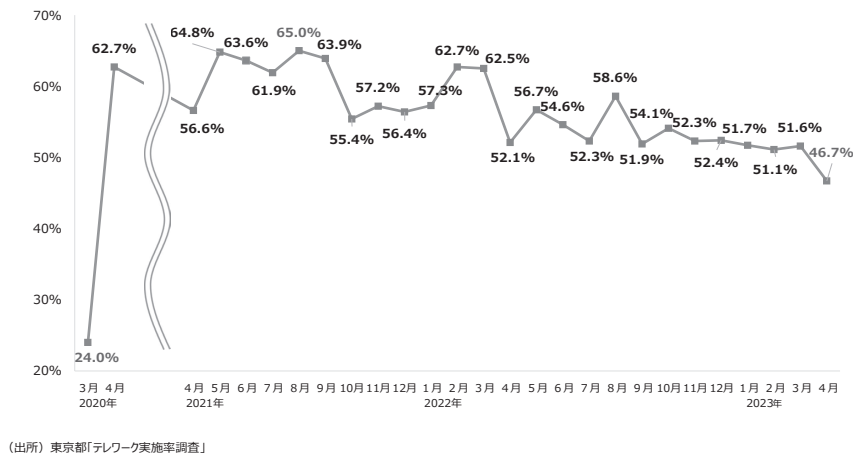
(出所) 総務省「人口推計」「労働力調査」

(注) 2001 年以前は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002 年以降は「労働力調査 詳細集計」

働き方やライフコースの多様化②

- 新型コロナの感染拡大を受け、政府からの累次の要請も繰り返される中で、リモートワークは飛躍的に拡大しました。

テレワーク実施率の推移

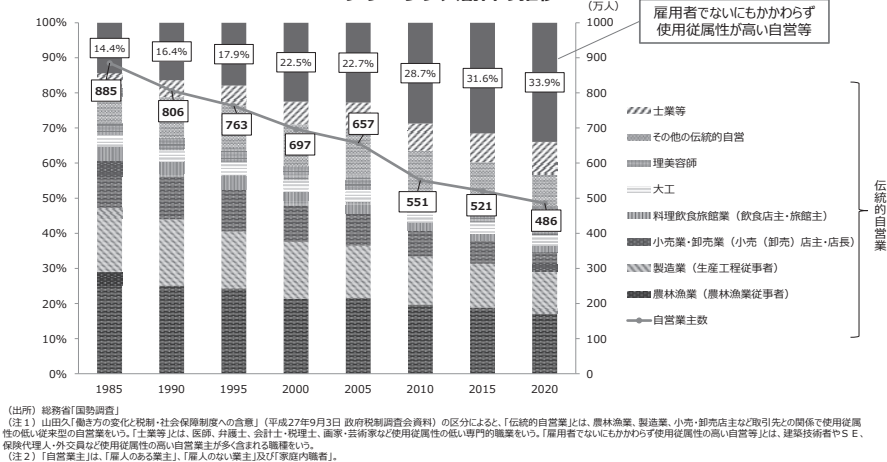


2

働き方やライフコースの多様化③

- 自営業者等においては、伝統的な自営業者数が数を減らしている一方、雇用者でないにもかかわらず、使用従属性が高い働き方をする者（フリーランス）の割合が上昇しています。これらの動きにより、雇われない働き方が拡大し、雇用全体の流動化も進んでいます。

フリーランス割合の推移

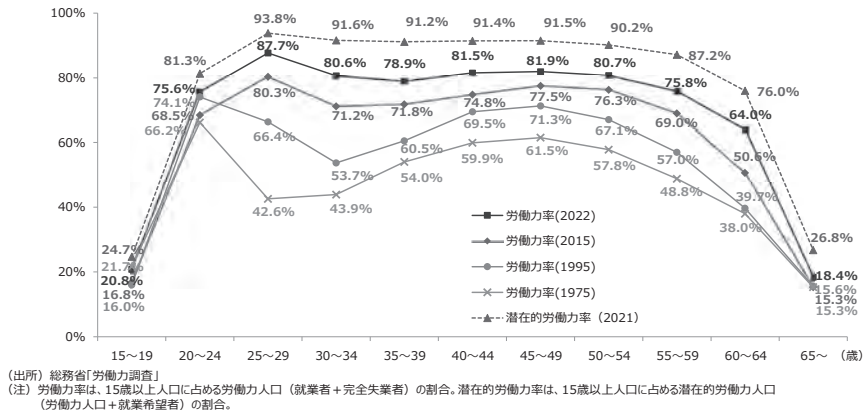


3

働き方やライフコースの多様化④

○ かつて、女性は結婚を契機に離職をし、子育てを終えてから復職するケースが多く、女性の年齢別労働力率は真ん中（20代後半～40代前半）が凹んだいわゆる「M字カーブ」と呼ばれる状態でした。しかし、女性の就労拡大や結婚・出産時期の分散に伴い、そのカーブは緩やかになり、その傾向は、若い世代ほど顕著となっています。

女性の労働力人口比率の変化

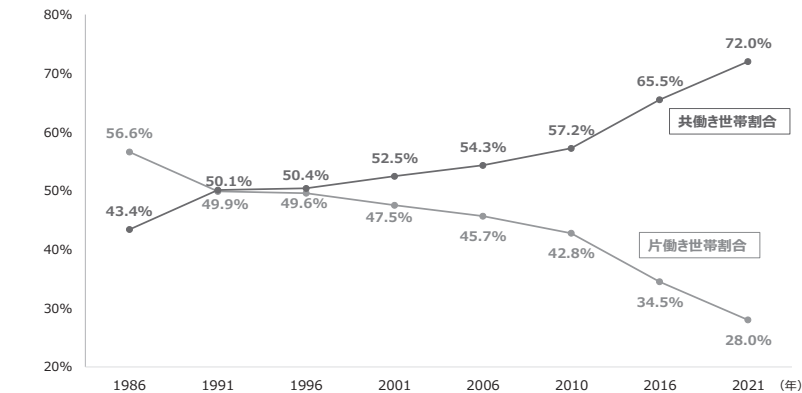


4

働き方やライフコースの多様化⑤

○ かつて、一般的な家庭では、夫はサラリーマンとして会社で働き、妻は専業主婦として家庭で家事・育児を担うという姿が多く見られましたが、1980年代後半には4割程度であった共働き世帯の比率は、年々増加し、現在では7割を超えるなど、一般的なものとなりつつあります。

共働き世帯数の推移

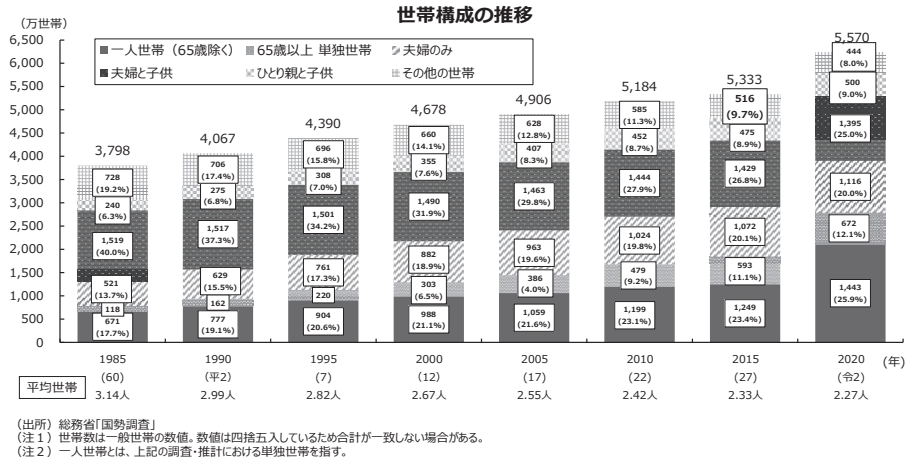


(出所) 内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」

5

働き方やライフコースの多様化⑥

- 世帯構成については、平成2（1990）年以降、少子化や高齢化、未婚化や晩婚化などを背景に、「夫婦と子供世帯」は減少し、高齢者を含む「一人世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子供世帯」が増加しました。平成22（2010）年には、「一人世帯」が「夫婦と子供世帯」を抜いて世帯数の最も多い類型となり、近年、世帯構成の多様化と小規模化が一層加速してきています。

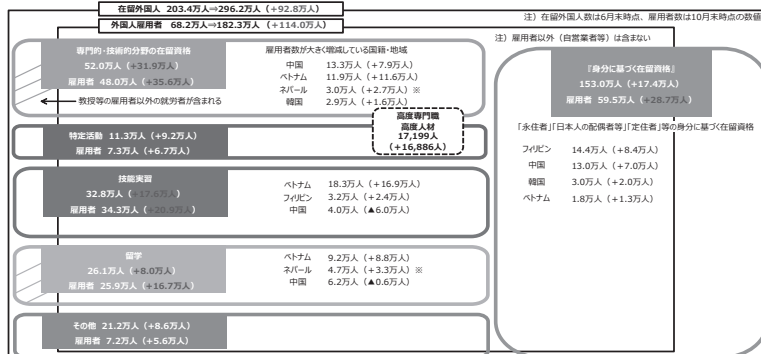


6

働き方やライフコースの多様化⑦

- 高度外国人材については、平成24（2012）年に導入したポイント制において優遇措置が講じられ、現在では主に中国国籍の方々が専門的な技術・知識などを生かして様々な分野で活躍しています。
- 「技能実習制度」は、実質的に低賃金労働者として扱っているといった問題が指摘されたことを受け、累次の制度改革により技能実習生の保護が図られてきました。令和元（2019）年には、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」が創設され、製造業や介護、建設などの人手不足分野での受け入れが進んでいるとともに、その対象分野も拡大されています。

在留資格別でみた外国人数の変化（平成24（2012）年から令和4（2022）年）



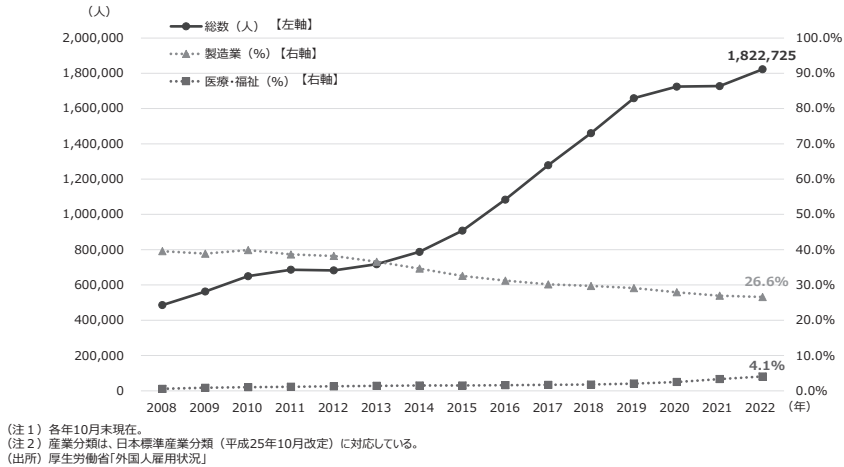
(注1) 専門的・技術的分野の在留資格：「教授」「芸術」「学識」「報道」「高度専門性」「経営・管理」「法律」「会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能」の合計
 (注2) 特定活動：「ワーキングホリデー」、外交官等の家事使用人、EPA等、高度人材（2012）は在留資格「特定活動」の数値。
 (注3) その他：文化活動、研修、家族滞在、等。 ※ネパールは2014年から個別集計されたため、2014年からの増加人数。
 (出所) 法務省「在留外国人統計」、厚生労働省「外国人雇用状況報告」

7

働き方やライフコースの多様化⑧

- 外国人労働者数は、令和4（2022）年10月末時点で182.3万人となり、10年前（平成24（2012）年）の68.2万人から大きく増加し、過去最高を記録しました。

外国人労働者数の推移

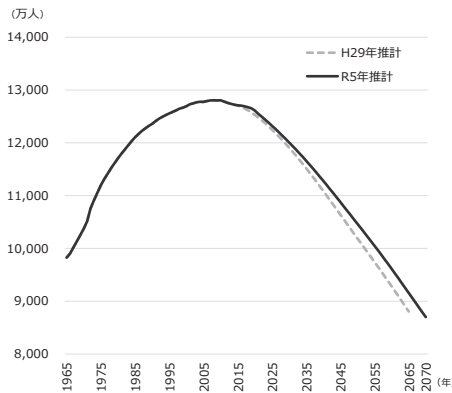


8

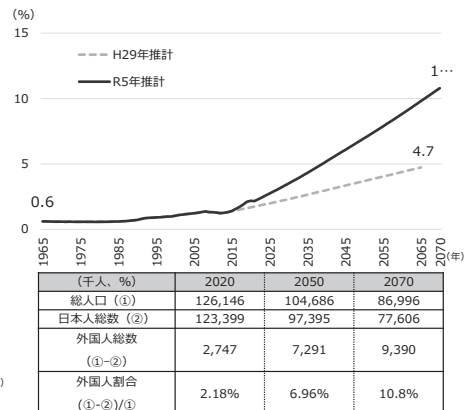
働き方やライフコースの多様化⑨

- 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、日本の総人口は50年後に現在の7割に減少（約8700万人）する一方、総人口に占める外国人の割合は10.8%に増加すると推計されています。

日本の総人口の推移



日本総人口に占める外国人の割合

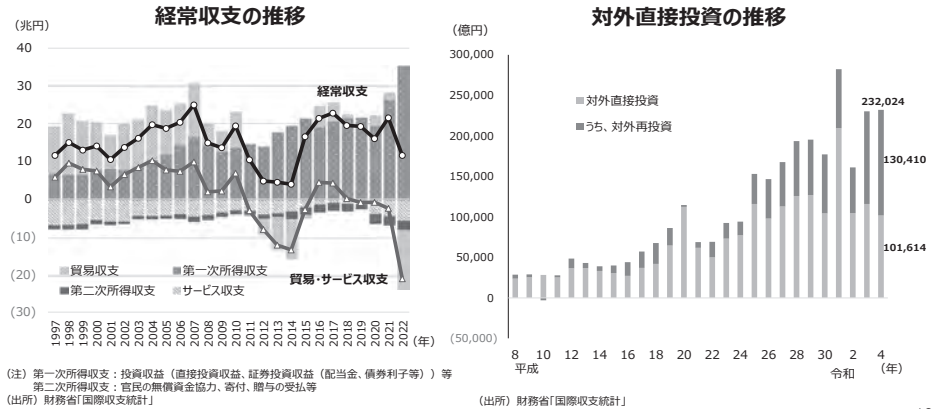


(注) 令和5年推計の「外国人人口」は、2040年までの間、2016～2019年の「外国人入国超過数」の平均値で推移すると仮定し、それ以降は年齢別の外国人入国超過数割合を一定として延長（平成29年推計は、2035年までの間、1970年以降の社会経済事象・災害等の影響により一時的に大きく変動したとみなされる年のデータを除いた平均値で推移すると仮定）
 (出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

9

経済のグローバル化・デジタル化①

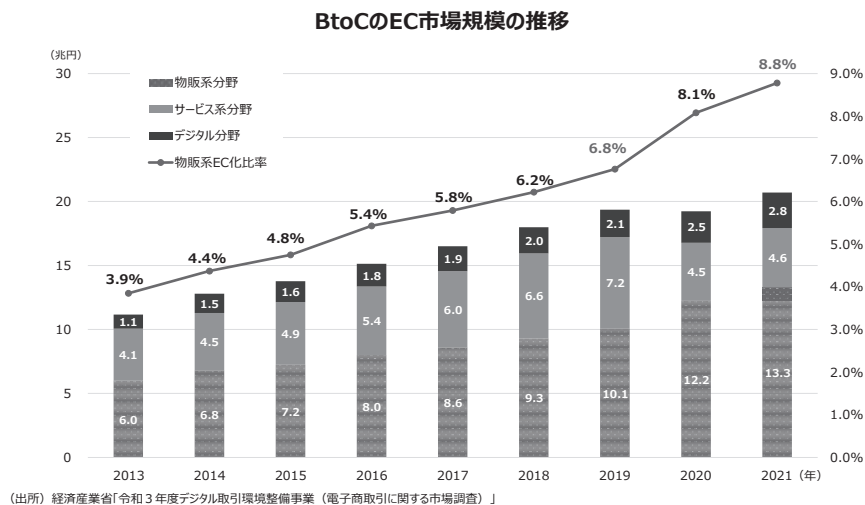
- 製造業の生産拠点の海外移転や資源価格の高騰の影響もあり、令和4（2022）年の貿易収支が赤字に転じた一方、過去の経常黒字を背景とする対外投資の蓄積により、海外からの利子・配当等である第一次所得収支の黒字が拡大し、経常収支全体では黒字を維持しています。
- 海外現地法人を通じた海外での設備投資や海外企業に対するM&Aが著しく増加した結果、国際収支統計によると、我が国の企業が対外直接投資から得る収益は年々増加しており、令和4（2022）年度は約13兆円となっています。



10

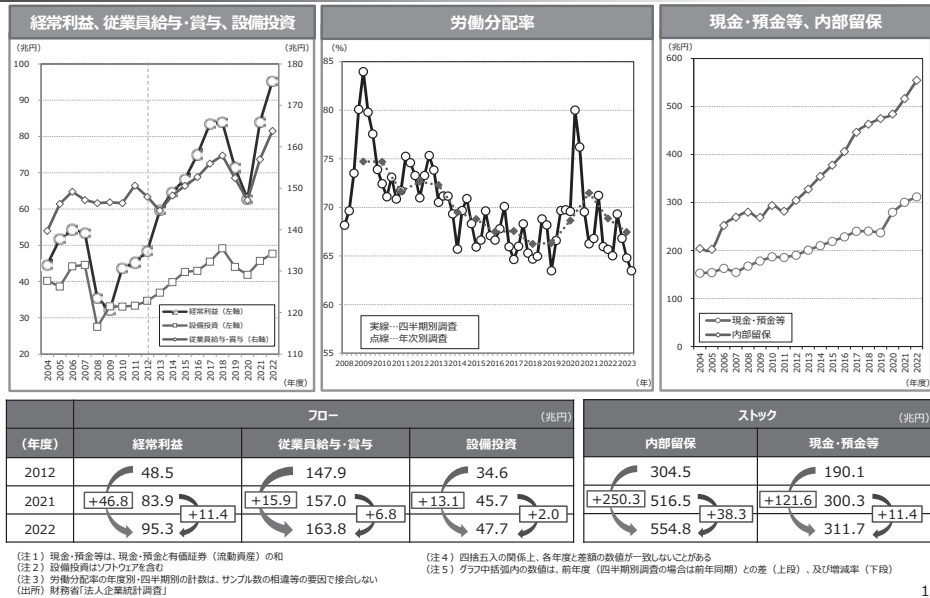
経済のグローバル化・デジタル化②

- デジタル・プラットフォーム等を通じたインターネット取引は、あらゆる世代の消費者でその割合が増加しており、顧客のニーズに合ったサービスを展開し、業績を大きく伸ばしている企業も見受けられます。



11

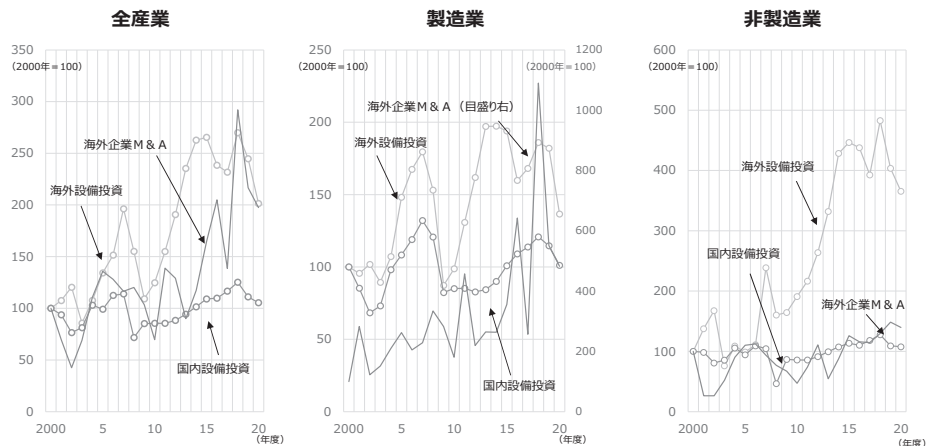
経済のグローバル化・デジタル化③



12

経済のグローバル化・デジタル化④

○ 設備投資は、全体として増加しているものの、内訳を見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいとなっています。

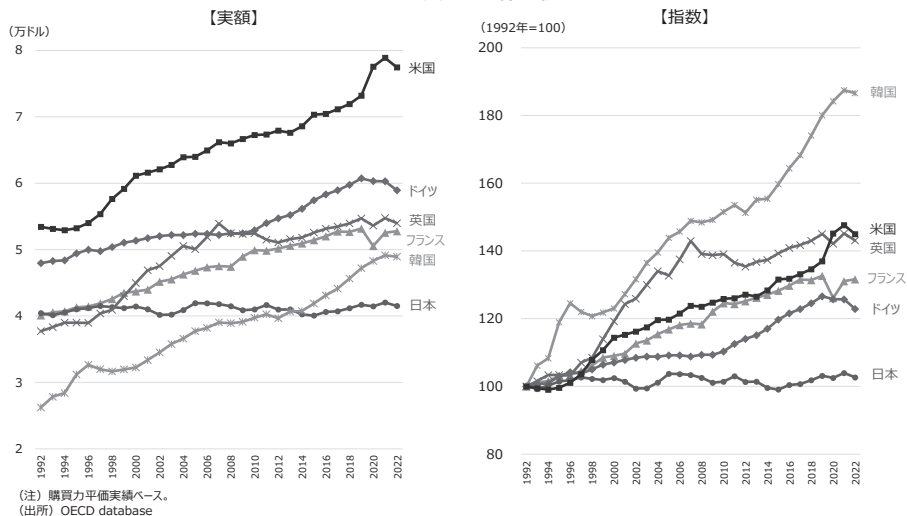


13

経済のグローバル化・デジタル化⑤

○ 賃金水準は実質的に見て30年間横ばい状態で、伸び率は他の先進国に比して低迷しています。

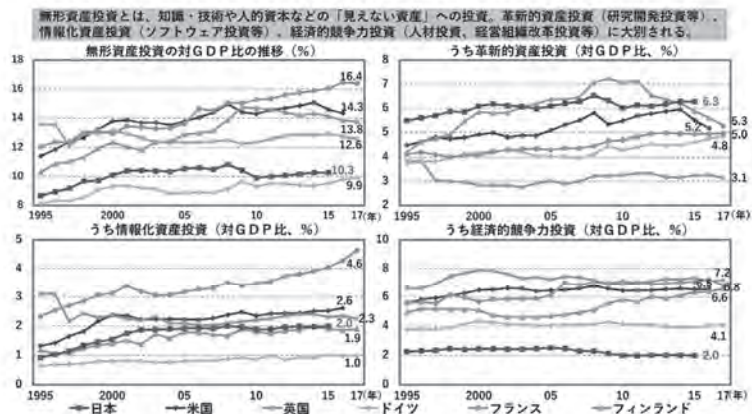
平均賃金の国際比較



14

経済のグローバル化・デジタル化⑥

○ 人的投資等の無形資産投資が必ずしも十分に行われていないことも指摘されています。無形資産投資全体の水準は、諸外国に比べて低水準で、特に、人的投資を含む「経済的競争力投資」（無形資産投資のうち、ブランド資産、マーケティング力、企業独自の人的資本形成の取組み、組織改革等）は、非常に低位で推移しています。



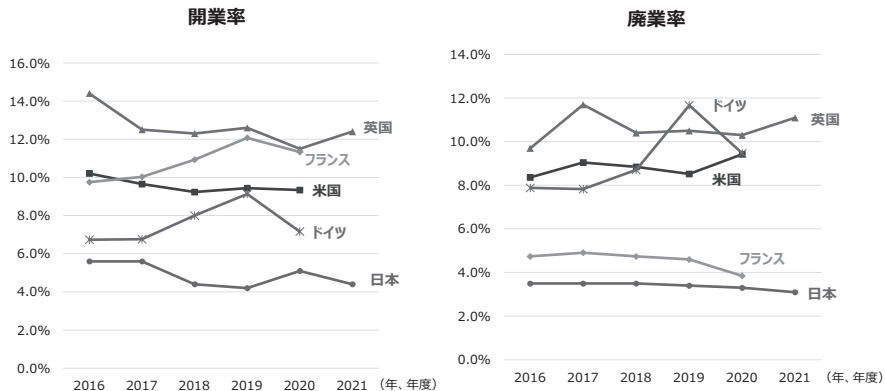
(注) 日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピュータソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。
(出所) 内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2021年6月4日）

15

経済のグローバル化・デジタル化⑦

- 我が国における開業率や倒産・廃業率（その年に開業した事業所数や倒産・廃業した事業所数を、全体の事業所数で除した指標）は、いずれも諸外国に比べて低い水準にあります。そうしたこともあって、人的資源や資金が、生産性の高い企業に移動せず、生産性の低い企業に滞留してしまっているのではないかと考えられます。

開廃業率の国際比較



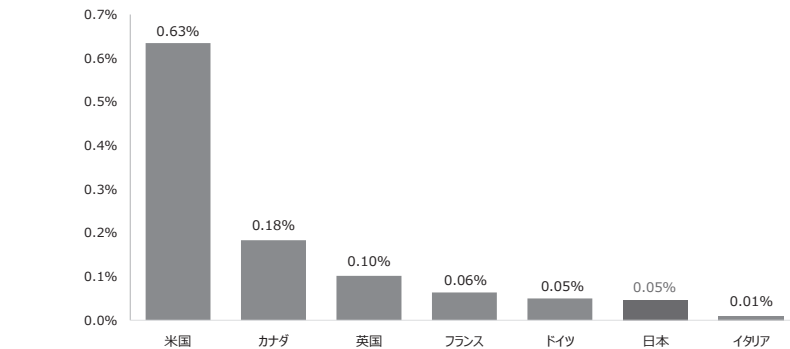
(注) 国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。
 (出所) 日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国勢統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostat

16

経済のグローバル化・デジタル化⑧

- 日本経済を牽引する新しいグローバル産業を創出すべく、新たな技術を用いたり、革新的なビジネスモデルを実践したりするスタートアップ企業を支援していく必要があります。
- スタートアップ企業に対するベンチャーキャピタル（V C）投資について、日本は、アメリカに比べて、10分の1未満にとどまっています。その他にも起業家マインドや多様な才能を持つ若者の育成や出口戦略なども含めた、スタートアップ・エコシステム全体の底上げが不可欠と考えられます。

ベンチャーキャピタル投資の国際比較(令和元(2019)年、対GDP比)



(出所) OECD. Stat

17

格差を巡る状況の変化①

- OECD38カ国（2018年ベース）中で、日本の人口1人あたりのGDPは21位。一方で、相対的貧困率は29位、「子どもの貧困率」は26位（2018年）。
- 特に、ひとり親世帯の貧困率は35位（2018年）。

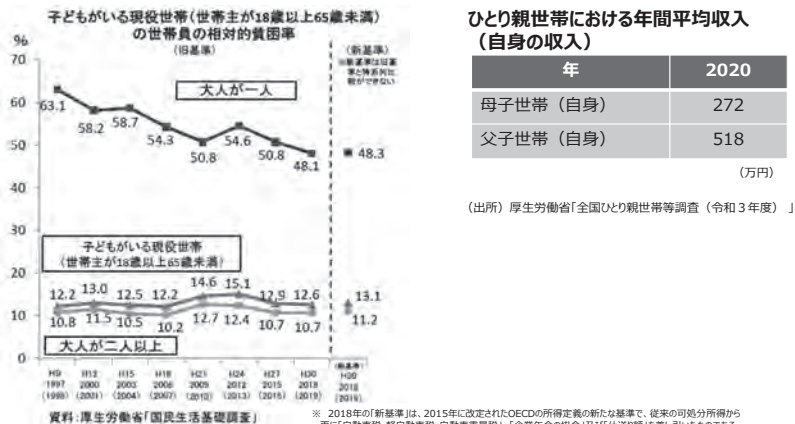
相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる世帯の貧困率										人口1人あたりのGDP		
順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位
1	アイスランド	4.0	1	フィンランド	3.5	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	3.1	1	フィンランド	2.9	1	アイスランド
2	オーストラリア	5.1	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	アイスランド	3.5	2	アイスランド	2.8	2	アイスランド
3	デンマーク	6.6	3	アイスランド	5.4	3	アイスランド	5.0	3	アイスランド	4.8	3	デンマーク	3.5	3	アイスランド
4	フィンランド	6.5	4	アイスランド	5.8	4	アイスランド	4.5	4	アイスランド	4.2	4	アイスランド	3.6	4	アイスランド
5	アイスランド	7.6	5	アイスランド	6.0	5	アイスランド	5.0	5	アイスランド	4.8	5	アイスランド	4.8	5	アイスランド
6	アイスランド	7.5	6	アイスランド	7.1	6	アイスランド	5.8	6	アイスランド	5.0	6	アイスランド	4.1	6	アイスランド
7	アイスランド	7.7	7	アイスランド	8.0	7	アイスランド	6.7	7	アイスランド	5.0	7	アイスランド	4.0	7	アイスランド
8	アイスランド	7.8	8	アイスランド	8.1	8	アイスランド	6.7	8	アイスランド	5.0	8	アイスランド	4.0	8	アイスランド
9	アイスランド	8.2	9	アイスランド	8.6	9	アイスランド	7.0	9	アイスランド	5.0	9	アイスランド	3.9	9	アイスランド
10	アイスランド	8.4	10	アイスランド	8.8	10	アイスランド	7.1	10	アイスランド	5.0	10	アイスランド	3.8	10	アイスランド
11	アイスランド	8.5	11	アイスランド	9.2	11	アイスランド	7.2	11	アイスランド	5.0	11	アイスランド	3.7	11	アイスランド
12	アイスランド	8.7	12	アイスランド	9.4	12	アイスランド	7.3	12	アイスランド	5.0	12	アイスランド	3.6	12	アイスランド
13	アイスランド	8.8	13	アイスランド	9.5	13	アイスランド	7.4	13	アイスランド	5.0	13	アイスランド	3.5	13	アイスランド
14	アイスランド	8.9	14	アイスランド	9.6	14	アイスランド	7.5	14	アイスランド	5.0	14	アイスランド	3.4	14	アイスランド
15	アイスランド	9.0	15	アイスランド	9.7	15	アイスランド	7.6	15	アイスランド	5.0	15	アイスランド	3.3	15	アイスランド
16	アイスランド	9.1	16	アイスランド	9.8	16	アイスランド	7.7	16	アイスランド	5.0	16	アイスランド	3.2	16	アイスランド
17	アイスランド	9.2	17	アイスランド	9.9	17	アイスランド	7.8	17	アイスランド	5.0	17	アイスランド	3.1	17	アイスランド
18	アイスランド	9.3	18	アイスランド	10.0	18	アイスランド	7.9	18	アイスランド	5.0	18	アイスランド	3.0	18	アイスランド
19	アイスランド	9.4	19	アイスランド	10.1	19	アイスランド	8.0	19	アイスランド	5.0	19	アイスランド	2.9	19	アイスランド
20	アイスランド	9.5	20	アイスランド	10.2	20	アイスランド	8.1	20	アイスランド	5.0	20	アイスランド	2.8	20	アイスランド
21	アイスランド	9.6	21	アイスランド	10.3	21	アイスランド	8.2	21	アイスランド	5.0	21	アイスランド	2.7	21	アイスランド
22	アイスランド	9.7	22	アイスランド	10.4	22	アイスランド	8.3	22	アイスランド	5.0	22	アイスランド	2.6	22	アイスランド
23	アイスランド	9.8	23	アイスランド	10.5	23	アイスランド	8.4	23	アイスランド	5.0	23	アイスランド	2.5	23	アイスランド
24	アイスランド	9.9	24	アイスランド	10.6	24	アイスランド	8.5	24	アイスランド	5.0	24	アイスランド	2.4	24	アイスランド
25	アイスランド	10.0	25	アイスランド	10.7	25	アイスランド	8.6	25	アイスランド	5.0	25	アイスランド	2.3	25	アイスランド
26	アイスランド	10.1	26	アイスランド	10.8	26	アイスランド	8.7	26	アイスランド	5.0	26	アイスランド	2.2	26	アイスランド
27	アイスランド	10.2	27	アイスランド	10.9	27	アイスランド	8.8	27	アイスランド	5.0	27	アイスランド	2.1	27	アイスランド
28	アイスランド	10.3	28	アイスランド	11.0	28	アイスランド	8.9	28	アイスランド	5.0	28	アイスランド	2.0	28	アイスランド
29	アイスランド	10.4	29	アイスランド	11.1	29	アイスランド	9.0	29	アイスランド	5.0	29	アイスランド	1.9	29	アイスランド
30	アイスランド	10.5	30	アイスランド	11.2	30	アイスランド	9.1	30	アイスランド	5.0	30	アイスランド	1.8	30	アイスランド
31	アイスランド	10.6	31	アイスランド	11.3	31	アイスランド	9.2	31	アイスランド	5.0	31	アイスランド	1.7	31	アイスランド
32	アイスランド	10.7	32	アイスランド	11.4	32	アイスランド	9.3	32	アイスランド	5.0	32	アイスランド	1.6	32	アイスランド
33	アイスランド	10.8	33	アイスランド	11.5	33	アイスランド	9.4	33	アイスランド	5.0	33	アイスランド	1.5	33	アイスランド
34	アイスランド	10.9	34	アイスランド	11.6	34	アイスランド	9.5	34	アイスランド	5.0	34	アイスランド	1.4	34	アイスランド
35	アイスランド	11.0	35	アイスランド	11.7	35	アイスランド	9.6	35	アイスランド	5.0	35	アイスランド	1.3	35	アイスランド
36	アイスランド	11.1	36	アイスランド	11.8	36	アイスランド	9.7	36	アイスランド	5.0	36	アイスランド	1.2	36	アイスランド
37	アイスランド	11.2	37	アイスランド	11.9	37	アイスランド	9.8	37	アイスランド	5.0	37	アイスランド	1.1	37	アイスランド
38	アイスランド	11.3	38	アイスランド	12.0	38	アイスランド	9.9	38	アイスランド	5.0	38	アイスランド	1.0	38	アイスランド

※日本のデータについては、2018年からOECD新基準に切り替え

18

格差を巡る状況の変化②

- 1985年に12.0%であった相対的貧困率は、2018年には15.4%へ上昇。1985年に10.9%であった子どもの貧困率も、2018年には13.5%へと上昇。
- 特に、ひとり親世帯の貧困率は、全世界平均と比較して約3倍高い水準で推移。
- 女性のひとり親世帯は、男女の賃金格差などを背景に、平均年間収入で見ても、父子世帯の父自身が518万円であるのに対して母子世帯の母自身は272万円と低い水準。

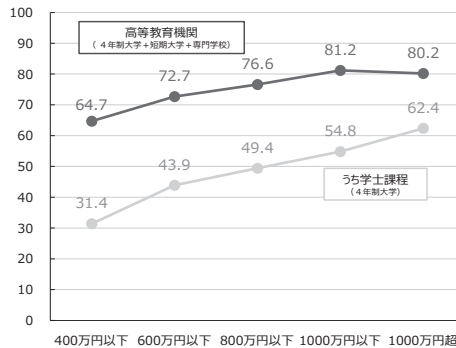


※ 2018年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

19

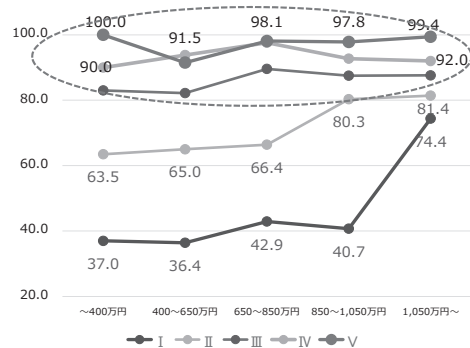
格差を巡る状況の変化③

◆日本の高校卒業後の予定進路（両親年収別）



(注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
 (注2) 両親年収は、父母それぞれ10の税込年収に中央値を割り当て(例：「500～700万円未満」が560万円)、合計したため。
 (注3) 無回答を除く。専門学校には各種学校を含む。
 (出所) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

◆高校等の入学難易度別・世帯収入別 大学進学希望率



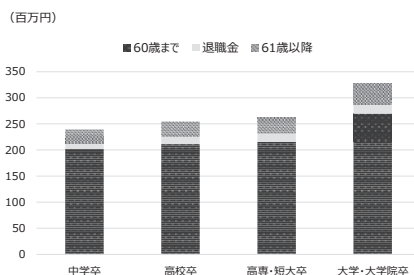
(注1) 「大学進学希望率」は、国公立大学・私立大学への進学希望者から計算しており、短期大学、専門学校等への進学希望者を除いている。
 (注2) I～Vの表記は、左記の参考文献による調査対象高校の偏差値情報による。I：偏差値45以下、II：46～51、III：52～57、IV：58～62、V：63～
 (出所) 濱中義隆、朴澤泰明 令和元年度「高校生の進路に関する保護者調査」の概要より、財務省作成

20

格差を巡る状況の変化④

- 大学・大学院卒男性（約2.7億円）と高校卒男性（約2.1億円）で比べると、生涯賃金に約6,000万円の差。
- 家庭の社会的経済的背景を示す指標であるSES（Socio-Economic Status: 家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標）が学力に影響。

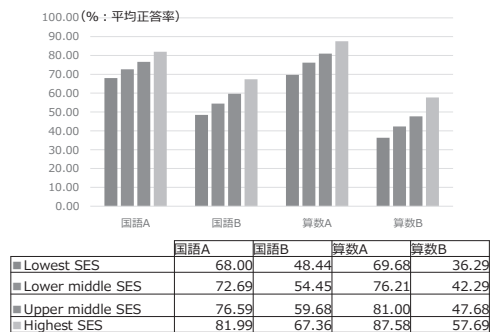
男性の生涯賃金
 （引退まで、退職金を含む、2017年）



(出所) 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2019」

家庭の社会的経済的背景（SES）と学力の関係

SESが高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向にある。



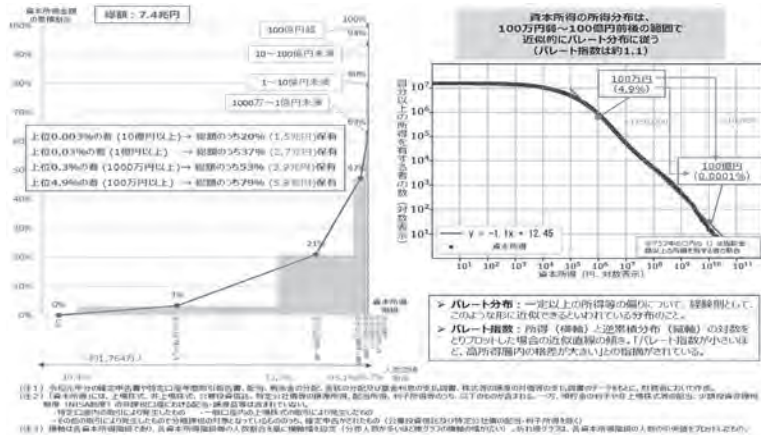
(出所) 文部科学省・教育課程部会（令和元年12月4日、資料2-2）
 『家庭の社会的経済的背景（SES）が困難な児童生徒への支援について』

21

格差を巡る状況の変化⑤

- 資本所得の分布について分析を行ったデータによると、全体では約1,764万人が約7.4兆円の資本所得を得ており、そのうち上位0.3%の者（資本所得1,000万円以上を保有する者）が総額のうち53%（約3.9兆円）を得ているといった偏りの状況がみられます。
- 100万円弱から100億円前後の範囲では、所得の分布に大きな格差が認められます。

資本所得の分布状況

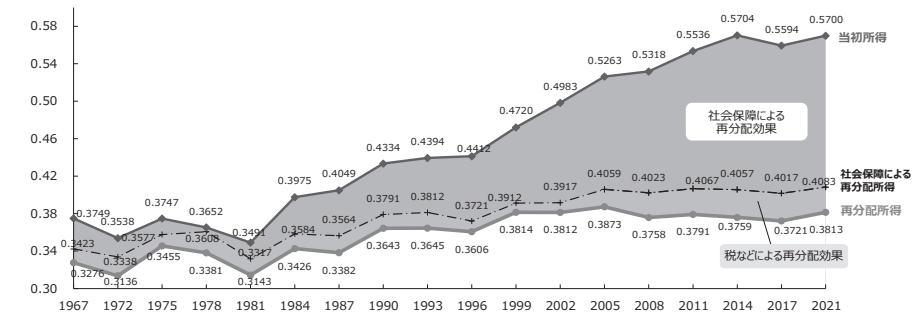


22

格差を巡る状況の変化⑥

- ジニ係数は、平成2（1990）年の再分配前で0.43、再分配後で0.36から、単身世帯や高齢者世帯の割合の上昇等を背景に、平成29（2017）年には再分配前で0.56、再分配後で0.37と長期的には拡大しています。
- 近年はその傾向に改善の動きが見られるとともに、個人所得課税の見直しなどで再分配による格差の改善幅も大きくなっています。

再分配政策によるジニ係数の変化



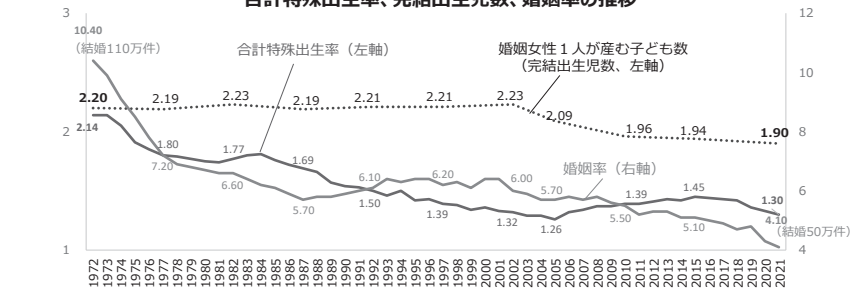
- (注1) 「当初所得」は、雇用者所得、事業所得、農林所得、資産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額）の合計額であり、公的年金等社会保険給付金は含まれていない。
- (注2) 「社会保険による再分配所得」は、2002年以前は当初所得に現物給付、社会保険給付金を加え、社会保険料をひいたものであり、2005年以降は当初所得に社会保険給付金を加え、社会保険料をひいたものである。
- (注3) 「再分配所得」は、当初所得から税金・社会保険料を控除し、社会保険給付（現金・現物）を加えたものである。
- (出所) 厚生労働省「所得再分配調査」

23

人口減少・少子高齢化①

- 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化社会対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになりました。その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められました。
- 出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復しましたが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下してきています。

合計特殊出生率、完結出生児数、婚姻率の推移



合計特殊出生率 (その年における15～49歳の女性について年齢ごとの出生率を積み上げたもの) の算定式

$$\begin{aligned} \text{合計特殊出生率} &= \frac{\text{出生数 (母親15歳)}}{\text{女性人口 (15歳)}} + \frac{\text{出生数 (母親16歳)}}{\text{女性人口 (16歳)}} + \dots + \frac{\text{出生数 (母親49歳)}}{\text{女性人口 (49歳)}} \\ &= \text{既婚女性数 (15歳)} \times \frac{\text{出生数 (母親15歳)}}{\text{既婚女性数 (15歳)}} + \dots \\ &= 15 \sim 49 \text{ 歳女性の婚姻率} \times 15 \sim 49 \text{ 歳の既婚女性 1 人の出生率} \\ &= \text{女性の婚姻率 (人口千人当たりの婚姻数)} \times \text{既婚女性 1 人が産む子どもの数 (完結出生児数)} \end{aligned}$$

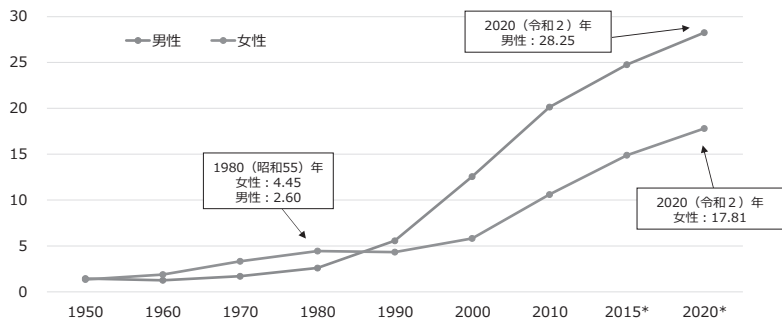
(出所) 厚生労働省「令和3年人口動態統計(確定数)の概況」(令和4年9月)、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(令和4年9月) など

24

人口減少・少子高齢化②

- 50歳時の未婚割合は、1980年に男性2.60%、女性4.45%でしたが、直近の2020年には男性28.25%、女性17.81%に上昇しています。この傾向が続けば、いずれ、男性で3割近く、女性で2割近くになると推計されています。

50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」。

注：総務省統計局「国勢調査報告」により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

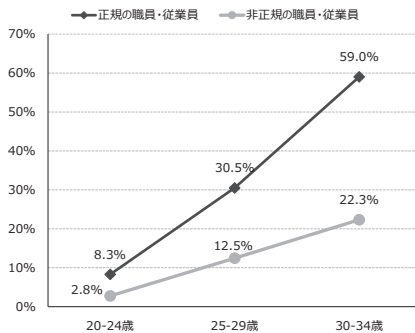
注：* 配偶関係不詳補完結果に基づく。

25

人口減少・少子高齢化③

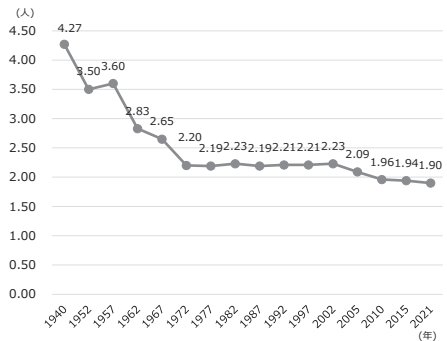
- 男性の有配偶率を見ると、非正規は正規の3分の1程度にとどまっています。
- 夫婦の完結出生児数は、1970年代から2002年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005年から減少傾向となり、直近の2021年には過去最低である1.90人となりました。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



(出所) 総務省「平成29年就業構造基本調査」
(注) 数値は、未婚でない者の割合。

夫婦の完結出生児数



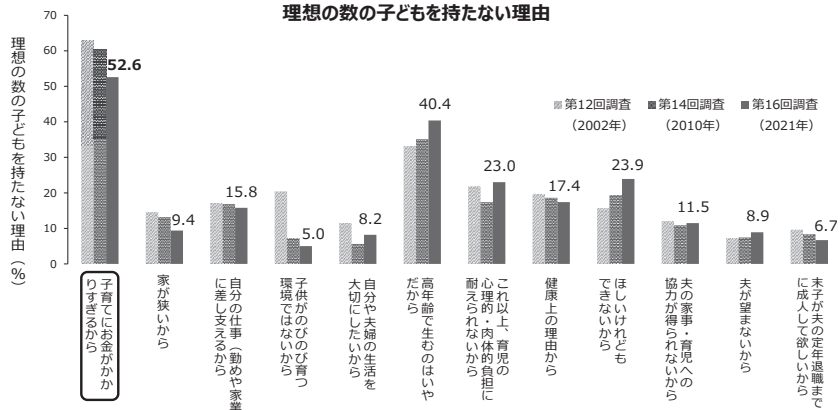
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)
(注) 対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦(出生子供数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年である。

26

人口減少・少子高齢化④

- 少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。

理想の数の子どもを持たない理由

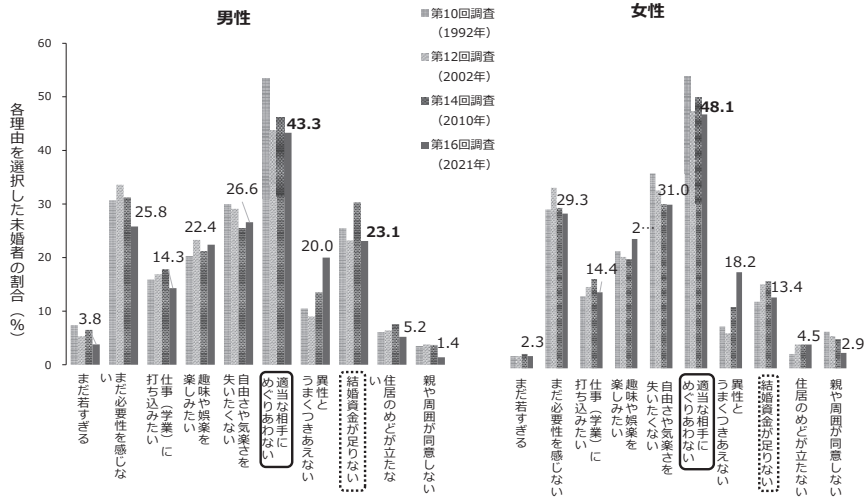


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)
(注) 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。グラフ上数値は第16回調査結果。

27

人口減少・少子高齢化⑤

未婚者が独身でいる理由

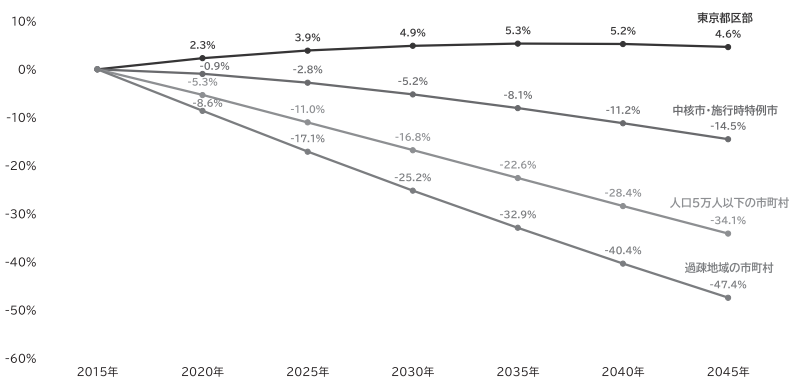


28

地域社会の変化

○ 人口減少は都市部よりも小規模な市町村においてより急速に進むと予測されています。

地域ごとの人口推移



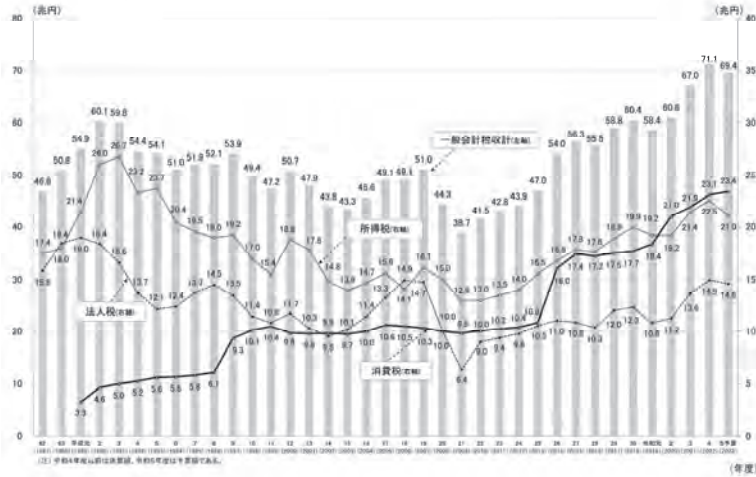
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

29

我が国財政の構造的な悪化①

- 令和5（2023）年度予算では、税収は69.4兆円と見込まれ、平成2（1990）年度決算（60.1兆円）と比較すると約1.2倍となっています。

国の一般会計税収の推移

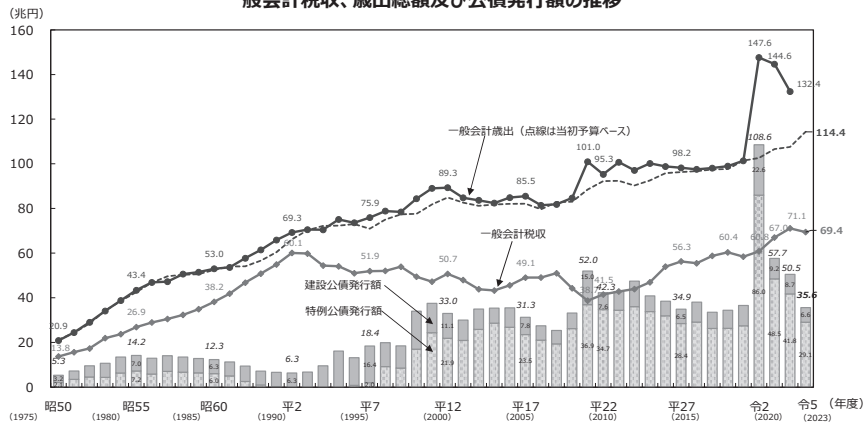


30

我が国財政の構造的な悪化②

- 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



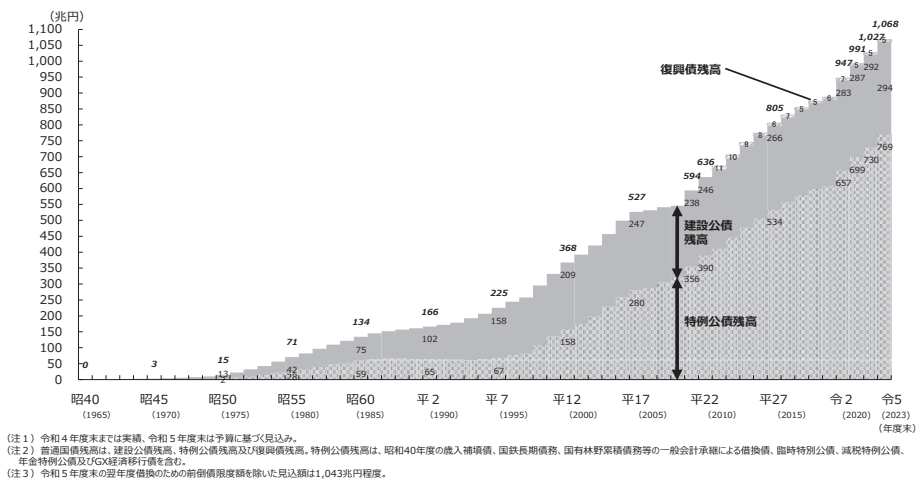
- (注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は予算による。点線は令和4年度までは当初予算、令和5年度は予算による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は当年度における平和回復運動を支援するための臨時特例公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を指している。
 (注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入れ3.4兆円が含まれている。

31

我が国財政の構造的な悪化③

- 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和5年度末には1,068兆円に上ると見込まれています。

普通国債残高の累増



32

我が国財政の構造的な悪化④

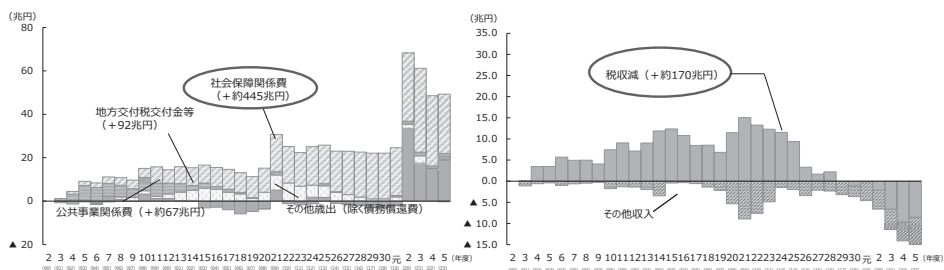
- 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見てみると、
- ・ 歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が
 - ・ 歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが
- 主要因となっています。

普通国債残高の増加要因

平成2年度末から令和5年度末にかけての普通国債残高増加額：約897兆円

歳出の増加要因：+約666兆円

税収等の減少要因：+約82兆円



- (注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は予算による。ただし、令和5年度歳出額は、令和4年度から令和5年度への繰越額を含む。
(注2) 復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を普通国債残高からは除くとともに（令和5年度末で4.9兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。
(注3) 税収のうち交付税法定分は、歳入歳出間建てである（増減が残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。
(注4) 平成2年度の収支差金は、債務償還費を除いた歳出から公債金以外の歳入を引いたもの。

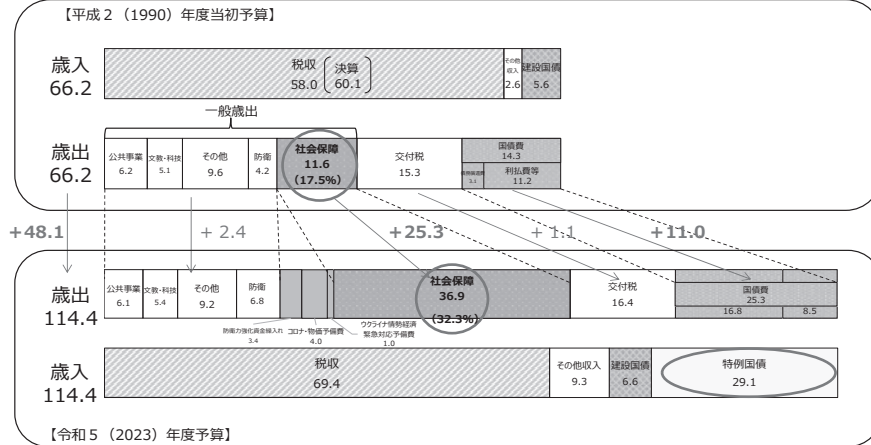
33

我が国財政の構造的な悪化⑤

- 特例公債の発行から脱却することのできた平成 2 年度当初予算と比較すると、令和 5 年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかっています。

平成 2 年度と令和 5 年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

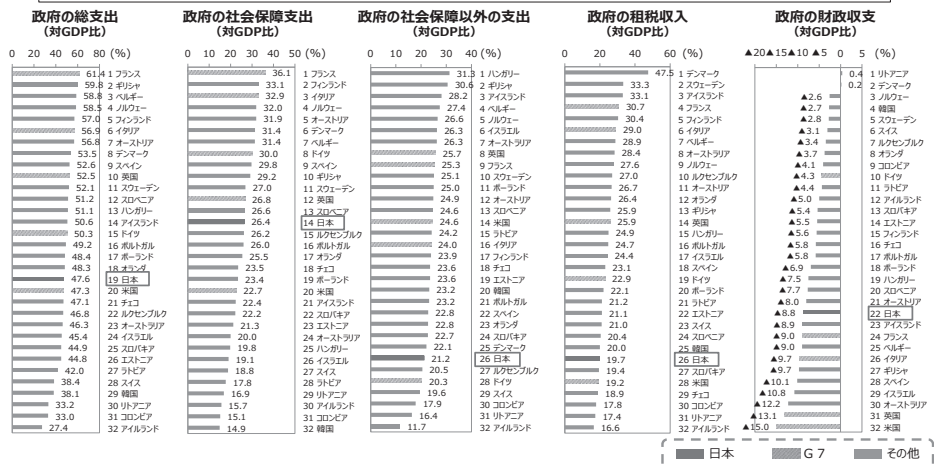
(単位：兆円)



34

我が国財政の構造的な悪化⑥

- 政府の総支出はOECD諸国の中でやや低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障以外の支出は低く、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっています。一方で、租税収入や財政収支は、OECD諸国と比較して、低い水準となっています。



(出所) 財政収支以外：内閣府「国民経済計算」、OECD「National Accounts」「Revenue Statistics」等。
財政収支：OECD「Economic Outlook 113」(2023年6月7日)
(注 1) 日本は2020年度実績値。オーストラリア、アイルランドは2020年実績値。コロンビアは2019年実績値。リトアニアは2017年実績値。それ以外の国は推計による2020年暫定値。
(注 2) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）のベース。ただし、日本の財政収支には社会保障基金を含まず、米国の財政収支には社会保障年金信託基金を含まない。

35

我が国財政の構造的な悪化⑦

- 我が国の財政収支は、他の主要国と同様に平成20年（2008年）秋のリーマンショックの影響による悪化から改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応のため、令和2年（2020年）以降は大幅な赤字となっています。

暦年	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)
日本	▲8.6	▲8.0	▲8.2	▲7.5	▲7.2	▲5.9	▲4.6	▲4.8
米国	▲14.1	▲13.0	▲11.5	▲9.7	▲6.1	▲5.5	▲4.8	▲5.7
英国	▲10.3	▲9.2	▲7.4	▲8.1	▲5.5	▲5.5	▲4.5	▲3.3
ドイツ	▲3.2	▲4.4	▲0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	1.2
フランス	▲7.2	▲6.9	▲5.2	▲5.0	▲4.1	▲3.9	▲3.6	▲3.6
イタリア	▲5.1	▲4.2	▲3.6	▲2.9	▲2.9	▲3.0	▲2.6	▲2.4
カナダ	▲3.9	▲4.7	▲3.3	▲2.5	▲1.5	0.2	▲0.1	▲0.5

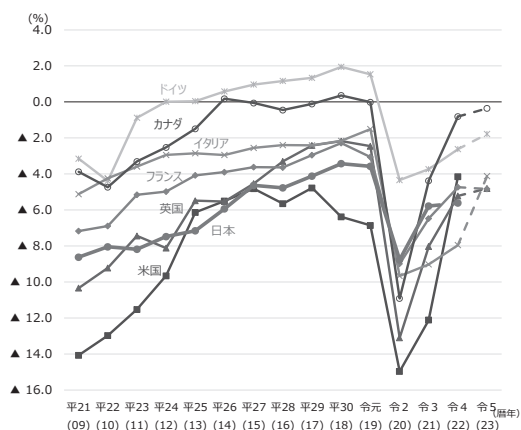
暦年	平29 (2017)	平30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
日本	▲4.1	▲3.4	▲3.6	▲8.8	▲5.8	▲5.6	—
米国	▲4.8	▲6.4	▲6.9	▲15.0	▲12.1	▲4.2	—
英国	▲2.4	▲2.2	▲2.5	▲13.1	▲8.0	▲5.2	▲4.8
ドイツ	1.3	1.9	1.5	▲4.3	▲3.7	▲2.6	▲1.8
フランス	▲3.0	▲2.3	▲3.1	▲9.0	▲6.5	▲4.7	▲4.8
イタリア	▲2.4	▲2.2	▲1.5	▲9.7	▲9.0	▲8.0	▲4.7
カナダ	▲0.1	0.4	▲0.0	▲10.9	▲4.4	▲0.8	▲0.4

(出所) OECD "Economic Outlook 113" (2023年6月7日)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

(注2) 日本は2022年、それ以外の国々は2023年の推計値。ただし、日本及び米国については2023年の推計値は掲載されていない。

財政収支の国際比較（対GDP比）



36

我が国財政の構造的な悪化⑧

- 債務残高の対GDP比は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

債務残高の国際比較（対GDP比）

<全世界における順位（172カ国・地域中）>

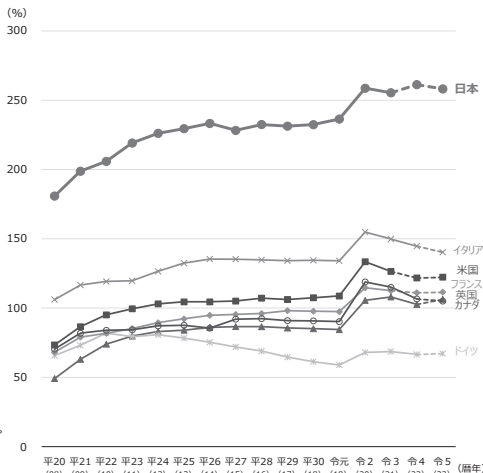
1	マカオ	0.0%	158	フランス	112.6%
2	香港	1.9%	159	カナダ	115.1%
...	...	...	...	...	...
70	韓国	51.3%	164	米国	126.4%
...	...	...	...	...	...
108	ドイツ	68.6%	169	イタリア	149.8%
...	...	...	170	スーダン	187.9%
113	中国	71.8%	171	ギリシャ	200.7%
...	...	...	172	日本	255.4%
154	英国	108.1%			

※ 数値は令和3年（2021年）の値。

(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年4月)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

(注2) 日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年の推計値。それ以外の国々は、2023年の推計値。



37

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

(1 ページ)	総論：地方財政・地方税制の現状と課題
(2 ページ)	地方財政の果たす役割
(3 ページ)	地方財政計画の歳出の推移
(4 ページ)	地方財政の借入金残高の状況
(5 ページ)	地方財政の財源不足の状況
(6 ページ)	令和 6 年度の地方財政の課題
(7 ページ)	国・地方の税源配分について
(8 ページ)	国税・地方税の税収内訳（令和 5 年度地方財政計画額）
(9 ページ)	地方税収（地方財政計画ベース）の推移
(10 ページ)	令和 4 年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）
(11 ページ)	主要税目（地方税）の税収の推移
(12 ページ)	人口一人当たりの税収額の指数（令和 3 年度決算額）
(13 ページ)	地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
(14 ページ)	各論①：個別地方税制の現状と課題
(15 ページ)	1. 地方法人課税
(16 ページ)	法人課税の概要
(17 ページ)	法人事業税の外形標準課税の概要
(18 ページ)	外形標準課税対象法人数・割合の推移（全国）
(19 ページ)	持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係
(20 ページ)	令和 5 年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）
(21 ページ)	2. 固定資産税
(22 ページ)	固定資産税の概要
(23 ページ)	固定資産税の仕組み
(24 ページ)	負担水準の均衡化のイメージ
(25 ページ)	令和 3 年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）
(26 ページ)	商業地等の負担水準の状況
(27 ページ)	据置ゾーンによって生じる不公平
(28 ページ)	3. 森林環境税・森林環境譲与税
(29 ページ)	森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計
(30 ページ)	森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準
(31 ページ)	森林環境譲与税の取組事例集（令和 4 年度実績）
(32 ページ)	4. 車体課税
(33 ページ)	車体課税（地方税）の課税イメージ
(34 ページ)	電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方
(35 ページ)	各論②：地方税務手続の電子化等
(36 ページ)	地方税務手続のデジタル化のあゆみ

(37ページ)	eLTAX（エルタックス）について
(38ページ)	地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移
(39ページ)	eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大
(40ページ)	地方税統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について
(41ページ)	地方税統一QRコード（eL-QR）のイメージ
(42ページ)	地方税関係通知のデジタル化.....
(43ページ)	地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

地方財政・地方税制の現状と課題



第75回 租税研究大会

令和5年9月20日

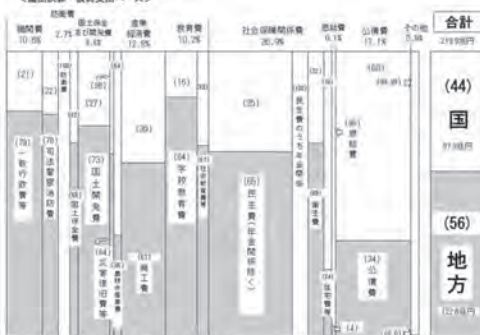
総務省 自治税務局長 池田 達雄

<目次>

総論：地方財政・地方税制の現状と課題	1
各論①：個別地方税制の現状と課題	
1. 地方法人課税	15
2. 固定資産税	21
3. 森林環境税・森林環境譲与税	28
4. 車体課税	32
各論②：地方税務手続の電子化等	35

1

- 国と地方の役割分担（令和3年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞

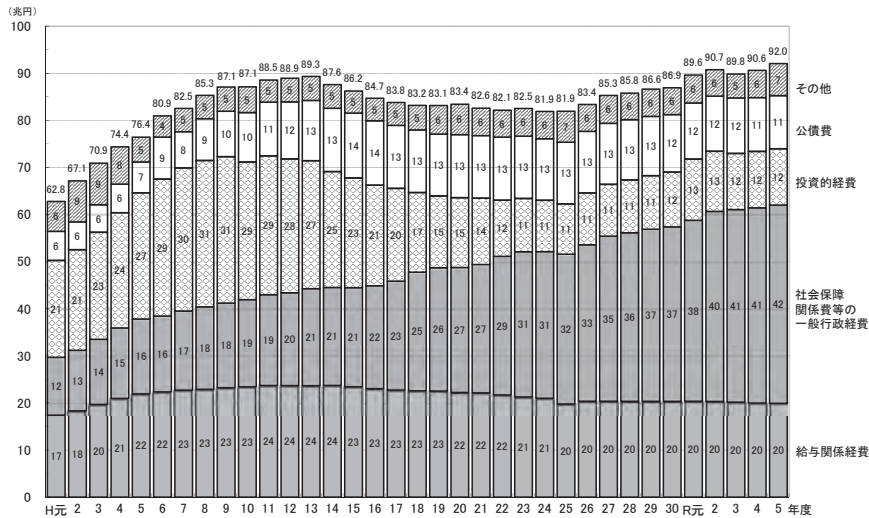


国と地方との行政事務の分担

[illegible]

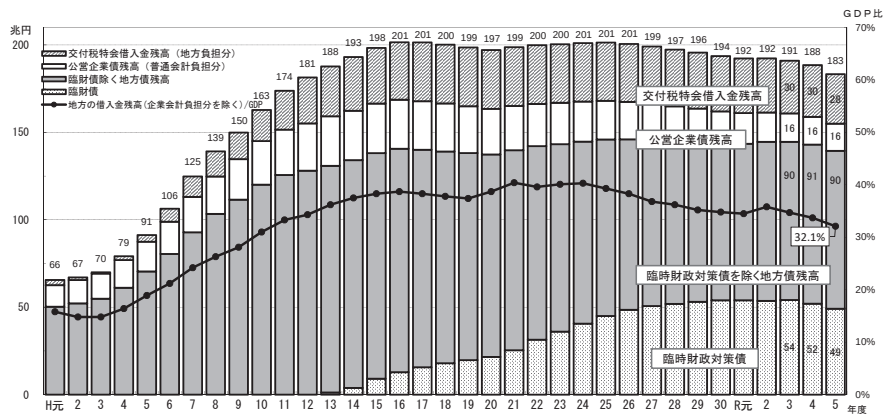
地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。



3

地方財政の借入金残高の状況



※ 1 地方の借入金残高は、令和3年度までは決算ベース、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※ 2 GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度は実績見込み、令和5年度は政府見通しによる。

※ 3 表示未満は四捨五入をしている。

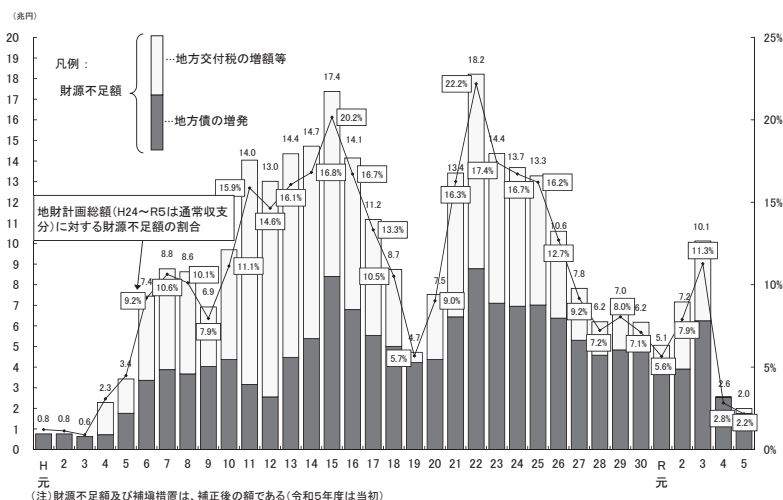
(参考) 公営企業借入金 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業 借入金	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	20

4

地方財政の財源不足の状況



5

令和6年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 活力ある多様な地域社会の実現等の重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靭化を始めとする安全・安心な暮らしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保等

- (1) 社会保障関係費等の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組むことができるよう、「こども未来戦略方針」等を踏まえ、地方財源を適切に確保。
- (3) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。
- (4) 地方分権推進の基盤となる地方税の充実確保とともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組。

3. 地域DXの推進と財政マネジメントの強化

- (1) デジタル社会のパスポートとしてのマイナナンバーカードの利活用拡大等による住民サービスの向上のための取組の推進や自治体情報システムの標準化・共通化、地域課題の解決に資するデジタル実装の全国展開などにより、地域DXを推進。
- (2) 公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化や公立病院経営強化プランの推進等による公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

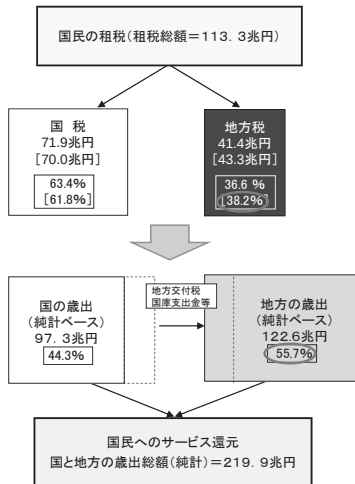
東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確保な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

6

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和3年度決算)

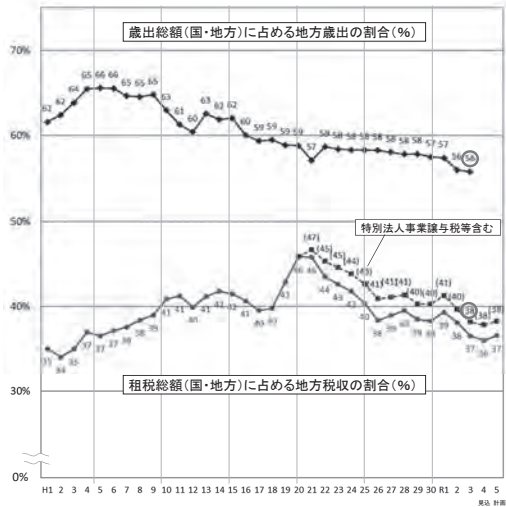


(注) 精算中であり、数値が変動することがある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。
〔〕内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額。

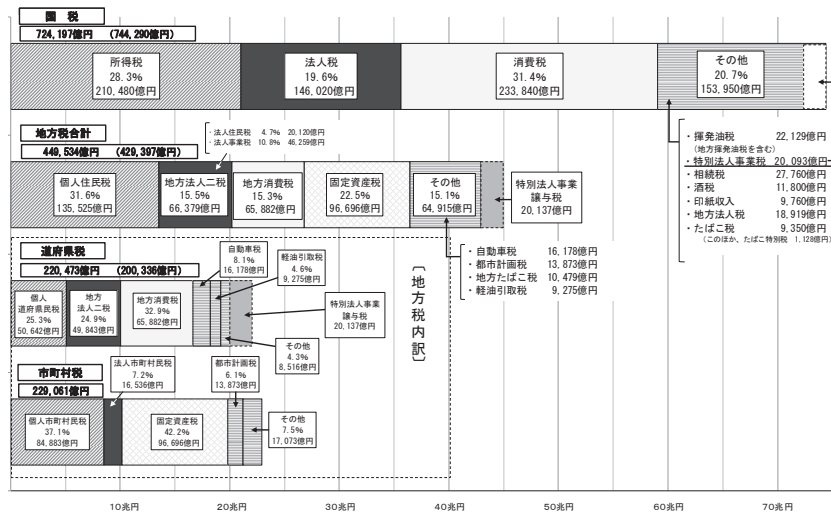
◎地方の税源・歳出配分の推移



(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額(令和5年7月時点)、令和5年度は地方財政計画額である。

7

国税・地方税の税収内訳(令和5年度地方財政計画額)



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

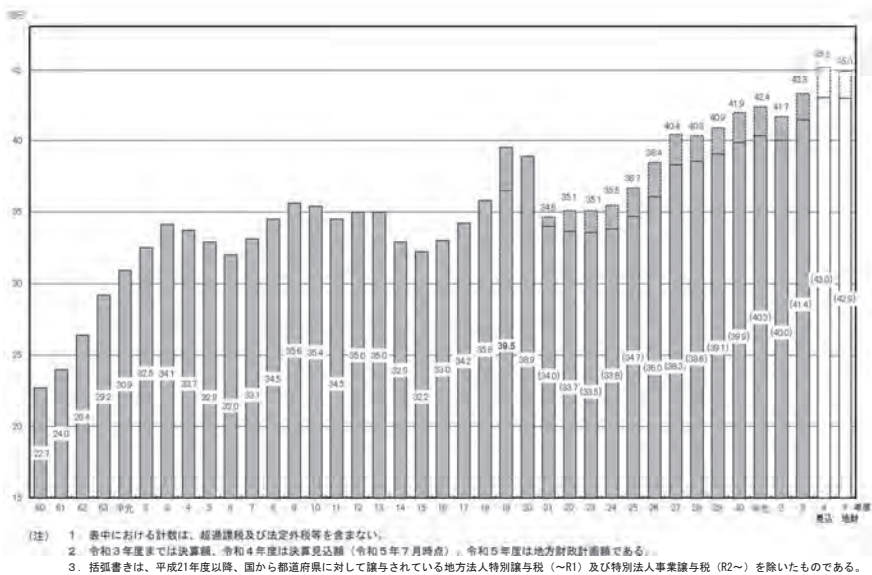
2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含む。()内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

8

地方税収（地方財政計画ベース）の推移

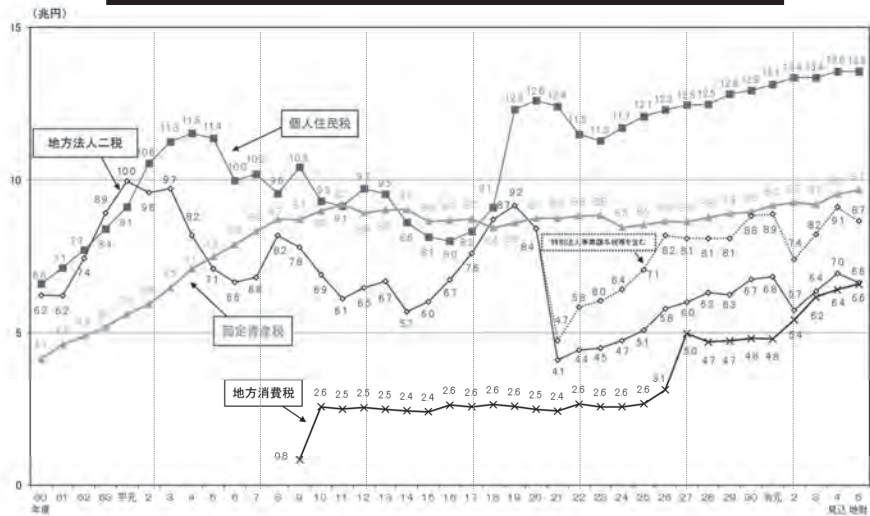


令和4年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）

		令和4年度 決算見込額 (令和5年7月)			(単位:兆円)	
	令和3年度 決算額 ①	令和4年度 地財計画額 ②	③	対R3決算 (③-①)	対R4地財 (③-②)	令和5年度 地財計画額
個人住民税	13.4	13.2	13.6	+0.2	+0.3	13.6
地方法人二税 (特別法人事業課税を含む)	8.2	8.3	9.1	+0.9	+0.8	8.7
うち特別法人 事業課税	1.9	2.0	2.2	+0.3	+0.2	2.0
地方消費税	6.2	5.9	6.4	+0.2	+0.5	6.6
固定資産税	9.2	9.4	9.5	+0.3	+0.1	9.7
その他	6.3	6.4	6.6	+0.2	+0.1	6.5
地方税計 (特別法人事業課税を含む)	43.3	43.3	45.2	+1.9	+1.9	45.0
地方税計 (特別法人事業課税を除く)	41.4	41.3	43.0	+1.6	+1.7	42.9

(注) 1. 令和4年度決算見込額（令和5年7月）は、地方公共団体からの速報値を集計したものである（最終的な決算額とは異同が生じることがある）。
2. 表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。
3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

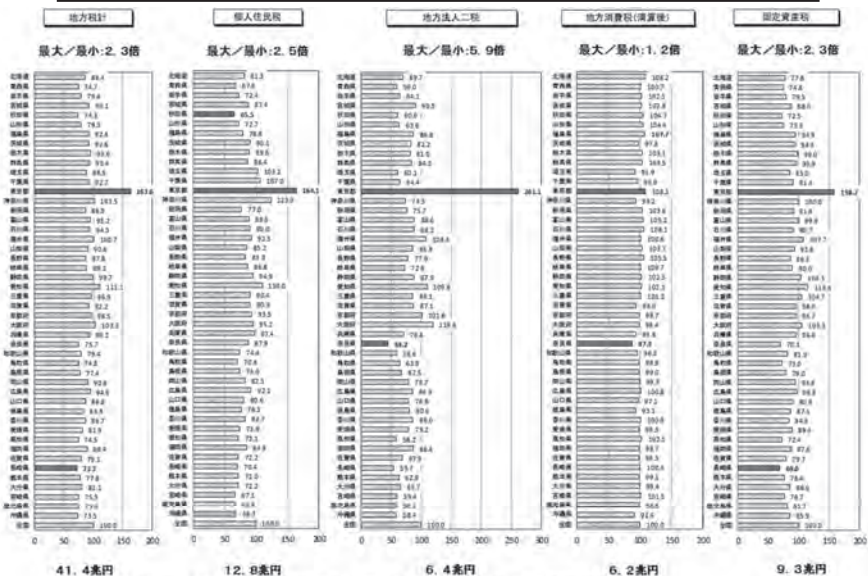
主要税目（地方税）の税収の推移



- (注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2. 令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額(令和5年7月時点)、令和5年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業課税等を加算した額。

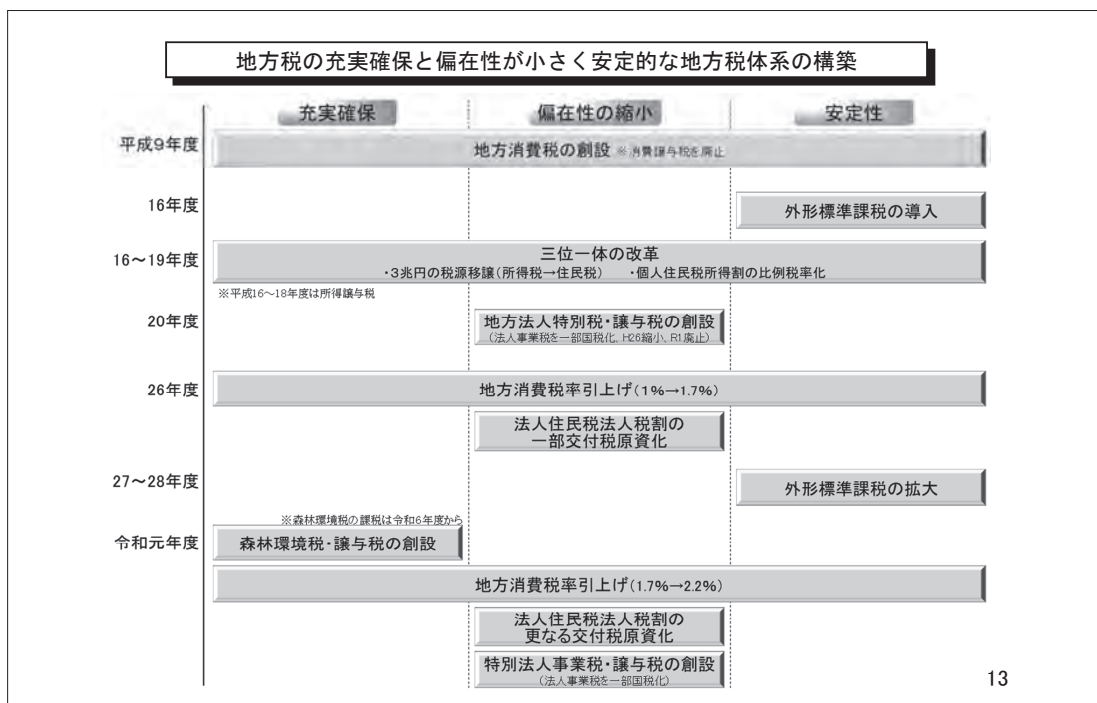
11

人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算額）



12

(13ページ)



(14ページ)



各論①：個別地方税制の現状と課題

14

1. 地方法人課税

法人課税の概要

法人税 (国)

14.6兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率
23.2%

= 法人税額

地方法人税 (国)

1.9兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 10.3%

法人住民税 (県・市)

2.0兆円

法人税割

県

法人税額

× 1.0%

市

法人税額

× 6.0%

均等割

資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分 7万円 ~ 380万円

【資本金1億円超の普通法人】

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額
(収益配分額+専任役員俸給)

× 1.2%

資本割

資本金等の額

× 0.5%

所得割

所得

× 1.0%
(2.6%相当)

法人事業税 (県)

4.6兆円
(2.0兆円)

※ ()内は特別法人事業税(外割)

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 7.0%
(2.6%相当)

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

(電気供給業(送配電事業)(注1)・ガス供給業(導管事業)(注2)・保険業を営む法人)

収入割

収入金額

× 1.0%
(0.3%相当)

(注1)小売電気事業者、発電事業者及び特定型供給事業については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。
(注2)導管事業以外の事業については、導管部門の法的対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

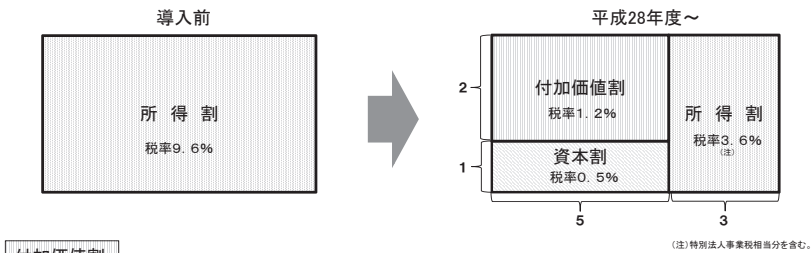
※ 税収はR5収入見込額。なお、繰越処理の関係で、計が一致しない場合がある。

※ 税率の括弧内は、特別法人事業税相当の税率(外割)。

16

法人事業税の外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、資本金1億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
- 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。
⑮～⑳ 2/8 ⇒ ㉑ 3/8 ⇒ ㉒～ 5/8



付加価値割

$$\text{付加価値額} = \left[\frac{\text{収益配分額 (報酬給与額※ + 純支払利子 + 純支払賃借料)}}{\text{※雇用安定控除 (収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除) 有り}} + \text{単年度損益} \right] \times 1.2\%$$

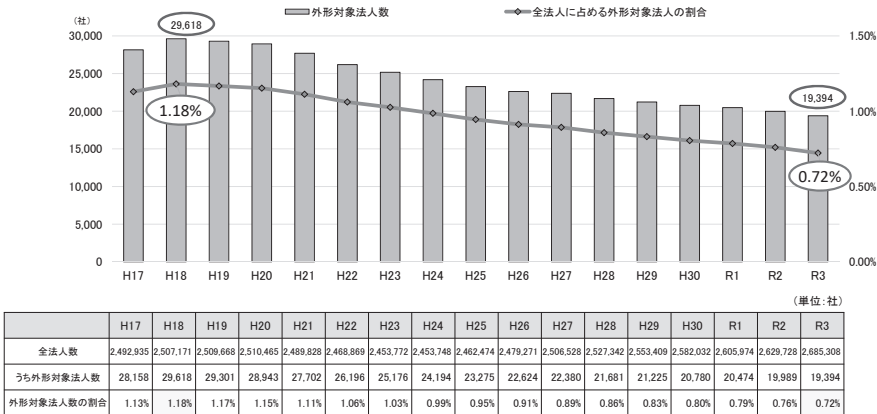
資本割

$$\text{資本金等の額※} = \left[\frac{\text{法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額}}{\text{無償増減資の加減算}} + \text{無償増減資の加減算} \right] \times 0.5\%$$

※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」を課税標準とする。

外形標準課税対象法人数・割合の推移(全国)

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
- 平成18年度と比べて令和3年度は、数では約1万社の減少、割合では2/3に減少。

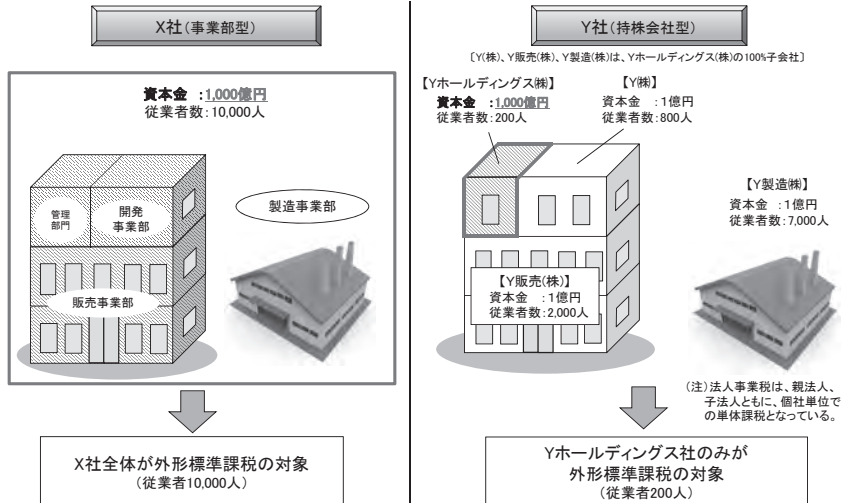


※「道府県の課税状況に関する調」による。

持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係

- 持株会社化・分社化によって、資本金1億円以下の子会社を設立した場合、組織再編の前後で企業グループ全体の姿はほとんど変わっていないにもかかわらず、外形標準課税の対象範囲が縮小。

(イメージ)



19

令和5年度税制改正大綱(外形標準課税関係部分抜粋)

令和4年12月16日
自由民主党
公明党

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

20

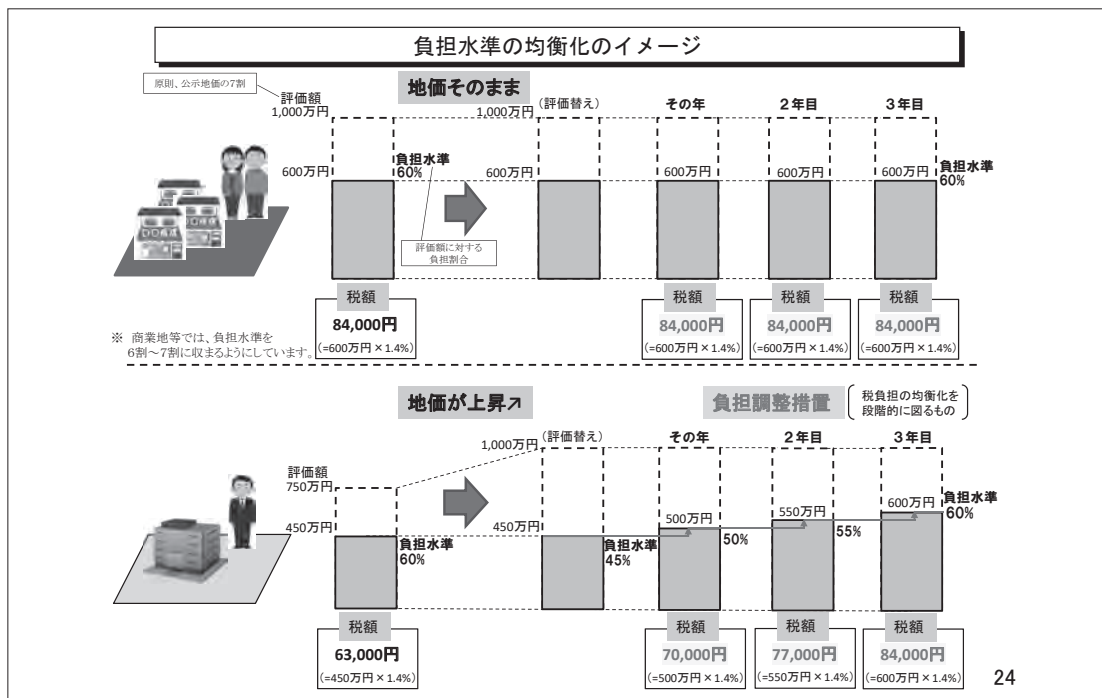
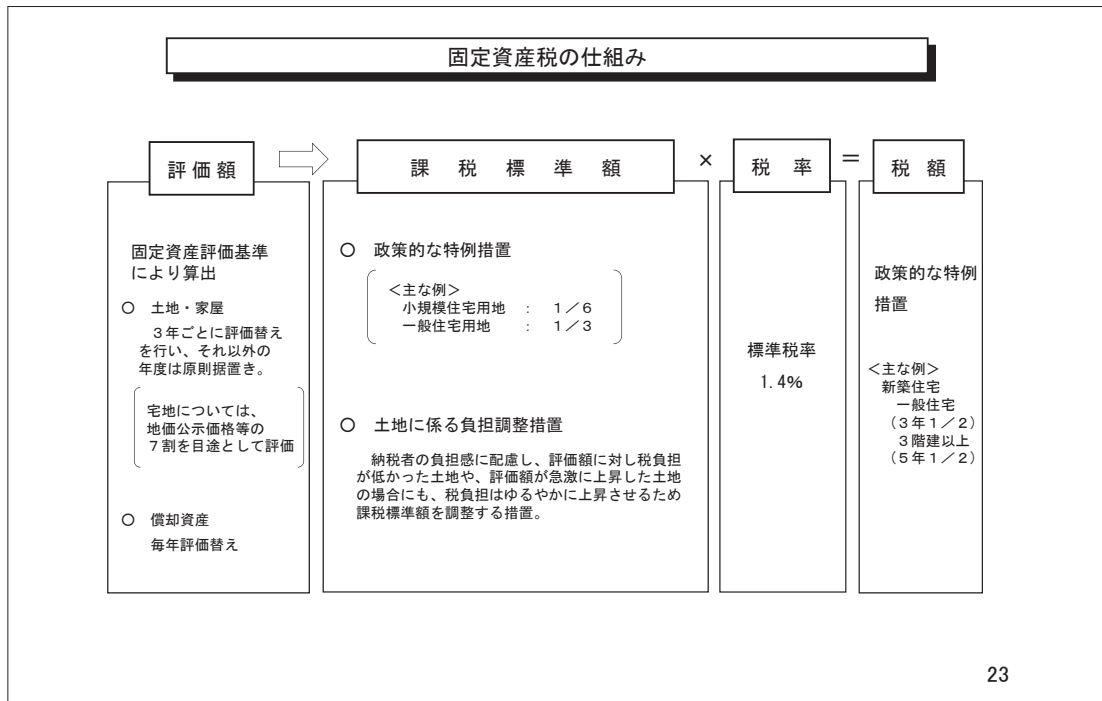
2. 固定資産税

固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区 分	固 定 資 産 税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億8,076万筆、家屋：5,877万棟)
2. 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,155万人、家屋：4,237万人、償却資産：483万人)
4. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（令和3年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収	9兆2,345億円（土地3兆5,120億円、家屋3兆9,378億円、償却資産1兆7,846億円）

※1 税収以外のデータは、令和4年度実績。
※2 固定資産税の制限税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
※3 税収は令和3年度決算額。



令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

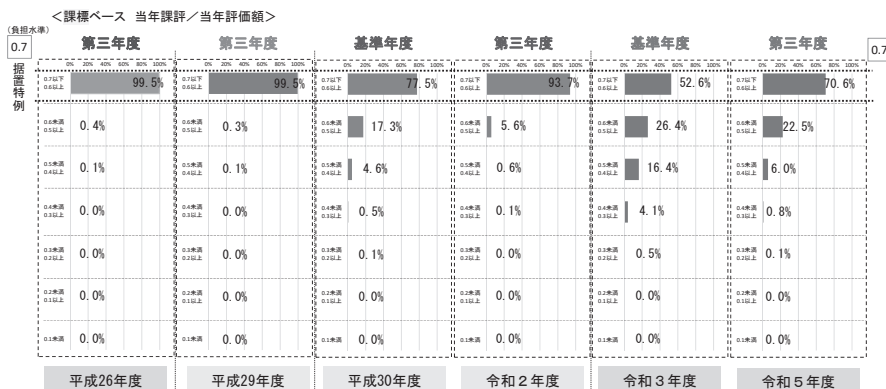
今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

25

商業地等の負担水準の状況

- 平成6年の7割評価に伴う負担水準のばらつきは、平成26年度・29年度にほぼ収斂。
- 近年の地価上昇により負担水準は再びばらついている。（※R3、4のコロナ特例の影響もあり。）



【参考】地価公示（商業地）

H20→H23
▲13.9%

H23→H26
▲5.6%

H26→H29
+2.3%

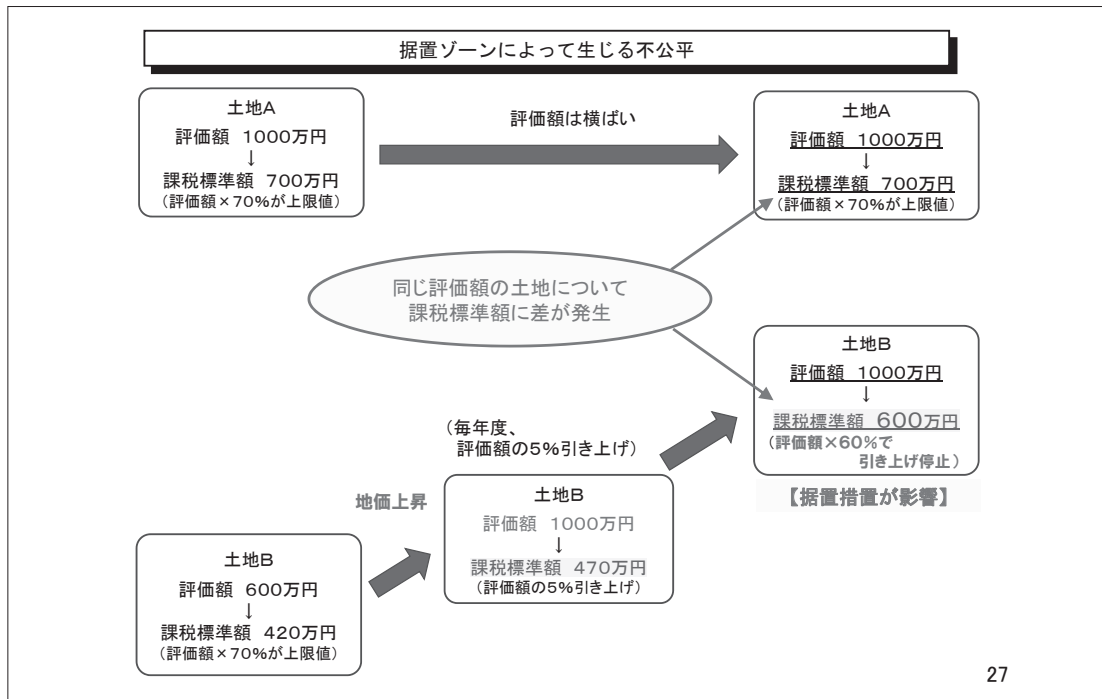
H29→R2
+8.0%

R2→R5
+1.4%

※1 当該年度課税標準額（当該年度評価額）を基に、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合（%）を示したものである。
※2 各年度の課税標準額、評価額等については、当該年度の課税標準額を基に算出する（法定受取額以上）。
※3 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

26

(27ページ)



(28ページ)

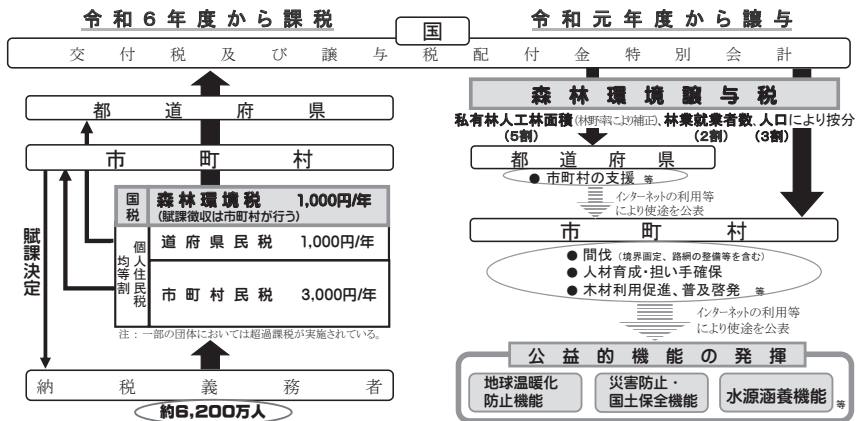
3. 森林環境税・森林環境譲与税

28

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。
- 収税は、平年度で約600億円。課税までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

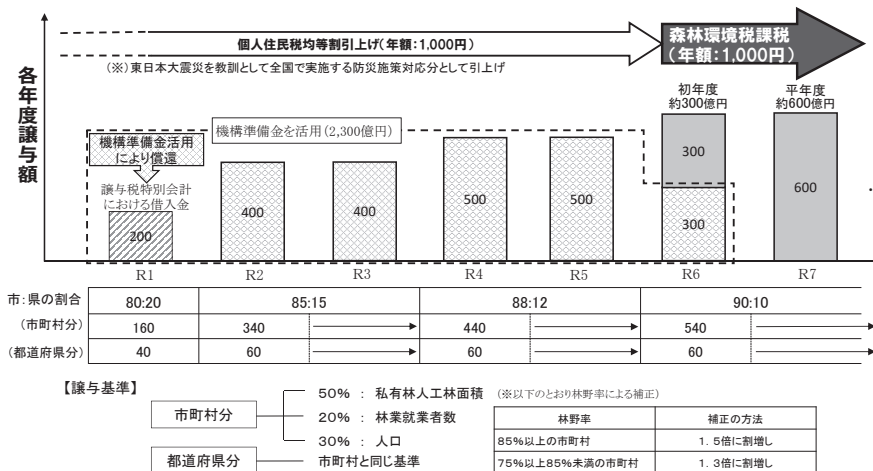
【制度イメージ】



29

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



30

森林環境譲与税の取組事例集（令和4年度実績）

森林整備

○ 森林経営管理制度に基づく市町村による間伐の実施（秋田県由利本荘市）

由利本荘市は、私有林人工林のうち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進。

【実績】意向調査:4,206ha（事業費7,045千円 ※全額譲与税）、
経営管理施策集積計画の策定及び保育間伐:41ha（事業費7,216千円 ※全額譲与税）



〈森林整備前〉



〈森林整備後〉

人材確保・育成

○ 新規就業者の確保（岡山県三咲町）

美咲町では、町内の林業事業者の減少や高齢化等の理由から将来的な林業の担い手不足が課題。町内外からの新規林業就業者の確保と町内への移住・定住に繋げるため、1日林業体験及び林業実務研修会を実施。

【実績】1日林業体験及び林業実務研修会（計17名（町内:3名、町外:14名）参加）

町内の林業事業体への就業（2名）（事業費1,179千円 ※全額譲与税）



〈1日林業体験〉



〈林業実務研修会〉

木材利用・普及啓発

○ 市内小学校の内装木質化の実施（神奈川県小田原市）

小田原市では、地域産木材の利用拡大を図るため、市内小学校の内装木質化を実施。令和4年度は、地域産を活用して、大窪小学校の腰壁や天井、室名札、椅子や机等の木質化を実施。低質材も積極的に活用することで、川上への利益還元、安定的な森林経営に貢献。

【実績】小学校の内装木質化への地域産のログ・セノ・間伐材の活用 34㎡

木質化の意義を伝える学習やワークショップの実施
（事業費30,039千円うち譲与税18,330千円）



〈木質化した図書コーナー〉



〈伝統工芸による室名札〉



〈編材ワークショップ〉

○ 友好都市連携による森林整備（東京都荒川区×福島県福島市）

荒川区と福島市は、地球温暖化対策の推進及び森林の保全や地域交流の促進を目的として、「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定」を令和4年5月に締結し、福島市の市有林の一部に設置した「あらかわの森」において、相互に連携・協力して森林整備を行う事業を開始。

【実績】植樹ツアー 2回（荒川区民の親子20組40名参加）

（事業費3,394千円（荒川区）、485千円（福島市） ※全額譲与税）



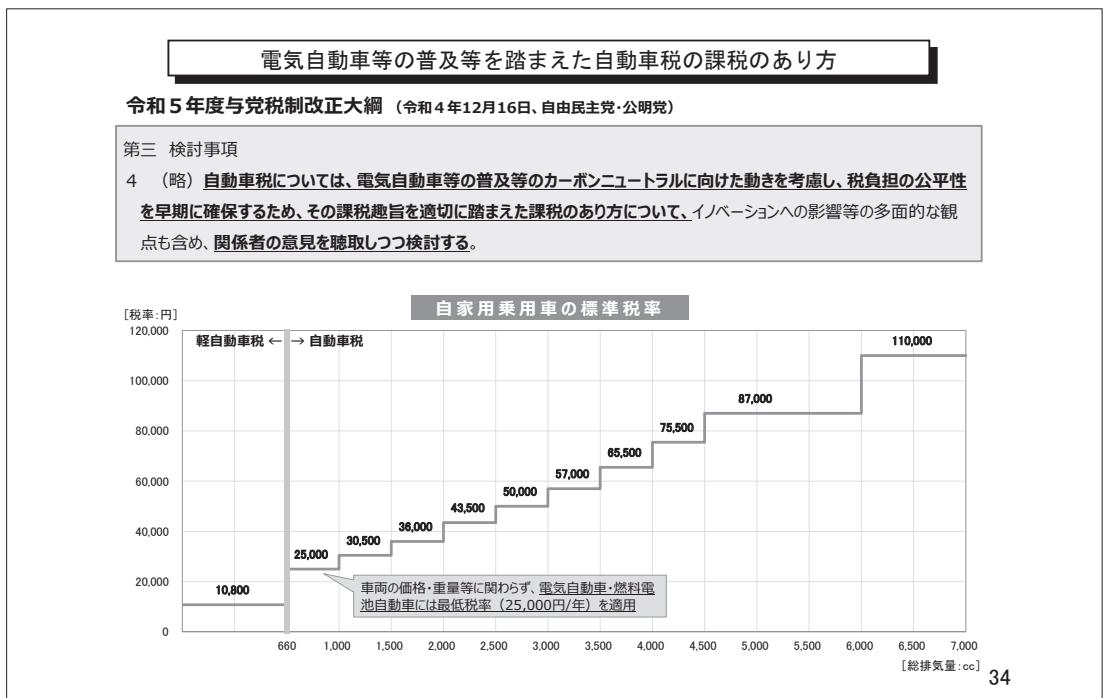
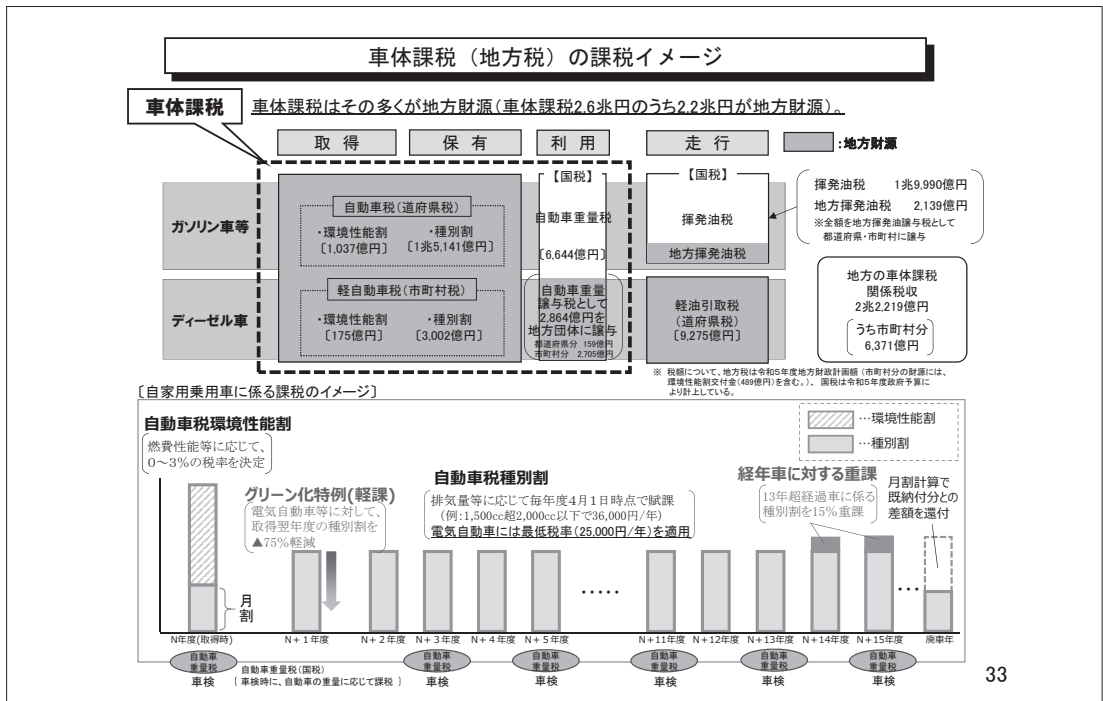
〈記念植樹の様子〉



〈植樹体験の様子〉

31

4. 車体課税





各論②：地方税務手続の電子化等

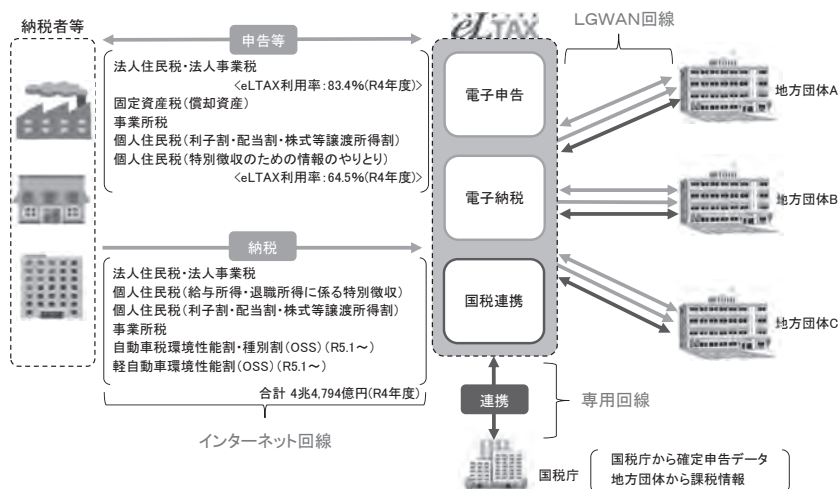
35

地方税務手続のデジタル化のあゆみ				
	電子申告・申請等	電子納付	国税との情報連携	その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ、中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ [R3.1]		法定調書、扶養正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化 [H29.1]	JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始 [H27.4] 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始 [H28.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目	法人の開発業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除 [R2.3]	固定資産税等に係る登記所との情報連携開始 [R2.1]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]		財務諸表提出の一元化 [R2.4]	
4年度	法制上、全ての申告・申請手続へ対象拡大 [R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始 [R5.1]
5年度以降	地方たばこ税等の電子申告開始 [R5.10]	地方税統一QRコード等を用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)		特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始 [R6.1] 基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

36

eLTAX(エルタックス)について

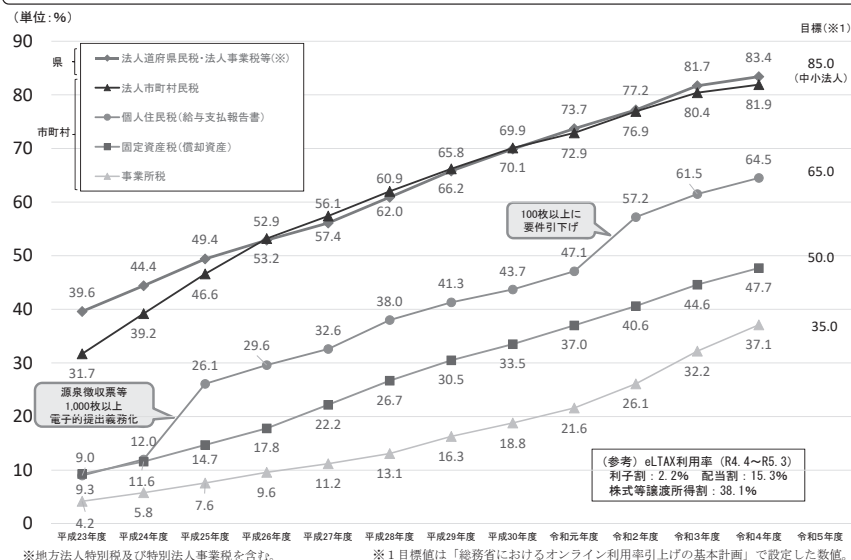
- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



37

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

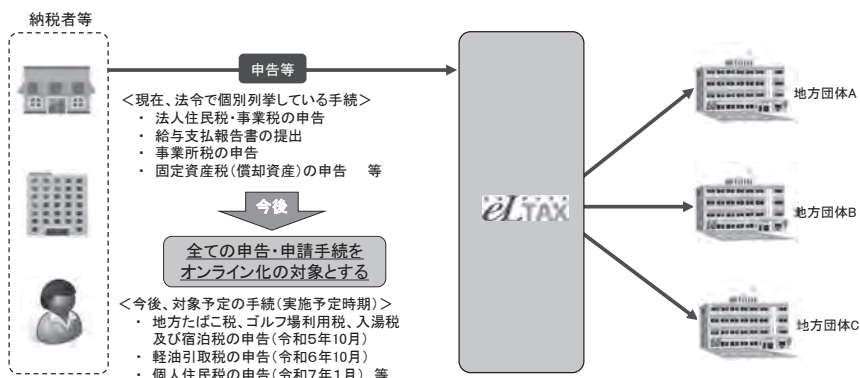
- eLTAXを通じた電子申告利用率は、年々、上昇している。



38

eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

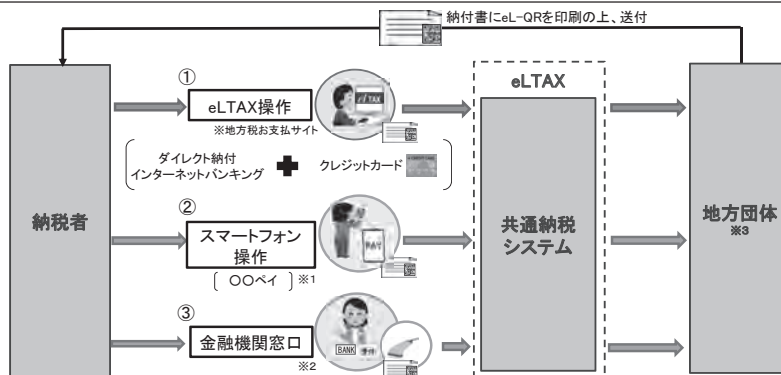
- eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定していた。
- 令和4年度税制改正により、今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講じることとした。



39

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
 - ①eLTAX操作による電子納付
 - ②スマートフォン操作による電子納付
 - ③金融機関窓口における納付受付後の事務処理
 への活用を開始。
- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



※1: 利用可能なスマートフォン決済アプリ: R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定
 ※2: eL-QR対応可能金融機関: 都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行(R5.5~)・信用金庫・労働金庫等372機関
 ※3: eL-QR活用地方団体: 1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

40

地方税統一QRコード(eL-QR)のイメージ

The image shows a local tax payment slip (left) and a receipt (right). The payment slip includes fields for taxpayer information, tax amount (30500), and a QR code. The receipt shows the payment details and the QR code. A label points to the QR code on the payment slip.

地方税統一QRコード
(eL-QR)

地方税関係通知のデジタル化

【令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日自由民主党・公明党)[抄]】

- 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。

■ 地方税関係通知の例

- 納税通知書(課税明細書を含む。)
- 各種証明書(納税証明書や固定資産課税台帳登録事項証明書など)
- 減免決定通知書 等

■ 地方税関係通知のデジタル化(イメージ)



地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

検討の背景

- **地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、指定納付受託者制度（地方自治法 §231の2の2）を活用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができる。**
- 他方、**地方税については、これに加えて全国共通の仕組みとして納付書に付された地方税統一QRコードを読み取ることで、eLTAXを活用した収納が可能。**
（例えば、事業者が全国に保有する土地等に係る固定資産税について、当該土地等の所在市町村の個別の納付方法に限らず、全国共通の地方税統一QRコードを利用して統一の方法により納付することが可能。）
- **地方税以外の公金についても、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上の観点から、上記の仕組みを活用した収納を可能とすべきとの声^{*}がある。** ※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等

取組状況

- デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、**eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和5年3月に決定。**

【方針の概要】

遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

- ① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、**関係法令を改正。**
- ② **公金の性質上、全国的に共通の取扱いと必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討。**
- ③ 地方公共団体による公金納付へのeLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。
- ④ その他、地方税共同機構におけるeLTAXのシステム改修や公金収納を行うための体制整備等、関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。